城下小学校トイレ改修工事　建築改修工事特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事場所　　上田市諏訪形

2. 敷地面積(㎡)　　—,—.—㎡

3. 改修対象建物

建物別	種別	構造	階数	梁間(m)	桁行(m)	建築面積(㎡)	延面積(㎡)
北棟	改修	RC・W	2			871.08	1,500.92
南棟	改修	RC・W	2			632.07	1,138.43

Ⅱ 建築改修工事仕様

1. 共通仕様
   (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「改修標仕」という。)による。
   また、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下、「標仕」という。)、及び「建築物解体工事共通仕様書・同解説(最新版)」(以下、「解体共仕」)による。
   (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事はそれぞれの標準仕様書を適用する。
2. 特記仕様
   (1) 項目は、番号に◯ 印の付いたものを適用する。
   (2) 特記事項は、⊙ 印の付いたものを適用する。
   ⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
   ⊙ 印と ※ 印の付いた場合は、共に適用する。
   (3) 特記事項に記載の[. .]内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
   (4) 特記事項に記載の(. .)内表示記号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。
   (5) 特記事項に記載の〈. . 〉内表示記号は、解体共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	① 適用基準等	※ 建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 敷地調査共通仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 ※ 工事写真の撮り方 建築編　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 公共木造建築工事標準仕様書　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ 建築改修工事監理指針　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ 建築工事監理指針　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・ 建築構造設計基準　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ 建築物解体工事共通仕様書・同解説　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ※ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)　建設省建設経済局建設業課・ 住宅局建築指導課監修 ・ 長野県建設リサイクル推進指針 ・ 建設副産物適正処理推進要綱(以下「推進要綱」という) 各基準等は最新年度版を使用する。
	② 工事実績情報の登録	※ 適用する　・ 適用しない　[1.1.4]
	③ 品質計画	建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による　[1.2.2] ※ 風速 (V_0= 30) ※ 地表面粗度区分 (・Ⅰ ・Ⅱ ⊙Ⅲ ・Ⅳ) ※ 積雪区分 建告示第1455号 別表(27) 建築非構造部材の耐風及び耐震設計 耐風圧性能 (建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法) 建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3)倍の風圧力に対応した工法 外壁、屋根等の非構造部材の耐震設計は次による 検討に用いる層間変形角 (※1/100 (S造) 1/200 (RC造、SRC造)　・　) 設計用水平震度 (※1.0　・　) 設計用鉛直震度 (※0.5　・　)
	④ 電気保安技術者	※ 適用する　・ 適用しない　[1.3.3]
	⑤ 施工条件明示項目	施工順序、工事車両の駐車場所、資機材の保管場所、その他　[1.3.5] ※ 現場説明書による　・ 図示
	⑥ 発生材の処理等	※ 10章 解体工事による　・ 構外搬出適正処理　・ 現場説明書による　[1.3.12] また、収集・運搬・中間処理・最終処分等の処理について予め監督職員と協議すること。
	⑦ 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等　[1.4.1] 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の(1)から(6)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 (6) 建築材料等は、クロルピリホスを成分として含有せず、施工においても添加しないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量がF☆☆☆☆のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則としてF☆☆☆☆のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 ■ 規制対象外 ① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ■ 第三種 ① JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品
	⑧ 特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

	⑨ 石綿含有建材の事前調査	調査範囲　※ 図示　・　[1.5.1] 既存の設計図書 (⊙ 有 ・ 無) 石綿含有建材の調査報告書 (・ 有 ・ 無) 分析調査 ※ 10章解体工事による　・
	10. 施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※ 図示　・　[1.6.2] 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　※ 図示　・　[1.6.3]
	⑪ 建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能と同等以上のものを使用する。[1.4.2] ただし、製造業者等が記載されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。なお、JIS及びJASの表示のない材料及び製造業者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 なお、(一社)公共建築協会で発行する「建築材料・設備材料等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(最新版)」に指定された材料については上記(1)～(6)に該当するものとする。 また、備考欄に商品名が記載された材料については、当該商品同等の性能を有するものとし、監督職員の承諾を受けた材料とする。
	⑫ 技能士	※ 適用する(一級技能士を採用している現場である旨の表示をすること。)　[1.7.2] ・ 適用しない　⊙ 以下の表による他監督員の指示による 適用工事種目 / 技能検定作業 仮設工事 / ・ とび作業 防水改修工事 / ・ アスファルト防水工事作業　・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業　・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業　・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業　・ 左官作業　・ 内外装板金作業 外壁改修工事 / ・ 左官作業　・ タイル張り作業　・ 建築塗装作業 建具改修工事 / ・ 木製建具(手・機械)加工作業　・ ビル用サッシ施工作業 ・ ガラス工事作業　・ 自動ドア施工作業 内装改修工事 / ・ プラスチック系床仕上げ工事作業　・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業　・ 鋼製下地工事作業 ・ 壁装作業　・ 大工工事作業　・ タイル張り作業 塗装改修工事 / ・ 建築塗装作業 耐震改修工事 / ・ 鉄筋組立作業　・ 型枠施工作業　・ コンクリート圧送工事作業 ・ 構造物鉄工作業　・ とび作業 コンクリートブロック・ALCパネル工事 / ・ コンクリートブロック工事作業 ・ エーエルシーパネル工事作業 石工事 / ・ 石張り作業 植栽工事 / ・ 造園工事作業 その他 / ・ 畳製作　・ 家具(手・機械)加工作業　・ 樹脂接着剤注入工事作業 ・ カーテン工事作業
	13. 施工の検査等	・ 見本施工の実施 (　)　[1.7.5]
	⑭ 化学物質の濃度測定	測定方法　※ パッシブ法(拡散法)　・ アクティブ法(吸引法)　[1.7.9] 検査機関 ※ 環境計量証明事業の知事登録がある者で、監督員が承諾した者 測定物質 ※ ホルムアルデヒド　※ トルエン　※ キシレン　※ エチルベンゼン ※ パラジクロロベンゼン　※ スチレン　・ 測定個所(室) 各トイレ室内　計　8個所 ※ 試料採取に当たっては、監督員又は監督員が指定する者が立ち会いの下に行う。 化学物質の室内汚染濃度指針値(厚労省指針) ホルムアルデヒド: 0.08ppm / トルエン: 0.07ppm / キシレン: 0.20ppm / エチルベンゼン: 0.88ppm / パラジクロロベンゼン: 0.04ppm / スチレン: 0.05ppm / 備考
	15. 技術検査	技術検査(中間技術検査)の実施回数及び実施する段階　[1.8.2] ・ 請負金額5000万円以上の中間検査　・ 部分使用の中間検査　・ 不可視部分の中間検査
	16. 完成図等	※ 作成する　[1.9.1～1.9.3] ※ 完成図 (※ 設計図書で示したもの全て　・ 改修標仕表1.8.1による　・ 監督員の指示による) 作成方法　※ 製本 (※ 見開き A3縮小版 2～3部 (黒表紙金文字製本◯ 監督員の指示による / ・ 見開き A1版 1部 (ビニール製本)　・) ※ CADデータ (※ CD-R (1部)　・　) ※ 保全に関する資料(1部)
	17. 完成写真	下記のものを監督職員に提出する。原版は撮影業者の保管とする。 分類・規格 / 撮影箇所数 / 部数 / 写真のサイズ(mm) ・ カラー写真(製本) / 外部( )内部( ) / ※1 ・ / ※ キャビネ版　・ サービス版 ・ パネル(木製枠) / 外部( )内部( ) / ※1 ・ / 240×360以上 ※ 電子データ / 外部( )内部( ) / ※2 ・ / ※ 428万画素以上　・ 800万画素以上 / ※ 350dpi以上 電子データは、フィルムスキャンのうえRGB各8ビット(フルカラー)、JPEG形式最高画質(100%画質)とし、CD-Rにて提出とする。 撮影業者　※ 建築完成写真撮影の実績のある業者で監督職員の承諾する撮影業者
	18. 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	19. 設計GL	※ 図示　・ 設計GL=現状GL　・ 監督員の指示による
2 仮設工事	① 足場その他	足場を設ける場合、「改修標仕」2.2.1(2)によるほか、設置においては、「手すり先行方法による　[2.2.1] 足場の組立て等に関する基準」における2の(2)「手すり据置方式」、又は(3)「手すり先行専用足場方式」により行うこと。 内部足場　※ 脚立、足場板等　・ ローリング足場　・ 外部足場　⊙ 設置する (設置範囲　※ 図示　・　)　・ 設置しない　・ 脚立による 防護シート等の垂直養生　・ 防炎シート　・ メッシュシート　・ 材料、撤去材等の運搬方法　[表 2.2.1] 種別　・ A種　・ B種　・ C種　・ D種　・ E種 C種:利用可能なエレベーター　・ 図示　・ 現場説明書による　・ D種:利用可能な階段　・ 図示　・ 現場説明書による　・
	② 既存部分の養生	養生方法　[2.3.1] 既存部分　※ ビニルシート、合板等　・ 既存家具・設備等　※ ビニルシート等 (監督職員の承諾)　・ 既存ブラインド、カーテン等の処置 ・ 養生 (・ ビニルシート等　・　) ・ 施工中取外し保管、工事後復旧 保管場所　(・ 図示　・　) 固定備品、机、ロッカー等の移動　・ 図示　・

	3. 騒音・粉塵等の対策	騒音・粉塵等の対策　〈2.2.1〉[2.1.3] ※ 防音パネル　・ 防音シート　・ 養生シート 設置範囲及び高さ ※ 図示　・
	④ 仮設間仕切	仮設間仕切り及び仮設扉の設置箇所　⊙ 図示　・　[2.3.2] 仮設間仕切りの種別と材質等 種別 / 下地 / 仕上げ(厚さ:mm) / 塗装 / 充填材 ・ A種 / ・ 木 / ⊙ せっこうボード (※ 9.5 ⊙ 図示) / ⊙ 無し / ※有り ⊙ B種 / ⊙ 軽量鉄骨 / ・ 合板 (※ 9.0 ・ 図示) / ・ 片面 ※ C種 / 単管 / 防炎シート 充填材: ※ グラスウール32k (厚:50mm以上)　・ 仮設間仕切りに設ける仮設扉の材質等 材質 / 仕上げ / 塗装 / 充填材 ※ 木製 ・ 図示 ・ / ※ 合板張り程度 ・ 図示 ・ / ⊙ 無し ・ 片面 / ※ 有り ⊙ 無し 充填材: ※グラスウール32k (厚:50mm以上)　・
	⑤ 監督員事務所	※ 設けない　・ 設ける　[2.4.1] 規模　・ 10㎡程度　・ 20㎡程度　・ (　)㎡程度
3 防水改修工事	1. 一般事項	降雨等に対する養生方法(とい共)　[3.1.3] ※ 改修標仕3.1.3(5)(ｱ)～(ｳ)による。　・
	2. 既存防水層の処理	既存保護層の撤去 ・ 行う (範囲　・ 図示　・　) ・ 行わない　[3.2.3, 4] 既存防水層の撤去 ・ 行う (範囲　・ 図示　・　) ・ 行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装除去　・ 行う (・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X) ・ 行わない ルーフドレン回りの処理　[3.2.5] 改修用ドレン (POAS工法、POASI工法、POD工法、PODI工法、POS工法、POSI工法及びPOX工法の場合) ・ 設ける　・ 設けない 既存防水層の下地補修　[3.2.6] 補修箇所の形状、長さ、数量等　※ 図示　・ 既存保護層の補修及び処置 (POS工法及びPOSI工法(機械式固定方法)の場合) 既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※ 改修標仕 3.2.6(4)(ｳ)(ｶ)①～③による　・ 架台回り等の処置 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部 ※ 監督職員との協議による　・ 図示　・
	3. アスファルト防水	屋根保護防水　[3.3.2～5] 防水層の種別 工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材 / 絶縁用シート / 立上り部の保護 ・ P2A / ・ A-1 ・ A-2 ・ A-3 / / / ※ ポリエチレンフィルム 厚:0.15mm以上 ・ / ・ 乾式保護材 ・ P1B / ・ B-1 ・ B-2 / / / / ・ コンクリート押え ・ P2AI / ・ AI-1 ・ AI-2 ・ AI-3 / / (材質) ※ 断熱A (厚さ) ・ 25mm ・ / ※ フラットヤーンクロス 70g/㎡程度 ・ / ・ レンガ押え (JIS R 1250による) ・ P1BI / ・ BI-1 ・ BI-2 / / / / 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※ 改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・ 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※ 改修標仕表3.3.3から表3.3.9による　・ 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ※ 製造所の指定による　・ 図示　・ 乾式保護材 ・ 窯業系パネル:無石綿の繊維質原料等を主原料として、板状に押出成形しオートクレーブ養生したもの ・ 金属複合板:金属板と樹脂を積層一体化したもの 品質・性能　※ 建築材料/設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・ 平場の保護コンクリートの厚さ　こて仕上げ　※ 水下 80mm以上　・ 図示　・ 床タイル張り　※ 水下 60mm以上　・ 図示　・ コンクリートの平坦さ　改修標仕表8.1.5 (・ a種　・ b種　・ c種) 屋根排水溝　※ 図示　・
	屋根露出防水 防水層の種別	工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材 / 仕上塗料の種類と使用量 / 高日射反射率防水の適用 / 備考 ・ M4C / ・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4 / / / ※ 製造所の仕様による ・ 図示 / ・ ・ M3D ・ POD / ・ D-1 ・ D-2 / / / / ・ ・ PODI ・ M3DI ・ M4DI / ・ DI-1 ・ DI-2 / / (材質) ・ 断熱B ・ (厚さ) ・ 25mm ・ / / ・ 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の指定による　・ 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※ 図示　・
	屋内防水 防水層の種別	工法 / 種別 / 施工箇所 ・ P1E / ・ E-1 ・ P2E / ・ E-2 E-1の工程3の適用　(※ 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位　・　) 押え金物の材質及び形状　※ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度　・

	4. 改質アスファルトシート防水	防水層の種別　[3.4.2～4] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材 / 仕上げ塗料 / 高日射反射率防水の適用 / 備考 ・ M4AS / ・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2 / / / (種類) ※ 製造所の仕様による ・ 図示 (使用量) ※ 製造所の仕様による ・ 図示 / ・ / / ・ M3AS ・ POAS / ・ AS-T3 ・ AS-T4 ・ AS-J1 ・ AS-J3 / / / / ・ / / ・ M3ASI ・ M4ASI ・ POASI / ・ ASI-T1 / / (材質) ・ 断熱B ・ (厚さ) ・ 25mm ・ / ・ / 防湿用シート ・ 設ける ・ 設けない ・ ASI-J1 / / / / / / 改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※ 改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・ 粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ ※ 改修標仕表3.4.1から表3.4.3による　・ 押え金物の材質及び形状　※ アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度　・ 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 ※ 改質アスファルトシート製造所の指定による　・
	5. 合成高分子系ルーフィングシート防水	防水層の種別　[3.5.2～4] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 断熱材 / 高日射反射率防水の適用 / 備考 ・ S4S / ・ S-F1 ・ S-F2 ・ S-M1 ・ S-M2 / / / / ・ ・ ・ ・ / / ・ POS / / / / / / ・ S3S / ・ S-F1 ・ S-F2 / / / / ・ ・ / / ・ M4S / ・ S-M1 ・ S-M2 / / / / ・ / / ・ POSI / ・ SI-F1 / / (材質) ・ 断熱B ・ 断熱C ・ 図示 (厚さ) ・ 25mm ・ / ・ / / ・ S3SI / ・ SI-F2 / / / / ・ / / ・ S4SI / ・ SI-M1 / / (材質) ・ 断熱B ・ 断熱C ・ 断熱D ・ 図示 (厚さ) (防湿用フィルム) ・ 25mm ・ ※ 設ける ・設けない / ・ / / ・ M4SI / ・ SI-M2 / / / / ・ / / ・ PIS / ・ S-C1 / / / / / / S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様　・ 非歩行仕様　・ 軽歩行仕様 仕上塗料の種類と使用量　※ ルーフィングシートの製造所の仕様による ルーフィングシートの種類及び厚さ　※ 改修標仕表3.5.1から表3.5.3による　・ 図示　・ 絶縁用シートの材質　※ 発泡ポリエチレンシート　・ 固定金具の材質及び寸法形状　※ 改修標仕3.5.2(3)(ｲ)による　・ 図示　・ 接着工法の脱気装置の種類及び設置数量　※ ルーフィングシート製造所の指定による　・ 防水下地がPCコンクリート部材又はALCパネル下地の場合の処理 目地処理(S-C1の場合)　※ 図示　・ 入隅部の増張り(S-F1、SI-F1、S-C1の場合)　※ 図示　・ 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧に対応した工法 ※ 適用する (1一般共通事項により製造所の指定による) ・ 適用しない 屋内保護密着工法の保護層 保護モルタルの塗厚さ　※図示　・ 立上り部の保護モルタル塗厚　※ 7mm以下　・ 図示　・
	5. 塗膜防水	[3.6.2～4] 工法 / 種別 / 施工箇所 / 仕上塗料の種類と使用量 / 高日射反射率防水の適用 / 保護層 / 備考 ・ P0X / ・ X-1 ・ X-2 / / ※ 製造所の仕様による ・ 図示 / ・ / / ・ L4X / ・ X-1H ・ X-2H / / / ・ / / ・ P1Y / ※ Y-2 / / / / ※ 図示 / / ・ P2Y / / / / / ※ 図示 / / 絶縁工法の脱気装置の種類及び設置数量　※ 主材料製造所の仕様による　・
	6. シーリング	シーリング改修工法の種類　[3.7.2, 3, 8] ・ シーリング充填工法　・ シーリング再充填工法　・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り　・ 適用する (適用箇所: ※ 図示　・　)　・ 適用しない エッジング材張り　・ 適用する (適用箇所: ※ 図示　・　)　・ 適用しない シーリング材の種類、施工箇所 下表以外は、改修標仕表3.7.1による。 施工箇所 / シーリング材の種類(記号)

■ 3章 防水改修工事内で適用する断熱材は以下の略号で表す。
断熱A : JIS A 9521 (建築用断熱材) による押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA (スキン層付き)
断熱B : JIS A 9521による硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号若しくは2号で透湿係数を除く規格に適合するもの
断熱C : JIS A 9521による押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b
断熱D : JIS A 9521によるポリエチレンフォーム保温材の密度及び熱伝導率の規格に適合するもの

2024.07改訂

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	事業名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE No Scale
		図名	建築改修工事 特記仕様書 1	NO. A-01

建具改修工事（続き）

8. 木製建具

建具材の加工、組立時の含水率　※ A種　・ B種　[5.7.2～4]
建物内部の木製建具に使用する材料、接着剤、塗料のホルムアルデヒド放散量
※ F☆☆☆☆又は規制対象外　・
・ フラッシュ戸
接着の程度　水掛かり箇所（※ 1類　）その他（※ 2類　）
表面材の合板の種類

合板の種類	規　格　等	表面板の厚さ(mm)	備　考
・ 普通合板	板面の品質　樹種名（　　） 広葉樹　※ 1等　・ 針葉樹　・	※ 2.5以上 ・	
・ 天然木 化粧合板	樹種名（　　）	※ 3.2以上 ・	
・ 特殊加工 化粧合板	化粧加工の方法 （ ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 ） 表面性能 （ ・F ・ FW ・ W ・ SW ）タイプ	※ 2.4以上 ・	
・ MDF	表裏面の状態による区分　（　　） 曲げ強さによる区分　（　　） 接着剤による区分　（　　） 難燃性による区分　（　　）		

召し合わせかまちのいんろう付け　・ なし　・ あり
・ かまち戸　かまち樹種（　　）　鏡板樹種（　　）
見込み寸法　※ 36mm　・ 建具表による　・
・ ふすま　張りの種別（ ・ I型　・ II型 ）
上張り　・ 鳥の子　・ 新鳥の子又はビニル紙程度　押入等の裏側は雲花紙程度
縁仕上　・ 塗り縁　・ 生地縁(素地)　・ 生地縁(ウレタンクリヤー塗装)
見込み寸法　※ 19.5mm　・ 建具表による　・
・ 戸ぶすま　見込み寸法　※ 30mm　・ 建具表による　・
・ 紙張り障子　見込み寸法　※ 30mm　・ 建具表による　・
枠、くつずりの材料　※ 建具表による　・

9. 建具用金物

金物の種類及び見え掛り部の材質　※ 改修標仕表5.8.1による　・　[5.8.1, 2]
建具に使用する丁番　※ 改修標仕表5.8.2～4による　・
木製建具に使用する戸車とレール　※ 改修標仕表5.8.5による　・
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置　・ 建具表による　・
・ 錠前類
シリンダーサイド　※ 外側シリンダー、内側サムターン　・ 建具表による　・
実用性能項目（JIS A 1541-1及びJIS A 1541-2による）
耐じん性能　・ グレード1　◯ グレード2
デッドボルトの出寸法　◯ グレード3（17mm）以上　・
その他の性能項目はグレード3とする。また鍵による施錠が可能なものはマスターキー、グランド
マスターキー、コンストラクションキーなどのキーシステムが構築できるものとする。
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・
・ クローザー類
ディレードアクション(遅延開)機能　・ 建具表による　・ あり　・ なし
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・
キーシステムの種類、構成　・ 錠製作時に監督員より指示する　・　[5.7.4]
マスターキー　・ 製作する　・ 製作しない
鍵の引き渡し
※ 錠1に対し対応する鍵3本を1組とし、室名札を付け、直接引き渡す
・ 錠1に対し対応する鍵3本を1組とし、室名札を付け、鍵箱に収納して引き渡す

10. 自動ドア開閉機構

[5.9.2, 3]

自動ドア	性　能	防　錆	検出装置の性能と種類	凍結防止
・ SSLD-1 ・ SSLD-2 ・ DSLD-1 ・ DSLD-2	※ 改修標仕表5.9.1による ・	・ 適用する ・ 適用しない	性能　※表5.9.3による ・ 光線(反射)センサー ・ 熱線センサー ・ 音波センサー ・ 光電センサー ・ 電波センサー ・ タッチスイッチ （・ 無線式　・ 光線式） ・ 押しボタンスイッチ ・ 車椅子使用者用便房スイッチ （・ 押しボタン　・ 非接触）	・ 行う （適用箇所は建具表による） ・ 行わない
・車椅子使用者用便房出入口	※ 改修標仕表5.9.2による ・			
・ 図示	・			

品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

11. 自閉式上吊り引戸装置

性能　※ 改修標仕表 5.10.1 による　・　[5.10.3]
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

12. 重量シャッター

[5.11.2, 3]

シャッターの種類	耐　風　圧　強　度
・ 管理用シャッター	耐風圧強度（　　）N/m²
・ 外壁用防火シャッター	耐風圧強度（　　）N/m²
・ 屋内用防火シャッター	
・ 屋内用防煙シャッター	

開閉機能による種類　※ 上部電動式(手動併用)　・ 上部手動式
電動式シャッターの急降下制動装置、急降下停止装置、障害物感知装置の設置場所　※ 図示　・
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止装置　※図示　・
管理用シャッターのシャッターケース　・ 設ける　・ 設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・ JIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板)　・ JIS G 3312(塗装溶融亜鉛めっき鋼板)
めっきの付着量　※ Z12又はF12　・
ガイドレール、まぐさ、雨掛かりの座板、座板カバー、スイッチボックス類の蓋
ステンレス鋼板　※ SUS304, SUS430J1又はSUS443J1　・
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

13. 軽量シャッター

開閉形式　※ 手動式　・ 上部電動式(手動併用)　[5.12.2～4]
耐風圧強度　（　　）N/m²
電動式シャッターの障害物感知装置の設置場所　※ 図示　・
スラットの材質
・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）　めっき付着量（ ※ Z06又はF06　・　　）
・ JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板）めっき付着量（ ※ AZ90　・　　）
スラットの形状　・ インターロッキング形　・ オーバーラッピング形
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

14. オーバーヘッドドア

[5.13.2, 3]

セクション材料による区分	耐風圧区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材質
※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50	※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	※ 溶融亜鉛めっき鋼板（めっき付着量※Z27） ・ ステンレス鋼板

障害物感知装置の設置場所　※ 図示　・
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

15. ガラス

・ フロート板ガラス　厚さ(ミリ)　※ 図示　・　[3.7][5.14.2～4]
・ 磨き板ガラス　厚さ(ミリ)　※ 図示　・
・ すり板ガラス　厚さ(ミリ)　※ 図示　・
・ 型板ガラス　厚さ(ミリ)　※ 図示　・
模様　・ 梨地　・ かすみ　・ その他（　　）
・ 網入板ガラス、線入板ガラス

種　類	板の表面の状態	網　種	厚さ(ミリ)
・ 網入板ガラス	・ 網入磨き板ガラス ・ 網入型板ガラス	・ かく網 ・ ひし網	※ 図示　・
・ 線入板ガラス	・ 線入磨き板ガラス ・ 線入型板ガラス		

・ 合わせガラス
材料板ガラス種類の組合せ
※ 建具表に図示　・
材料板ガラスの厚さの組合せ、合わせガラスの全体厚さ　※ 建具表に図示　・
材料板ガラス種類及び厚さの組合せ特性による種類　・ I 類　・ II-1類　・ II-2類　・ III類
・ 強化ガラス

材料板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	特性による種類
・ フロート強化ガラス（※ 平面　・ 曲面）	※ 図示　・	・ I 類　・ III類
・ 型板強化ガラス	※ 4	
・ 熱線反射強化ガラス	※ 図示　・	

・ 熱線吸収板ガラス

板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	性能による種類
・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収磨き板ガラス	※ 図示　・	・ 1種（5mm日射取得率0.8以下）
・ 熱線吸収網入磨き板ガラス ・ 熱線吸収線入磨き板ガラス ・ 熱線吸収網入型板ガラス	※ 6.8	・ 2種（5mm日射取得率0.7以下）

・ 複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ、複層ガラスの全体厚さ　※ 建具表に図示　・
断熱性による区分　（ ・T1 ・T2 ・T3 ・T4 ・T5 ・T6）
日射取得性及び日射遮蔽性による区分（ ・G（日射熱取得率0.5以上）　・ S（日射熱取得率0.49以下））
乾燥気体の種類　（ ・ 空気　・ アルゴン　・ クリプトン　・ ネオン）
・ 熱線反射ガラス

板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	日射遮へい性による区分	耐久性による区分
・ フロート板ガラス ・ 磨き板ガラス ・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収磨き板ガラス ・ 平面強化ガラス ・ 倍強度ガラス	※ 図示　・	・ 1種（日射熱取得率0.70以下） ・ 2種（日射熱取得率0.55以下） ・ 3種（日射熱取得率0.40以下）	・A種 ・B種

反射被膜面　・ 内面　・ 外面
映像調整　・ 行わない　・ 行う
・ 倍強度ガラス

名　称	材料板ガラスによる種類	厚さ(ミリ)	備　考
フロート倍強度ガラス	・ フロート板ガラス ・ 磨き板ガラス ・ 熱線吸収フロート板ガラス ・ 熱線吸収磨き倍板ガラス	※ 図示 ・	
熱線反射倍強度ガラス	・ 熱線反射ガラス		

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製 樹脂製	・ シーリング材 ・ ガスケット ・ グレイジングチャンネル形 ・	※ 製造所の仕様による ・ 図示 ・
鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材 ・	※ 製造所の仕様による ・ 図示　・
ステンレス製	・ シーリング材 ・	※ 製造所の仕様による ・ 図示　・

品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

16. ガラスブロック

[3.7][5.14.5]

表面形状	呼び寸法	厚さ(mm)	色調 クリア	色調 乳白	目地幅(mm) 平積み	目地幅(mm) 曲面積み	伸縮調整目地(mm)	防火性能
・ 正方形	・ 125×125	80	・	・	※ 8～15 ・ 15～25 ・	外側 ※ 15以下 ・ 内側 ※ 6以上 ・	※ 6m以下ごとに10～25 ・ 図示 ・	※ 無し ・ 有り
	・ 160×160	・ 95 ・ 125	・	・				
	・ 200×200	・ 95 ・ 125	・	・				
	・ 320×320	95	・	・				
・ 長方形	・ 250×125	80	・	・				
	・ 320×160	95	・	・				

曲面積みの曲率半径は、ガラスブロックの幅寸法の10倍以上とする。
壁用金属枠及び補強材　・ 設ける（ 形状　※ 図示　・　　）
・ 設けない
力骨　材質　※ ステンレス鋼(SUS304)　・ 図示　・
寸法　※ 径5.5mm　・ 図示　・
形状　※ はしご形状複筋及び単筋　・ 図示　・
化粧目地モルタルの色　（　　）
シーリング材　・ 標仕表9.7.1の被着体の組合せで適合するもの　・
金属製化粧カバー　材質　・ ステンレス製　・ アルミニウム製
寸法、形状　※ 図示　・
工法
耐風圧性能（建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法）
※ 適用する（1一般共通事項により製造所の指定による）　・適用しない
目地部の力骨の補強方法
※ ガラスブロック製造所の仕様による　・ 図示　・

17. ガラス用フィルム

名　称	種　類	張 り 面	性能値
・ ガラス飛散防止フィルム	GS	※ 内張り　・ 外張り	飛散防止率D1
・ 日射調整フィルム			
・			

品質　JIS A 5759による

6 内装改修工事

1. 改修範囲等

既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲　[6.1.3]
※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※ 壁面より両側600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　・ 図示
天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修
※ 既存のまま　・ 図示

② 既存床の撤去及び下地補修

ビニル床シート等の除去　※ 仕上げ材のみ（接着剤とも）　[6.2.2]
・ 下地モルタルとも（・ 図示の範囲　・除去範囲全て）
合成樹脂塗床材の除去工法　・ 機械的除去工法　・ 目荒し工法

③ 既存壁の撤去及び下地補修

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修　[6.3.2]
※ 改修標仕4.3.10によるモルタル塗り
モルタル　・ 現場調合材料　・ 既調合材料
既製目地材　・ 使用する（形状　　）
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置　※ 図示　・
・

5. 木下地等
5-1. 表面仕上げ

木材の品質　[6.5.1]
・ 改修標仕6.5.2による　・ 信州木材認証製品又は同等品　・ 市販品
木材の含水率
下地材　※ A種　・ B種　造作材　※ A種　・ B種

5-2. 製材

・「製材の日本農林規格」による下地用針葉樹製材　[6.5.2]

施工箇所	樹　種	寸法(mm)	等　級	形　状	含　水　率	間伐材等の適用
			※ 2級　・		※ A種　・ B種　・	・
			※ 2級　・		※ A種　・ B種　・	・
			※ 2級　・		※ A種　・ B種　・	・

・「製材の日本農林規格」による造作用針葉樹製材

施工箇所	樹　種	寸法(mm)	等　級	形　状	含　水　率	間伐材等の適用
			・ 上小節 ・ 小節　・		※ A種　・ B種　・	・
			・ 上小節 ・ 小節　・		※ A種　・ B種　・	・
			・ 上小節 ・ 小節　・		※ A種　・ B種　・	・

・「製材の日本農林規格」による広葉樹製材

施工箇所	樹　種	寸法(mm)	等　級	形　状	含　水　率	間伐材等の適用
			※ 1級　・		※ 10%以下　・	・
			※ 1級　・		※ 10%以下　・	・
			※ 1級　・		※ 10%以下　・	・

・「製材の日本農林規格」以外の製材

施工箇所	樹　種	寸法(mm)	造作材の材面の品質	防虫処理	難燃処理	含水率	間伐材等の適用
			（　　） 造作材の場合 （※ A種　・ B種）	・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する ・ 適用しない	※ A種 ・ B種 ・	・

5-3. 造作用集成材

ホルムアルデヒド放散量　※ 規制対象外　・　[6.5.2]
・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施　工　箇　所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
			※ 1等　・ 2等	・
			※ 1等　・ 2等	・
			※ 1等　・ 2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施　工　箇　所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
					※ 1等　・ 2等	・
					※ 1等　・ 2等	・
					※ 1等　・ 2等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施　工　箇　所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含　水　率	間伐材等の適用
				※ 15%以下　・	・
				※ 15%以下　・	・
				※ 15%以下　・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施　工　箇　所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
						※ 15%以下 ・	・

5-4. 造作用単板積層材

ホルムアルデヒド放散量　※ 規制対象外　・　[6.5.2]
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材

施　工　箇　所	厚さ(mm)	表面の化粧加工	防虫処理	間伐材等の適用
		・ 有り（加工　・ 天然木加工　・ 塗装加工） ・ 無し（等級:　　）	・ 適用する ・ 適用しない	・

「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材

施　工　箇　所	厚さ(mm)	表　面　の　品　質	防虫処理	含水率	間伐材等の適用
		・ 有り（加工　・ 天然木加工 ・ 塗装加工 ） ・ 無し（　　）	・ 適用する ・ 適用しない	※ 14%以下	・

5-5. 直交集成材

ホルムアルデヒド放散量　※ 規制対象外　・　[6.5.2]

施　工　箇　所	品名	強度等級	種別	接着性能	樹種名	寸法	間伐材等の適用

5-6. 合板等

ホルムアルデヒド放散量　※ 規制対象外　・　[6.5.2]
・ 下地用合板

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
	※ 5.5 ・		※ 1類 ・ 2類	広葉樹　※ 2等以上　・ 1等 針葉樹　※ C-D以上　・	・ 適用する ・ 適用しない	・

・ 構造用合板

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
	※ 12 ・	※ 2級以上 ・ 1級		※ 1類 ※ 特類（常時湿潤状態） ・	※ C-D以上		・ 適用する ・ 適用しない	・ 適用する（　） ・ 適用しない	・

・ 天然木化粧合板

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種	防虫処理	間伐材等の適用
				・ 適用する ・ 適用しない	・

・ 特殊加工化粧合板

施工箇所	品目	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理	間伐材等の適用
					・ オーバーレイ ・ プリント　・ 塗装	・ 適用する ・ 適用しない	・

・ パーティクルボード

施　工　箇　所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分
	※ 15 ・		※ 13タイプ ・	※ P又はW ・	

・ 構造用パネル

施　工　箇　所	厚さ(mm)	等　級
		・ 1級　・ 2級　・ 3級　・ 4級

・ MDF

施　工　箇　所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

5-7. 接合具等

造作材の化粧面の釘打ち　※隠し釘打ち　・ 釘頭埋め木　・ つぶし頭釘打ち　・ 釘頭表し　[6.5.3、4]
諸金物の形状、寸法　※ 標仕表6.5.3～5による　・　図示
諸金物の材質　※ 標仕表8.20.1の7種程度　・　図示
接着剤　接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。
ホルムアルデヒドの放散量　※ F☆☆☆☆　・

5-8. 防腐・防蟻 防虫

・ 防腐、防蟻処理が不要な樹種による製材及び集成材　[6.5.5]
適用部位:（　　）
・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適　用　部　位	保存処理性能区分
	・ K2　・ K3　・ K4
	・ K2　・ K3　・ K4
	・ K2　・ K3　・ K4

・ 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理
JIS K 1571付属書A（規定）に基づく表面処理用木材保存材による、処理の適用、薬剤の種類及び適用部位

適　用　部　位	薬剤の種類
	※ 図示　・
	※ 図示　・
	※ 図示　・

処理の方法　※製造所の仕様による　・　図示
・ 接着材への薬剤混入による防腐・防蟻処理
適用部位（　　）
・ 合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理
適用部位（　　）
・ 防虫処理
適用部位（　　）

5-8. 木材材種

鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組　[6.5.6]
間仕切軸組に用いる木材　※ 杉　・ 松　・ 図示　・
床組に用いる木材　※ 杉　・ 松　・ 図示　・
土間スラブの類の場合　※ 保存処理木材　・ ひのき　・ 図示　・
窓、出入口その他　[6.5.7]
吊元枠、水掛りの下枠及び敷居　※ ひのき　・ 図示　・
その他　※ 杉　・ 松　・ 図示　・
縁甲板及び上がりがまちに用いる木材　※ ひのき　・ 図示　・　[6.5.8]
壁及び天井下地　※ 杉　・ 松　・ 図示　・　[6.5.9]

⑥ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　[6.6.2～4]
※ 屋外（ ※ 25 形　・ 19 形 ）　※ 屋内（ ※ 19 形　・ 25 形 ）
屋外の軒天井、ピロティ天井等
屋外での施工
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔及び周辺部の端からの距離　※ 図示　・
野縁の間隔　※ 図示　・
・ ダクト等の開口によりつりボルトの間隔が900mmを超える場合
補強方法　※ 図示　・
・ 天井のふところが1.5m以上3.0m以下の場合
補強方法　※ 改修標仕6.6.4(8)(ｱ)～(ｲ)による　・ 図示
・ 天井のふところが3.0mを超える場合
補強方法　※ 図示　・
・ 天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　・ 図示　・
補強方法　※ 図示　・
・ 屋外の軒天井及びピロティ天井等における耐風圧性を考慮した補強
補強方法　※ 図示　・

⑦ 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類　[6.7.3、4]
※ 改修標仕表6.7.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類　・ 図示
スタッドの高さが5.0mを超える場合
※ 図示　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※ 標仕6.7.4(5)(ｱ) ～(ｳ)による　・ 図示

2024.07改訂

内装改修工事（続き）

⑧ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

・ビニル床シート [6.8.2, 3]

種類	JIS 記号	施工箇所	色　柄	厚さ(mm)
発泡層のないもの	※ FS（複層ビニル床シート）	⊙図示 ・	・無地　・柄物 ⊙マーブル柄　・図示	※ 2.0 ⊙2.5
	・TS（単層ビニル床シート）	・図示 ・	・無地　・柄物 ・マーブル柄　・図示	・図示 ・
発泡層のあるもの	・HS（発泡複層ビニル床シート）	・図示 ・	・無地　・柄物 ・マーブル柄　・図示	・図示 ・
	・KS（クッションフロア）	・図示 ・	・無地　・柄物 ・マーブル柄　・図示	・図示 ・

工法　※ 熱溶接工法　・突付け（施工箇所：　　）

・ビニル床タイル

JIS記号	施工箇所	色柄	寸法	厚さ(mm)
・TT（単層ビニル床タイル）	・図示 ・	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・2.0　・2.5 ・3.0　・図示
・FT（複層ビニル床タイル）	・図示 ・	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	・2.0　・2.5 ・3.0　・図示
※ KT（コンポジションビニル床タイル）	・図示 ・	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	※ 2.0　・2.5 ・3.0　・図示
・FOA（置敷きビニル床タイル）	・図示 ・	・無地 ・柄物	・450×450 ・500×500	・4.0　・4.5 ・5.0　・5.5 ・図示
・FOB（薄型置敷きビニル床タイル）	・図示 ・	・無地 ・柄物	・450×450 ・500×500	・2.0　・2.5 ・3.0　・図示

・特殊機能床材

種類	施工箇所	性能	寸法	厚さ(mm)
・帯電防止床シート	・図示 ・	・電気抵抗値 10^7 ～10^{10} Ω		・2.0　・2.5 ・3.0　・図示
・帯電防止床タイル	・図示 ・	・電気抵抗値 10^4 ～10^{10} Ω	・300×300 ・450×450	・2.0　・2.5 ・3.0　・図示
・視覚障害者用床タイル	・図示 ・	突起の形状、寸法及びその配列は、JIS T 9251による	※ 300×300 ・450×450	
・耐動荷重性床シート	・図示 ・			・2.0　・2.5 ・3.0　・図示
・防滑性床シート	・図示 ・			・2.0　・2.5 ・3.0　・図示
・防滑性床タイル	・図示 ・		・300×300 ・450×450	・2.0　・2.5 ・3.0　・図示

工法　特殊な床下地の工法　・図示　・

ビニル幅木

材質　・軟質　・硬質

高さ(mm)　※ 60　・75

厚さ(mm)　※ 1.5以上　・

ゴム床タイル

色柄　・図示　・

厚さ(mm)　・3.0　・4.0　・5.0　・6.0　・9.0

寸法(mm)　・図示　・

9. カーペット敷き

・織じゅうたん [6.9.3～4]

種別	パイル形状	織り方	色柄等	帯電性	備考
・A種 ・B種 ・C種	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	※ 無地 ・柄物 （標準品）	・適用する （人体帯電圧 3kv以下） ・適用しない	

グリッパー工法の下敷き材

※ 反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ 8mm　・

接合方法

※ ヒートボンド工法　・手縫いでつづり縫い

・タフテッドカーペット

パイル形状	パイル長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7　・	※ 全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する （人体帯電圧 3kv以下） ・適用しない	
・ループパイル	・4～6　・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材(グリッパー工法の場合)

※ 反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号 呼び厚さ 8mm　・

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法	総厚さ(mm)	備考
※ ループパイル	※ 第一種 ・第二種	・図示 ・	※ 500×500 ・	※ 6.5 ・図示　・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種	・図示 ・	※ 500×500 ・	※ 6.5 ・図示　・	
・カット・ループ併用	・第一種 ・第二種	・図示 ・	※ 500×500 ・	※ 6.5 ・図示　・	

カーペットの敷き方　平　場　※ 市松敷き　・模様流し　・

階段部分　※ 模様流し　・市松敷き　・

見切り、押え金物　・適用する（材質、形状等　※ 図示　・　　）

・適用しない

10. 合成樹脂塗床

塗床材のホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　・ [6.10.2～3]

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ウレタン樹脂系塗床	・図示 ・		※ 平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床	・図示 ・	・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 エポキシ樹脂系塗床	・図示 ・		※ 平滑仕上げ
・アクリル樹脂塗床 (JIS K 5970) (防塵塗料塗り)	・図示 ・		工程 塗布量(kg/㎡) ※ 0.25kg/m2以上 表面仕上げ ※ 平滑　・防滑 溶剤 ※ 水性色　・溶剤系　・無溶剤系 仕上げ色 ※ 標準色　・

11. フローリング張り

単層フローリング [6.11.2～5]

種類	工法	樹種	厚さ(mm)	大きさ	仕上塗装
・フローリングボード1等	・釘留め工法（根太張り）	※ なら ・図示 ・	15	※ 板幅75 板長さ 400以上 ・図示 ・	・塗装品 ・無塗装品
	・釘留め工法（直張り）	※ なら ・図示 ・	・12以上 ・図示 ・		
	・接着工法	※ なら ・図示 ・	・8以上 ・図示 ・		
・フローリングブロック1等	・接着工法	※ なら ・図示 ・	・図示 ・	・図示 ・	・塗装品 ・無塗装品

天然木化粧複合フローリング

工法	樹種	種別	厚さ(mm)	大きさ(mm) 板幅	大きさ(mm) 板長さ	防湿処理	塗装仕上げ
・釘留め工法（根太張り） ・釘留め工法（直張り）	※ なら ・図示 ・	・A種	※ 15以上 ・図示 ・	・75 ・90 ・図示 ・	※ 900以上 ・図示 ・	・適用する ・適用しない	・塗装品 ・無塗装品
		・B種	※ 12以上 ・図示 ・				
		※ C種	※ 12以上 ・図示 ・	※ 303 ・図示 ・	※ 1800以上 ・図示 ・		
・接着工法	※ なら ・図示 ・		※ 8以上 ・図示 ・	※ 75以上 ・図示 ・	※ 900以上 ・図示 ・		

間伐材等の適用　・あり　・なし

フローリング、接着剤及び塗料のホルムアルデヒドの放散量

※ 規制対象外又はF☆☆☆☆　・

接着工法の場合の緩衝材　※ 合成樹脂発泡シート　・

現場塗装仕上げ　・行う(施工箇所　　)

※ ウレタン樹脂ワニス塗り（B種）　・オイルステイン塗りの上、ワックス塗り

・生地のままワックス塗り

・行わない

12. 畳敷き

種別　・A種　・B種　・C種 [6.12.2]

・D種（畳床：・KT-Ⅰ　・KT-Ⅱ　・KT-Ⅲ　・KT-K　・KT-N）

衝撃緩和型畳

・適用する（床表　・C1　・C2）　・適用しない

下地の種類　・標仕　表12.6.1による床組

・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン）

・

畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑬ せっこうボード その他のボード張り

[6.13.2～3]

種類		JIS記号	厚さ(mm)・規格等
・硬質木毛セメント板		HW	・15　・20　・25　・図示　・
・中質木毛セメント板		MW	・15　・20　・25　・図示　・
・普通木毛セメント板		NW	・15　・20　・25　・図示　・
・硬質木片セメント板		HF	・12　・15　・18　・21　・図示　・
・普通木片セメント板		NF	・30　・図示　・
・けい酸カルシウム板		0.8FK 1.0FK	タイプ 2(無石綿) ・6　・8　・図示　・
スレートボード	・フレキシブル板	F	・4　・5　・6　・8　・図示　・
	・軟質フレキシブル板	NF	・4　・5　・6　・図示　・
	・平板	S	・6　・図示　・
⊙化粧けい酸カルシウム板		0.8FK 1.0FK	タイプ 2(無石綿) ⊙6　・8　・図示　・ 仕上げの種類 ・UV塗装　・シート張り　・化粧単板 ・一般塗装　・
・火山性ガラス質複合板		VSボード	・図示　密度による区分　（・　　） 化粧加工による区分（・　　）
・素地ハードボード		HB	・2.5　・3.5　・5　・7　・図示　・ ・未研磨板　（・スタンダード　・テンパード）RN ・研磨板　（・スタンダード　・テンパード）RS
・内装用化粧ハードボード		IB	・2.5　・3.5　・5　・7　・図示　・ ・内装用 DI　・外装用 DE
・ミディアムデンシティファイバーボード		MDF	・3　・7　・9　・12　・図示　・
・インシュレーションボード			A級（・天井仕上　・内装仕上　・　　） ・9　・12　・15　・18　・図示　・
・単板張りパーティクルボード			・無研磨板 VN　・研磨板 VS ・10　・12　・15　・18　・図示　・
・化粧パーティクルボード			・単板オーバーレイ DV ・プラスチックオーバーレイ DO　・塗装 DC ・10(難燃)　・12(難燃)　・図示　・
・ロックウール化粧吸音板		DR	・凹凸タイプ （・12（不燃）・15　・19　・図示　・　） ・フラットタイプ （・9（不燃）・12　・図示　・　）
・ロックウール吸音ボード1号		RW-B	・25　・図示　・
・グラスウール吸音ボード号32K		GW-B	・25（ガラスクロス包）・図示　・
・せっこうボード		GB-R	・9.5（準不燃）※ 12.5（不燃）・15（不燃） ・図示　・
・不燃積層せっこうボード		GB-NC	9.5（不燃）・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード		GB-S	・9.5（準不燃）・12.5（準不燃）・図示　・
・強化せっこうボード		GB-F	・12.5（不燃）・15（不燃） ・21（不燃）　・図示　・
・せっこうラスボード		GB-L	9.5
・化粧せっこうボード（木目）		GB-D	12.5（不燃）　幅 440mm 程度 模様　（・柾目　・板目）専用下地材有り
⊙化粧せっこうボード（トラバーチン模様）		GB-D	⊙9.5（準不燃）・12.5（不燃）・図示　・

13. せっこうボード その他のボード張り（続き）

⊙普通合板		表面の材種 生地、透明塗料塗り （※ ラワン程度　・図示　・　　） 不透明塗料塗り （※ しな程度　・図示　・　　） 板面の品質　（・図示　・　　） 厚さ(mm)　（⊙図示　・　　） 接着の程度　⊙1類　・2類 ・防虫処理　・難燃処理
・天然木化粧合板		樹種名　（・図示　・　　） 接着の程度　（・1類　・2類） 厚さ(mm)　（・図示　・　　） ・防虫処理　・難燃処理
・特殊加工化粧合板		化粧加工の方法 （・オーバーレイ　・プリント　・塗装） 表面性能　（　　）タイプ 接着の程度　（・1類　・2類） 厚さ(mm)　（　　） ・防虫処理　・難燃処理
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903 による（※ 1.2　・　　）
・ポリエステル樹脂化粧板		

せっこうボード等の下地は図示による。

遮音壁　・適用する　・適用しない

天井ボードの重ね張り　※ 図示　・

合板類、MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量

※ 規制対象外またはF☆☆　・

合板類の張付け　※ B種　・A種

せっこうボードの目地工法

目地工法の種類	せっこうボードのエッジの種類
・継目処理工法	・テーパーエッジ　・ベベルエッジ
・突付け工法	・ベベルエッジ　・スクエアエッジ
・目透し工法	・ベベルエッジ　・スクエアエッジ

14. 壁紙張り

ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　・ [6.14.2～3]

施工箇所	壁紙の種類 紙	繊維	塩化ビニル樹脂	プラスチック	無機質	その他	防火種別	備考
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃　・準不燃	

モルタル・プラスター面の素地ごしらえ　※ B種　・A種

コンクリート・ALC面の素地ごしらえ　※ B種　・A種

せっこうボード面の素地ごしらえ　※ B種　・A種

15. モルタル塗り

モルタル材料　・現場調合材料　・既調合材料 [6.15.3, 6]

既製目地材　・設ける　施工箇所(　　)　形状(※ 図示　・　　)

・設けない

床目地　・設ける

工法　※ 押し目地　・

設置間隔　※ 目地割り2㎡程度、最大目地間隔3m程度　・図示

・設けない

外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整材塗りの接着力試験

・適用する　・適用しない

※ 防水剤

品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

16. タイル張り

伸縮調整目地の位置　床タイル　（※ 縦、横とも4m以内ごと・図示・　　） [6.16.2～4]

床タイル以外　（・図示　・　　）

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

試験張り　・行う　・行わない

見本焼き　・行う　・行わない

品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	主な用途による区分(JIS)	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用	耐凍害性 有	無	滑り抵抗性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

モルタル塗りのコンクリート素地面の処理　・MCR工法　・目荒し工法(高圧洗浄)・

壁タイル張りの工法

内装タイル　・密着張り　・改良圧着張り

内装タイル以外のユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り

・既調合モルタル

モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。

品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

・既調合目地材

品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・

・接着剤による陶磁器質タイル張り

タイルの形状、寸法等

施工箇所	主な用途による区分(JIS)	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 I類	II類	III類	うわぐすり 施ゆう	無ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の適用	耐凍害性 有	無	滑り抵抗性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	

内装壁タイル接着剤張りに使用する有機質接着剤

ホルムアルデヒド放散量　※ F☆☆☆☆　・

⑰ セルフレベリング材塗り

セルフレベリング材の塗厚 [6.17.2]

※ 図示　・　mm

7 塗装改修工事

1. 材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 [7.1.3]

※ F☆☆☆☆　・

・防火材料　※ 図示　・次の箇所を除き防火材料とする。(箇所：　　)

2. 下地調整

種別 [7.1.4][7.2.2～7]

下地面等		種別	ひび割れ部の補修
木部	不透明塗料塗りの場合	・RA種　※ RB種　・RC種	
	透明塗料塗りの場合	・RA種　・RB種　・RC種	
鉄鋼面		・RA種　※ RB種　・RC種	
亜鉛めっき鋼面		・RA種　※ RB種　・RC種	・有　・無
モルタル面及びプラスター面		・RA種　※ RB種　・RC種	・有　・無
コンクリート面及びALCパネル面		・RA種　※ RB種　・RC種	・有　・無
コンクリート面（DP塗装）及び押出成形セメント板面		・RA種　・RB種　・RC種	
せっこうボード面及びその他ボード面		・RA種　・RB種　・RC種	

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲

※ 劣化部分は除却し、活膜部分は残す　・図示　・

3. 素地ごしらえ

[7.1.4][7.3.2～7]

下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	※ A種　・B種
	透明塗料塗りの場合	・A種　※ B種
鉄鋼面	DP塗料塗りの場合	・A種　※ B種　・C種
	上記以外塗りの場合	・A種　・B種　※ C種
亜鉛めっき鋼面		・A種　・B種
モルタル面及びプラスター面		・A種　※ B種
コンクリート面及びALCパネル面		・A種　※ B種
コンクリート面（DP塗装）及び押出成形セメント板面		・A種　・B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地:継目処理工法	※ A種　・B種
	目地:継目処理工法以外	・A種　※ B種

3. 錆止め塗料塗り

塗料及び工程 [7.1.4][7.4.2～3]

下地面等			工程の種別	塗料の種別
鉄鋼面	SOPの場合	新規見え掛り部分	※ A種　・B種　・C種	※ A種
		新規見え隠れ部分	・A種　※ B種　・C種	
		塗替え	・A種　・B種　※ C種	
	DPの場合	新規	※ A種　・B種　・C種	※ 1回目C種、2, 3回目D種
		塗替え	・A種　・B種　・C種	※ E種 ・1回目C種、2, 3回目D種
	EP-Gの場合	新規見え掛り部分	※ A種　・B種	・A種　※ B種
		新規見え隠れ部分	・A種　※ B種	
		塗替え	・A種　・B種　※ C種	
亜鉛めっき鋼面	SOPの場合	新規鋼製建具	※ A種　・B種　・C種	※ A種　・B種
		新規鋼製建具以外	・A種　※ B種　・C種	・A種　※ B種
		塗替え	・A種　・B種　※ C種	※ A種　・B種
	DPの場合		※ 改修標仕表7.4.6による	※ B種
	EP-Gの場合	新規鋼製建具	※ A種　・B種　・C種	※ A種　・B種
		新規鋼製建具以外	・A種　※ B種　・C種	※ C種
		塗替え	・A種　・B種　※ C種	※ A種　・B種

4. 塗装

[7.1.4][7.5.1～7.15.2]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ペイント塗り(SOP) 塗料の種別 ※ 1種　・2種	木部屋外	※ B種　・	※ A種　・
	木部屋内	※ B種　・	※ B種　・
	鉄鋼面	※ B種　・	※ B種　・A種
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具)	※ A種　・	※ B種　・
	亜鉛めっき鋼面(鋼製建具以外)	※ B種　・	※ B種　・
・クリヤラッカー塗り(CL)　着色剤（・溶剤系　・油性）		※ B種　・A種	※ B種　・A種
・アクリル樹脂系非水分散型塗料塗り(NAD)		※ B種　・A種	※ B種　・A種
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り等級(　)級	※ 改修標仕表7.8.1による	
	亜鉛めっき鋼面 上塗り等級(　)級		
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・A-1種　・B-1種　・C-1種 ・A-2種　・B-2種　・C-2種	
・つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)	コンクリート面等	※ B種　・	※ B種　・A種
	屋内の木部	※ B種　・	※ A種　・
	屋内の鉄鋼面	※ B種　・	※ B種　・A種
	屋内の亜鉛めっき鋼面	※ A種　・	※ A種　・B種
・合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)		※ B種　・	※ B種　・A種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)　着色剤（・溶剤系　・油性）		※ B種　・A種	
・ピグメントステイン塗り		※ 改修標仕表7.12.1による	
・オイルステイン塗り(OS)		※ 図示による	
・木材保護塗料塗り(WP)		※ B種　・A種	

EP-G(コンクリート面、モルタル面、プラスター面、せっこうボード面、その他ボード面)塗替えの場合のしみ止め

※ 改修標仕表7.9.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

EP塗替えの場合のしみ止め

※ 改修標仕表7.10.1の工程1の下塗りをしみ止めシーラーとする　・

・高日射反射塗料塗り

下地調整(改修標仕表7.2.2)　・RA種　・RB種　・RC種

工程	塗り回数	塗料その他 規格番号	規格名称	種類	等級	塗付け量(kg/㎡)
上塗り	・1回　・2回 ・製造所仕様による	JIS K 5675	屋根用高日射反射塗料	・1種 ・2種	・1級 ・2級 ・3級	塗料製造所の仕様による

2024.07改訂

9 環境配慮改修工事

1. 石綿含有建材の除却工事

石綿粉じん濃度測定　※　10章 解体工事「10-6石綿含有建材の除去等」による　[9.1.1～5]
除去工法による処理　※　10章 解体工事「10-6石綿含有建材の除去等」による
建材除去後の仕上げ工事　※ 図示　・

2. 外断熱改修工事

断熱材　[9.2.2～4]

JIS	種　類		厚さ(mm)	施 工 箇 所
A9521	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・	
	・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	・ 保温板(2種b)	・ 25 ・	
		・ 保温板(3種b)	・ 25 ・	
		・	・	・ 接地部分 ・
	・ 硬質ウレタンフォーム断熱材		・	
	・ フェノールフォーム断熱材		・	

外装材

種　類	防 火 性 能	備　考

既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去　・ あり　・ なし
下地面の清掃　・ 行う　・ 行わない
欠損部の改修工法　・ 改修標仕4.1.4による　・
工法
不陸等の下地調整　・ 図示　・
断熱材の施工　※ 断熱材製造所の仕様による　・
外装材の施工及び外壁への取付け　※ 外装材製造所の仕様による　・
通気層の有無　・ あり(　mm)　・ なし
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
※ 適用する (1ー般共通事項により製造所の指定による)
・ 適用しない

3. 断熱・防露改修工事

ロックウール、グラスウール、フェノールフォーム、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量　[9.3.2～4]
※ F☆☆☆☆　・
断熱材

JIS	種　類		厚さ(mm)	施 工 箇 所
A9521	・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材		・	
	・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキンなし)	・ 保温板(2種b)	・ 25 ・	
		・ 保温板(3種b)	・ 25 ・	
		・	・	・ 接地部分 ・
	・ 硬質ウレタンフォーム断熱材		・	
	・ フェノールフォーム断熱材		・	

・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　※ A種1　・ A種1H　・
厚さ(mm)　・ 25　・ 30　・
施工箇所　・ 図示
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・
・ 断熱材後張り工法
※ 製造所の指定による

4. 屋上緑化改修工事

植栽基盤及び材料　[9.4.1～4]
屋上緑化軽量システム　・ 適用する　・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等　※ 図示　・
見切り材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※ 図示　・
品質・性能　※ 建築材料・設備機材等等品質性能評価による評価名簿記載の製品　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した工法
※ 適用する (1ー般共通事項により製造所の指定による)
・ 適用しない
かん水装置　・ 設置する (種類:　)　・ 設置しない
既存保護層の撤去　・ 行う　・ 行わない
新植芝及び地被類の枯補償
期間　※ 引渡しの日から1年　・

7. 透水性アスファルト舗装改修工事

既存舗装の撤去及び再利用　※ 図示　・　[9.5.2～9]
路床
層の適用、材料、層厚

種 別	材　料	厚さ(mm)
・ 盛土	・ A種　・ B種　・ C種　・ D種	・ 図示 ・
・ 凍上抑制層	※ 再生クラッシャラン　・ クラッシャラン　・ 切込み砂利 ・ 砂 (・ 川砂　・ 海砂　・ 山砂)	・ 図示 ・
・ フィルター層	・ 砂 (・ 川砂　・ 海砂　・ 山砂) ・	※ 100 ・

使用する砂は、粒度は改修標仕表9.5.1により、シルト・有機物等の混入しない締固めに適したものとする。

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類　・ 普通ポルトランドセメント　・ 高炉セメントB種
・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰 (・ 特号 ・ 1号)　・ 消石灰 (・ 特号 ・ 1号)
添加量 (　)kg (目標CBR　・ 5以上　・　)
試験の適用
砂の粒度試験　・ 行う　・ 行わない
路床土の支持力比(CBR)試験　・ 行う　・ 行わない
砂置換法による土の密度試験　・ 行う　・ 行わない
現場CBR試験　・ 行う　・ 行わない
路盤
路盤の厚さ　・ 図示　・
路盤材料　・ 砕石クラッシャラン　・ 粒度調整砕石
※ 再生材クラッシャラン　・ 粒度調整再生材
・ クラッシャラン鉄鋼スラグ　・ 粒度調整鉄鋼スラグ　・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ
・ 図示　・
品質　※ 標仕表9.7.4による　・ 図示　・
試験の適用
突固めによる土の締固め試験　※ 行う
路盤の厚さ　※ 500㎡毎1箇所
砂置換法による土の密度試験　※ 行う (1000㎡以下3か所、1000㎡を超える場合1000㎡ごと1か所追加する)
建設発生土の処理
※ 構外搬出適切処理　・ 構内の造成に利用　・ 構内の指定場所にたい積
・ 構内の指定範囲に敷きならし
舗装
舗装の構成　・ 図示　・
試験
切取り試験　※ 行う (2000㎡以下3個、2000㎡を超える場合は2000㎡ごとに1か所追加する)
透水性アスファルト混合物等の抽出試験　・ 行う　・ 行わない
舗装の平坦性　※ 著しい不陸がないもの　・

10 解体工事

10-2 解体施工

① 事前措置　(3.2.1)
機械設備及び電気設備の切替・遮断等
請負者が同工事の許可業者でない場合は、監督職員と協議の上、同工事の許可を取得している業者に委託する。
油類タンク
解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。
空調機器等の冷媒
・ 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器は下記による。

図 面 番 号	記　号

・ 冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。

図 面 番 号	記　号

浄化槽、排水槽等
解体に先立ち、汚水及び汚物は、回収、洗浄、消毒等の措置を行い、異臭の発生並びに周囲及び地中への汚染を防止する。

2. 杭の解体　(3.9.2)
・ 行う　・ 行わない
杭の解体工法
・ 引抜き工法　・ 破砕による解体

3. 樹木等　(3.10.1)
樹木の伐採伐根及び移植
・ 行う (場所:・ 図示　・　)　・ 行わない

4. 地下埋設物・埋設配管　(3.11.1)
地下埋設物及び埋設配管の解体
・ 行う (場所:・ 図示　・　)　・ 行わない

5. 屋外設備等
電柱の撤去　・ 行う (・ 図示　・　)　・ 行わない
外灯の撤去　・ 行う (・ 図示　・　)　・ 行わない

6. 解体後の整地　(3.12.1)
解体後の埋戻し及び盛土
・ 行う
整地高さ
・ 現状GL　・ 行う (・ 図示　・　)
埋戻し及び盛土の材料
・ 山砂の類　・ 他現場の建設発生土の中の良質土　・ 再生コンクリート砂
埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。
・ 行わない

10-4 建設廃棄物の処理

1. 一般事項
本工事は「建設副産物情報交換システム」を活用する。
総合施工計画作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合、速やかに当該システムにデータ入力を行う。また、同システムにより工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を工事完了時に同計画書の実施報告書(書式は同一)を作成し、監督職員に提出するものとする。

2. 再資源化等　(4.4.1)

建設廃棄物の種類	中間処理施設、再資源化施設等
※ コンクリート	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
※ コンクリート及び鉄からなる建設資材(PC板、コンクリート平板、コンクリート二次製品)	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
※ 木材	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
※ 木材(縮減)	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
※ アスファルトコンクリート	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
※ 金属類	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
・ 小形二次電池	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
・ 蛍光ランプ、HIDランプ	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
・ 硬質塩化ビニル管、継手	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
・ ガラス	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
・ 廃石膏ボード	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
・ 建設汚泥	※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による

3. 現場利用する再資源化された建設廃棄物　(4.4.1)

名　称	仕　様	数　量	備　考

4. 産業廃棄物広域認定制度の活用　(4.4.2)

種　類	所　在　地
	・ 現場説明書による　・
	・ 現場説明書による　・

5. 最終処分する建設廃棄物　(4.4.3)

名　称	最終処分場の種類	数　量	備　考
・ 石綿含有せっこうボード	※ 管理型　・		
・ アスベスト含有成形板	※ 安定型　・		
・ アスベスト含有ケイカル板	※ 管理型　・		

最終処分施設　※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による

6. 処理に注意を要する建設廃棄物　(4.5.1)

名　称	仕　様	数　量	備　考
・ 特定廃石膏ボード			
・ CCA処理木材			

最終処分施設　※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による
「特定廃石膏ボード」とは、以下の石膏ボード製品が廃棄物となったもの。
① ひ素混入石膏ボード
商品名　：タイガーボード
工場名　：小名浜吉野石膏㈱いわき工場　裏面表示マークは「吉野石膏OY」
製造期間　：昭和48年3月～平成9年4月
JIS許可番号：277057、277058
ロット番号：0373○○○○○○○○○～0497○○○○○○○○○
② カドミウム混入石膏ボード
商品名　：アドラせっこうボード
工場名　：日東石膏ボード㈱八戸工場　裏面表示マークは「日東石膏ボード株式会社」
製造期間　：平成4年10月～平成9年4月
JIS許可番号：265023、265024
ロット番号：A4Y410～A9430

10-5 特別管理産業廃棄物等の処理等

1. 施工調査　(5.1.2)

分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備　考
	・ 図示 ・ (　) 箇所		
	・ 図示 ・ (　) 箇所		
	・ 図示 ・ (　) 箇所		

PCB 含有シーリング分析調査　(5.4.4)
・ 第一次判定
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。
・ 第二次判定
専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
PCBを含む機器の微量PCBの分析調査
・
絶縁油のPCB含有量の分析基準
⊙ 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検討方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)
⊙ 絶縁油中のポリ塩化ビフェニルの分析方法規定(電気技術規定JEAC1201-1991)
・
焼却炉のダイオキシン類汚染物質の調査基準
⊙ 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付基発第401号)
・

2. 特別管理産業廃棄物の処理　(5.4.1)

特別管理産業廃棄物の種類	仕　様	数　量	備　考
・ 廃石綿			
・ 廃油			
・ 廃酸			
・ 廃アルカリ			
・ ダイオキシン類汚染物			

処理施設　※ 監督員の承諾する施設　・ 現場説明書による

3. PCBを含む機器類　(5.4.1)
種類、位置
・ 現場説明書による　・ 図示　・
機器類は適切な容器に納め、工事完了後、調査と共に監督職員に引き渡す。

4. PCB含有シーリング材　(5.4.1)
撤去方法
・ 標準施工要領書(日本シーリング工事業協同組合連合会/日本シーリング材工業会)
・
撤去範囲
※ 図示　・
シーリング材は適切な容器に納め、工事完了後、調査と共に監督職員に引き渡す。

10-6 石綿含有建材の除去等

① 石綿含有建材の事前調査　(1.4.1)
※ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。
調査範囲　・　⊙ 図示
貸与資料　(　)
⊙ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アモサイト、クリソタイル、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト
分析方法
⊙ JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の含有の有無を判定するための定性分析方法)
・ JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法)

材 料 名	定性分析	定量分析
アスファルト防水	⊙ 箇所数(1)	・ 箇所数(　)
	・ 箇所数(　)	・ 箇所数(　)
	・ 箇所数(　)	・ 箇所数(　)
	・ 箇所数(　)	・ 箇所数(　)

サンプル数　1箇所あたり3サンプル
採取箇所　⊙ 図示　・

2. アスベスト粉じん濃度測定　[9.1.1] (6.1.3)
測定時期・場所及び測定点

測定名称	測定時期	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備　考
・ 測定 1	処理作業前	処理作業室内	各　点	-
・ 測定 2		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	-
・ 測定 3	処理作業中	処理作業室内	各　点	-
・ 測定 4		セキュリティーゾーン入口	各　点	空気の流れを確認
・ 測定 5		集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	各　点	装置の性能確認
・ 測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	-
・ 測定 7	処理作業後(シート養生中)	処理作業室内	各　点	-
・ 測定 8		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	-
・ 測定 9	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	各　点	-
・ 測定 10		調査対象室外部の付近	計　点	-

測点位置　※ 図示　・
アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法 - 第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
アスベスト粉じん濃度測定方法

	測定4　測定5	・ 測定	・ 測定
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25 mm	47 mm	47 mm
試料の吸引流量	5 L/min	10 L/min	10 L/min
試料の吸引時間	30 min	120 min	240 min
試料の透明化	アセトン-トリアセチレン法は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数200本 又は視野数50視野		
計数アスベスト　(f: 繊維本数)	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上		
	50 f/L	0.5 f/L	0.3 f/L

3. 石綿含有吹付け材の除去
除去範囲　※ 図示　・　[9.1.3] (6.3.2, 3)
除去工法　※ 解体共仕6.3.2による他、部位・内容に応じた工法は専門工事業者の仕様とする。
飛散防止　※ 密封処理
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
※ 湿潤化　・ セメント固化
処分　・ 埋立処分(管理型最終処分場)　・ 中間処理(溶融施設)

4. 石綿含有保温材等の除去
除去範囲　※ 図示　・　[9.1.4] (6.4.1)
除去工法　・ 粉砕して除去　※ 手ばらし
飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化
処分　・ 埋立処分(管理型最終処分場)　・ 中間処理(溶融施設)
石綿含有けい酸カルシウム板第２種を含む

5. 石綿含有成形板の除去
除去範囲　※ 図示　・　[9.1.5] (6.5.1)
処分
石綿含有せっこうボード　※ 埋立処分(管理型最終処分場)
石綿含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板
・ 埋立処分(管理型最終処分場)　・ 中間処理(溶融施設)
除去の部位・内容に応じた工法は専門工事業者の仕様とする。
・ 石綿含有けい酸カルシウム板第１種の除去 (切断・粉砕する場合)
除去範囲　※ 図示　・
隔離養生 (負圧必要) 方法　※ ビニールシート等による養生を行う
足場　・ 図示
処分　・ 埋立処分(管理型最終処分場)　・ 中間処理(溶融施設)

6. 石綿含有仕上塗材の除去
除去範囲　※ 図示　・　[9.1.6] (6.6.1)
着工前の試験施工　※行う　・ 行わない
除去工法
※ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法
・ 集じん装置付併用手工具ケレン工法
・ 集じん装置付き高圧水洗工法 (15MPa以下、30～50MPa)
・ 集じん装置付き超高圧水洗工法 (100MPa以上)
・ 剥離剤併用超音波ケレン工法
・ 剥離剤併用手工具ケレン工法
・ 剥離剤併用高圧水洗工法 (30～50MPa)
・ 剥離剤併用超高圧水洗工法 (100MPa以上)
・ 超音波ケレン工法 (HEPAフィルター付掃除機併用)
処分　・ 埋立処分(管理型最終処分場)　・ 中間処理(溶融施設)
※ 埋立処分(安定型最終処分場)

10-7 特殊な建設副産物の処理

1. 施工調査　(7.1.3)

分別調査を行う特別管理産業廃棄物等の種類	採取する部位又は箇所等	採取する数量	備　考
	・ 図示 ・ (　) 箇所		
	・ 図示 ・ (　) 箇所		

2. 回収及び処分　(7.3.1)

回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	含有機器名称	回収又は処分業者名
・ フロン		※ 監督員の承諾する業者 ・
・ ハロン		※ 監督員の承諾する業者 ・
・ イオン化感知器		※ 監督員の承諾する業者 ・
・ 六フッ化硫黄(SF_6)ガス		※ 監督員の承諾する業者 ・
・ PFOSガス		※ 監督員の承諾する業者 ・
・		※ 監督員の承諾する業者 ・
・		※ 監督員の承諾する業者 ・
・		※ 監督員の承諾する業者 ・

11 その他

① 工事現場の環境改善について
工事現場のイメージアップ
・ 仮囲い周辺の美化　・
地域住民への情報提供
・ 完成予想図の設置　・ 情報掲示板の設置　・ パンフレットの作成
地域住民とのコミュニケーション
・ 現場見学会の開催　・
住民に対する災害防止関係
・ 現場出入口周辺への誘導員の配備　・

② 不具合の確認
工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月 (新営に限る) に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに報告する。
(施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)

③ 産業廃棄物等の取扱い
(1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に行うこと。
(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。

④ 環境対策関係
(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
(2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。
(3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。
(4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

⑤ 安全対策関係
(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。
(3) 原則として代理人 (主任) 以外の第三者により、月1回以上店社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載する様か、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。
(4) 下請業者にKY (危険予知)、TBM (作業内容の打合せ) 活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(6) 上記の(2)～(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。

⑥ 工事検査
施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

⑦ 被害届等
暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

⑧ 施工図等の取扱い
施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

⑨ 完成図等
完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。

⑩ 提出物
上記による他、監督員の指示による。

2024.07改訂

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	事業名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE	NO.
		図名	建築改修工事 特記仕様書 5	No Scale	A-04

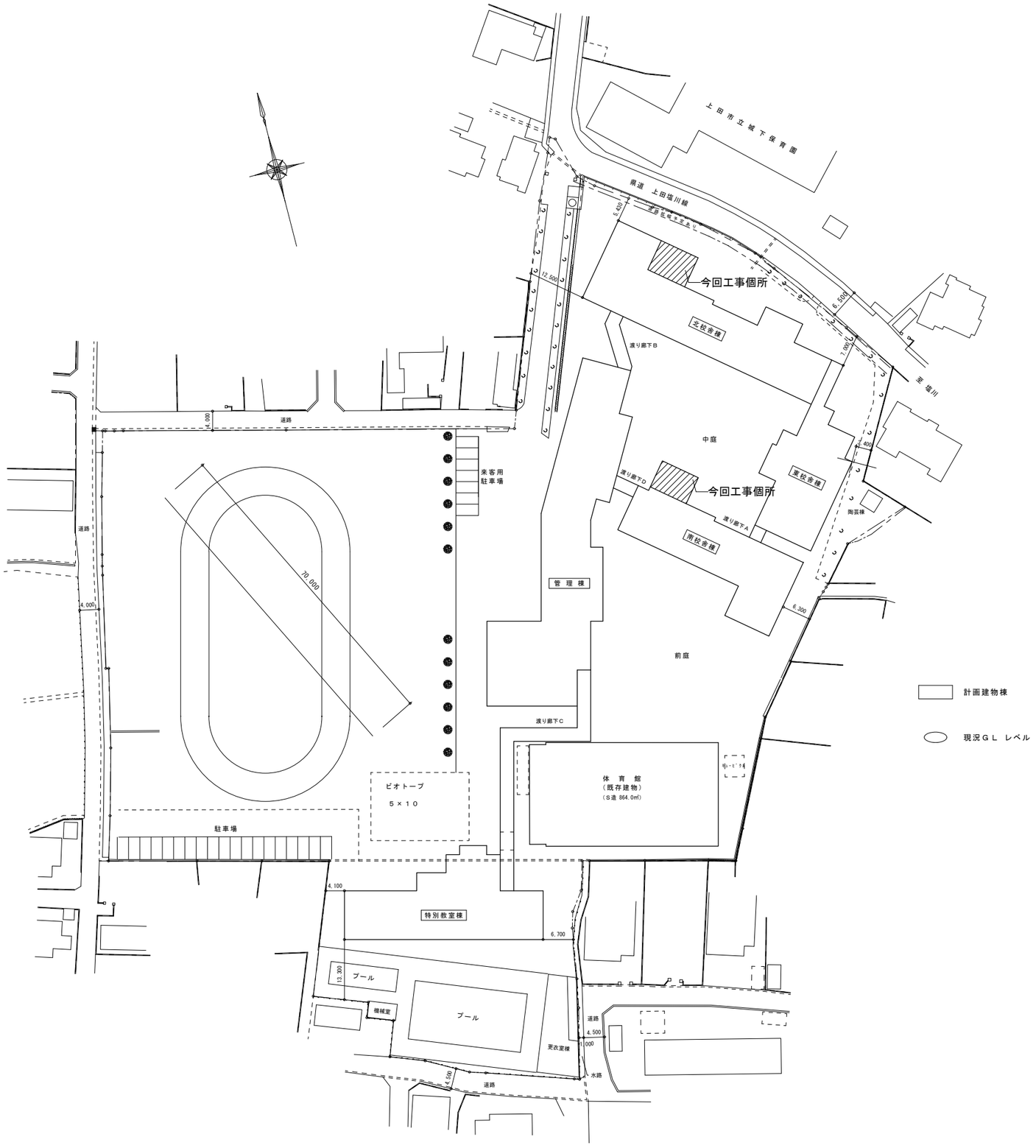

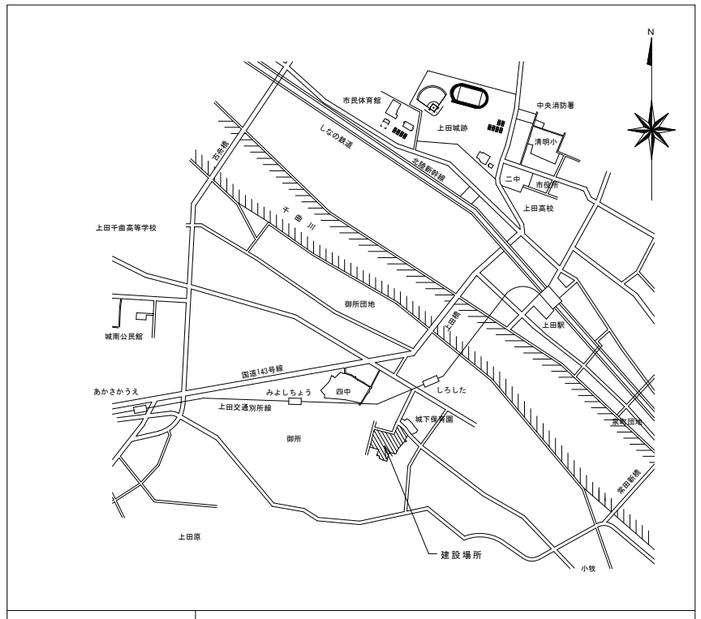

案内図	建設場所：上田市大字諏訪形928-2　他9筆

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名　称 有限会社　設計工房風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:500
					図名	付近見取り図・現況配置図	NO. A-05

内 部 仕 上 表

室 名	改修	床	巾木		壁	天 井		天井高	備 考
			仕上	H			廻縁		
男子便所 女子便所	現況	モルタル下地　アスファルト防水 モザイクタイル張り（50角）	100角タイル		壁全高さ　モルタル下地　磁器質100角タイル　張り	LSG下地 ケイ酸カルシウム板(7)6 目透シ張り AEP	塩ビ製	2,500	トイレブース、掃除用具掛けパイプ
	改修	男子トイレ 小便器部分尿はね部　トイレ用床材 （ハイドロセラPU 薄型 プレーン柄　同等品） セルフレベリング　セメント系下地 t＝10～40 防滑性長尺塩ビシート貼 t＝2.5（表面フラット仕様）	床材立上げ 床材立上げ	100 100	耐水合板 t＝9.0 軽量鉄骨下地50型 化粧ケイ酸カルシウム板 t＝6.0（目地 シーリング：MS-2、下部アルミ見切り）	LSG19下地 化粧石膏ボード t＝9.5（910×910）	塩ビ製	2,500	天井点検口 450角(各トイレ１ヶ所) ライニング天端 SUS製 W＝150 ほうき掛け L＝600, タオル掛け L＝600

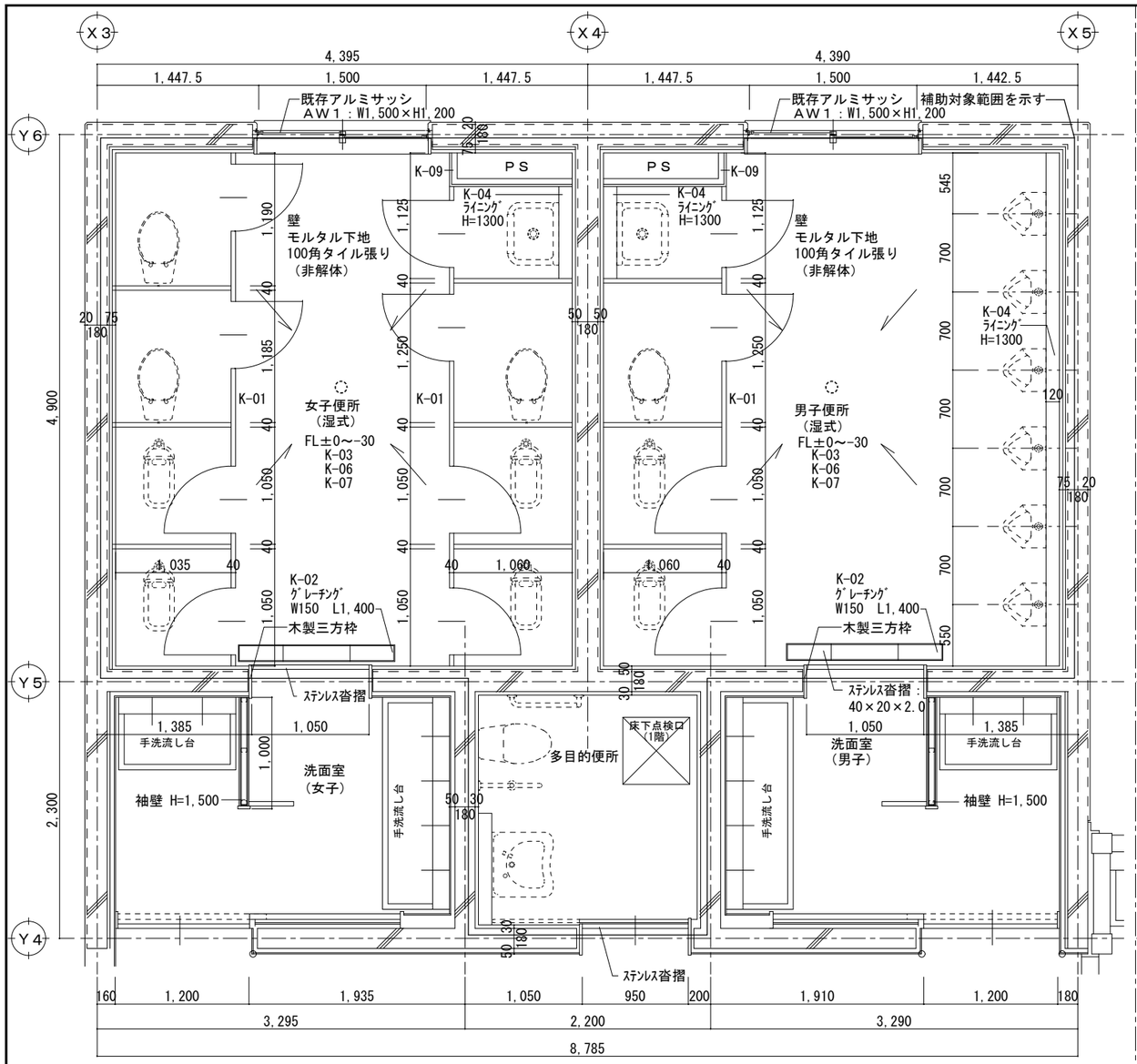

南校舎棟　トイレ　平面図（既存）

解体リスト

符号	解体内容	備考、対象箇所
K-01	木製トイレブース解体　H=1,900	男女トイレブース全箇所
K-02	トイレ入りログレーチング解体（枠共）	男女トイレ
K-03	床モザイクタイル張り（50角）解体	男女トイレ床全域
K-04	ライニング部分CB t＝100,モルタル+タイル解体	男女トイレ該当箇所
K-06	天井ケイカル板t=6解体	男・女トイレ
K-07	天井ＬＧＳ下地解体	男・女トイレ
K-09	ＰＳ部壁解体　タイル+合板12+LGS50	男女トイレ
	設備工事撤去項目（設備図参照）	

※アスベスト含有調査：トイレ床アスファルト防水　和式便器撤去部分にて調査

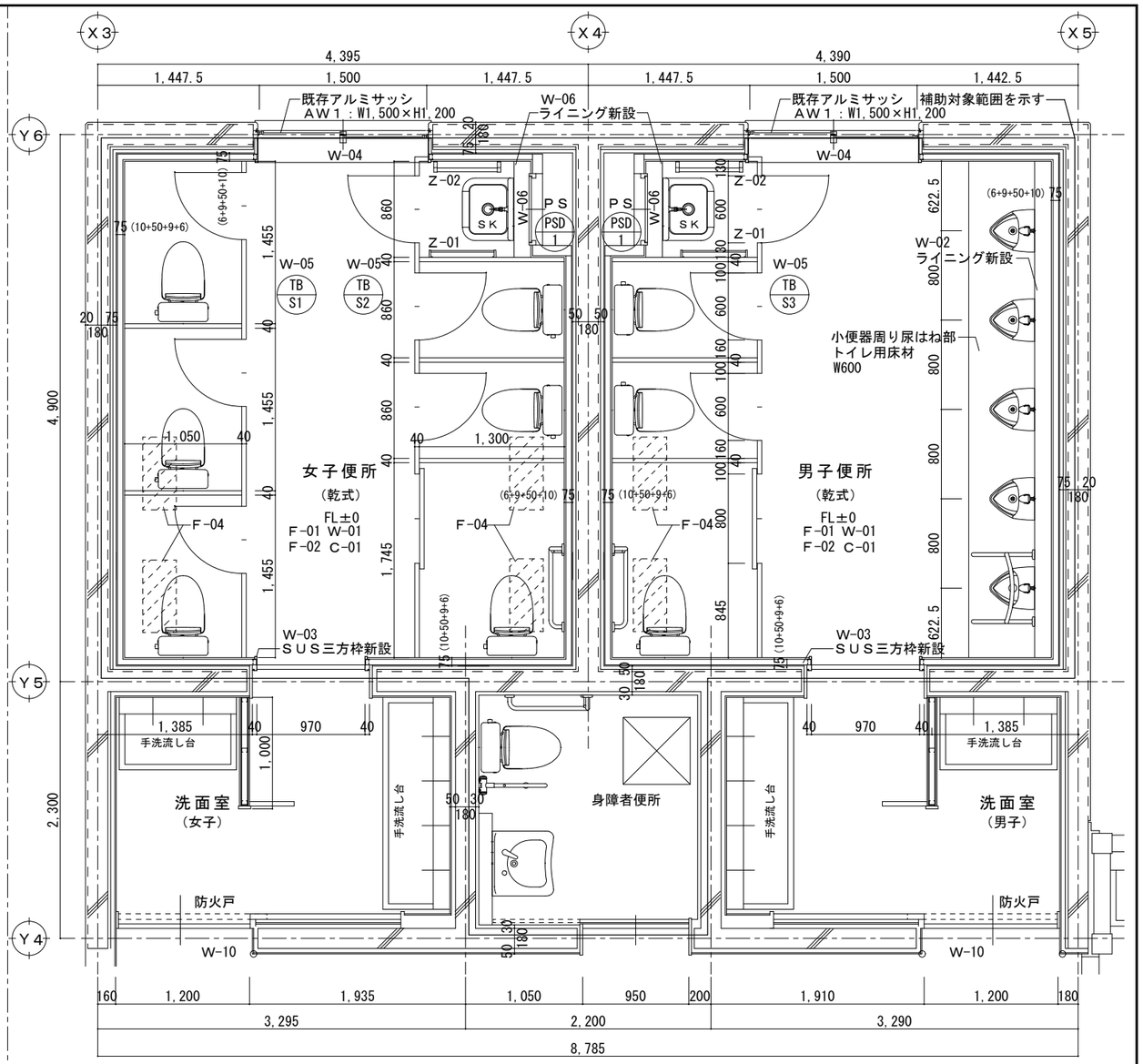

南校舎棟　トイレ　平面図（改修）

改修工事リスト

符号	改修工事内容	備考、対象箇所
C-01	ＬＧＳ19下地、化粧ＰＢt=9.5張り、塩ビ廻り縁	天井伏図参照
F-01	床防滑性長尺塩ビシート貼 t＝2.5（表面フラット仕様）	男・女トイレ
F-02	セルフレベリング　セメント系	男女トイレ床全面
F-04	旧和式便器撤去部分躯体改修 300×650	男女トイレ床該当箇所
W-01	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS50下地	男女トイレ壁全面
W-02	ライニング：壁と同仕様、D150、ストール部H=1,400 SK部H=1,200　SUSトップ共	男女トイレ該当箇所
W-03	ＳＵＳ三方枠新設	建具表参照
W-04	サッシ額縁新設	建具表参照
W-05	木製トイレブース新設	建具表参照
W-06	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS90下地 壁ＰＳ点検口　PSD-1　600×600	男女トイレ該当箇所 点検口は建具表参照
Z-01	ほうき掛け　L＝600（杉田エース163-296モップハンガー同等品）	男・女トイレ
Z-02	タオル掛け　L＝600（杉田エース162-644タオルバー16丸同等品）	男・女トイレ

図は１・２階平面図を示す
（床点検口は１階のみとする）

鉄筋：D13 @150 タテヨコ ダブル
あと施工アンカー：差筋アンカー
D13 @150（24本/ヶ所）
ＣＯＮ：Fc=24.0 N/mm , t=150

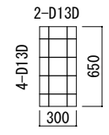

A
D 展開方向 B
C

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名 城下小学校トイレ改修工事 / 図名 南校舎棟１・２階トイレ平面図	SCALE S=1:50 / NO. A-07

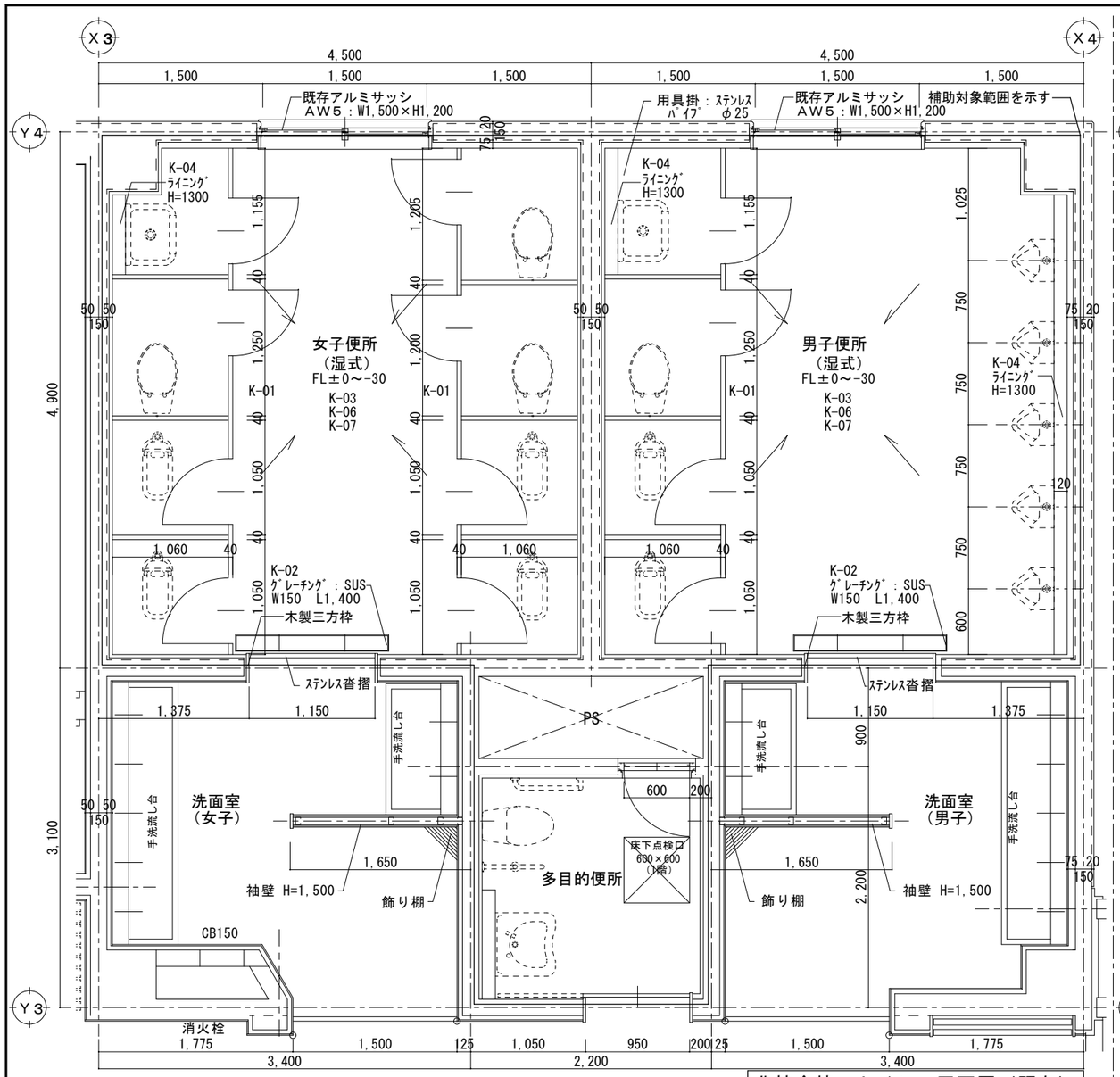

北校舎棟　トイレ　平面図（既存）

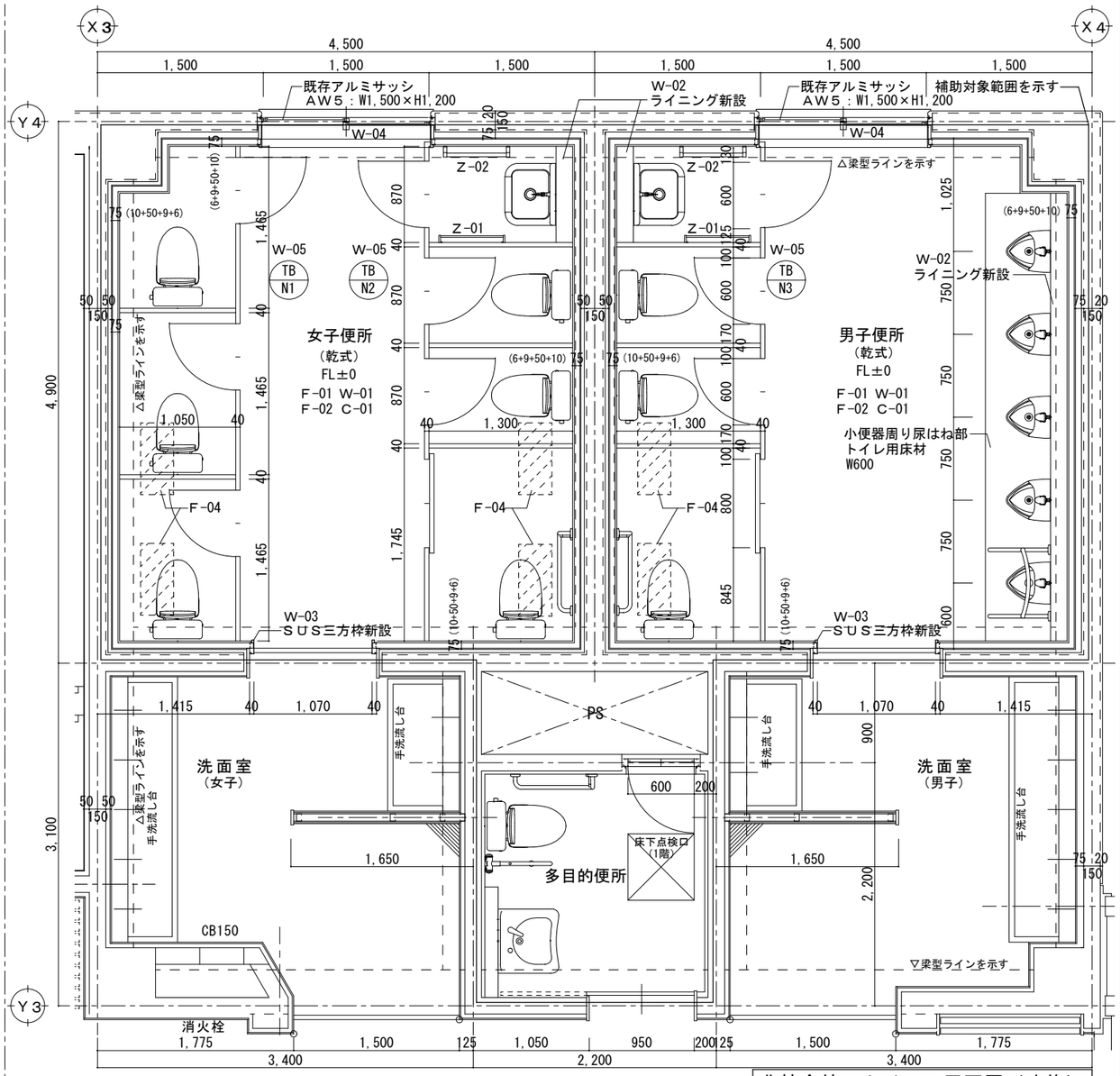

北校舎棟　トイレ　平面図（改修）

解体リスト

符号	解体内容	備考、対象箇所
K-01	木製トイレブース解体　H=1,900	男女トイレブース全箇所
K-02	トイレ入りログレーチング解体（枠共）	男女トイレ
K-03	床モザイクタイル張り（50角）解体	男女トイレ床全域
K-04	ライニング部分CB t＝100,モルタル+タイル解体	男女トイレ該当箇所
K-06	天井ケイカル板t=6解体	男・女トイレ
K-07	天井ＬＧＳ下地解体	男・女トイレ
	設備工事撤去項目（設備図参照）	

改修工事リスト

符号	改修工事内容	備考、対象箇所
C-01	ＬＧＳ19下地、化粧ＰＢt=9.5張り、塩ビ廻り縁	天井伏図参照
F-01	床防滑性長尺塩ビシート貼 t＝2.5（表面フラット仕様）	男・女トイレ
F-02	セルフレベリング　セメント系	男女トイレ床全面
F-04	旧和式便器撤去部分躯体改修 300×650	男女トイレ床該当箇所
W-01	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS50下地	男女トイレ壁全面
W-02	ライニング：壁と同仕様、D150、ストール部H=1,400 SK部H=1,200　SUSトップ	男女トイレ該当箇所
W-03	ＳＵＳ三方枠新設	建具表参照
W-04	サッシ額縁新設	建具表参照
W-05	木製トイレブース新設	建具表参照
W-06	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS90下地 壁ＰＳ点検口　PSD-1　600×600	男女トイレ該当箇所 点検口は建具表参照
Z-01	ほうき掛け　L＝600（杉田エース163-296モップハンガー同等品）	男・女トイレ
Z-02	タオル掛け　L＝600（杉田エース162-644タオルバー16丸同等品）	男・女トイレ

図は１・２階平面図を示す
（床点検口は１階のみとする）

鉄筋：D13 @200 タテヨコ ダブル
あと施工アンカー：差筋アンカー
D13 @200（20本/ヶ所）
ＣＯＮ：Fc=24.0 N/mm，t＝150

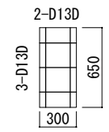

A
D 展開方向 B
C

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50
					図名	北校舎棟１・２階トイレ平面図	NO. A-08

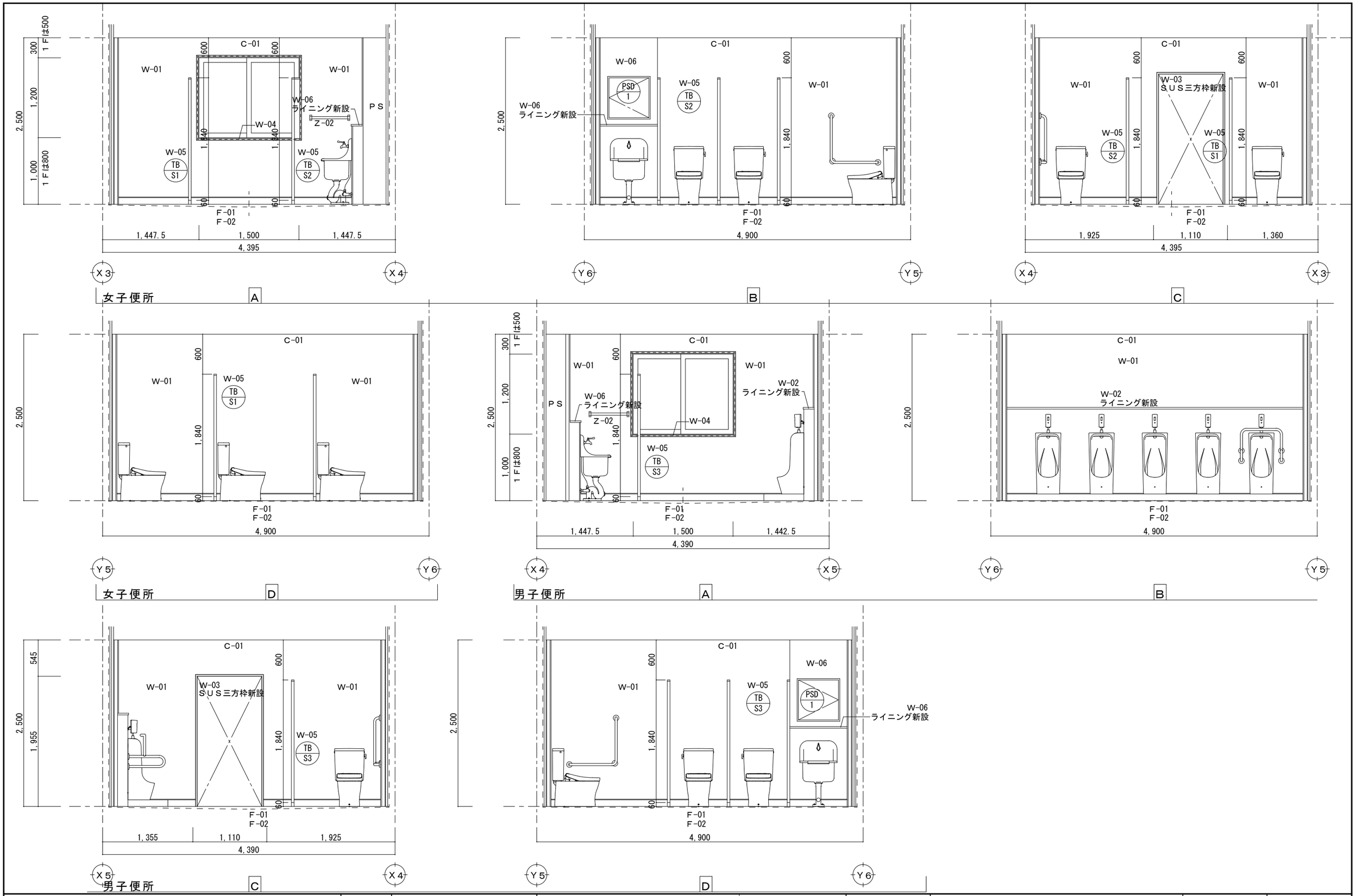

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-09
					図名	南校舎棟トイレ展開図（１）	

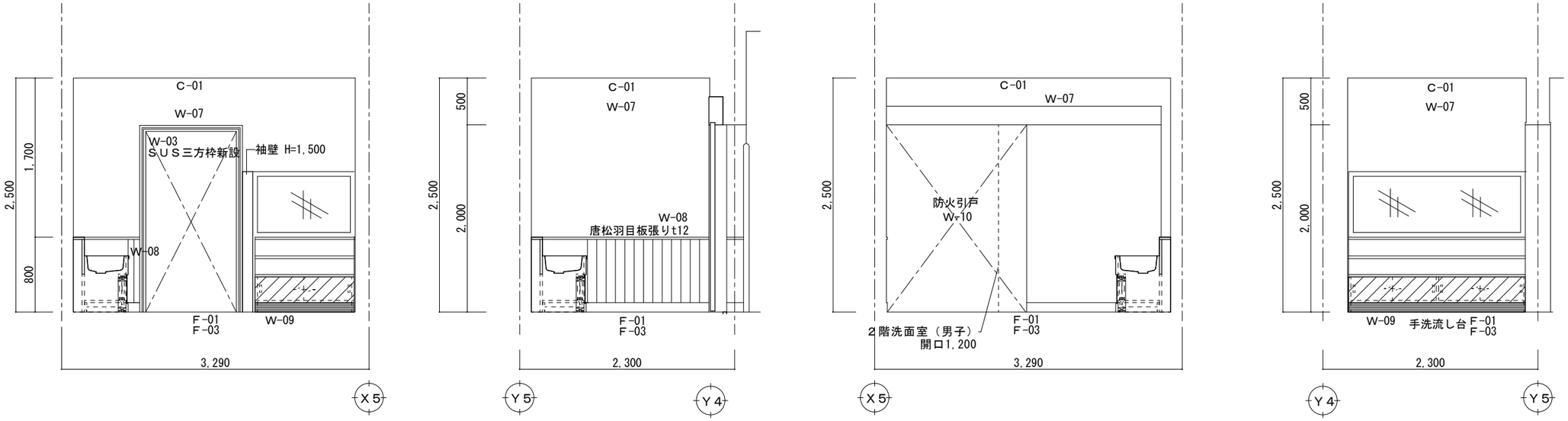

洗面室（男子）　A　B　C　D

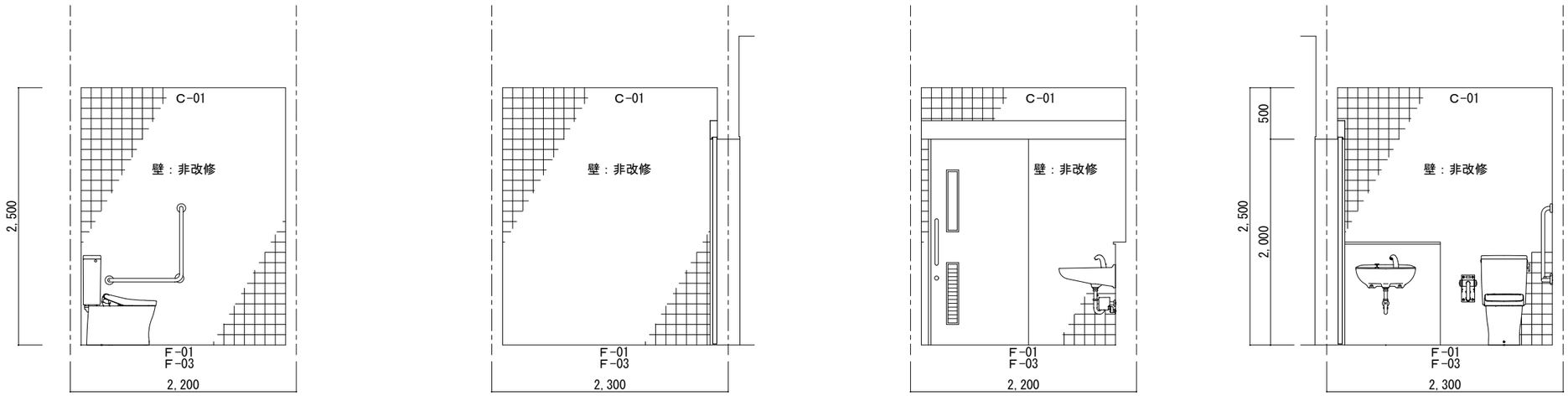

多目的便所　A　B　C　D

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-10
					図名	南校舎棟トイレ展開図（２）	

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名　称 有限会社　設計工房風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-11
					図名	北校舎棟トイレ展開図（１）	

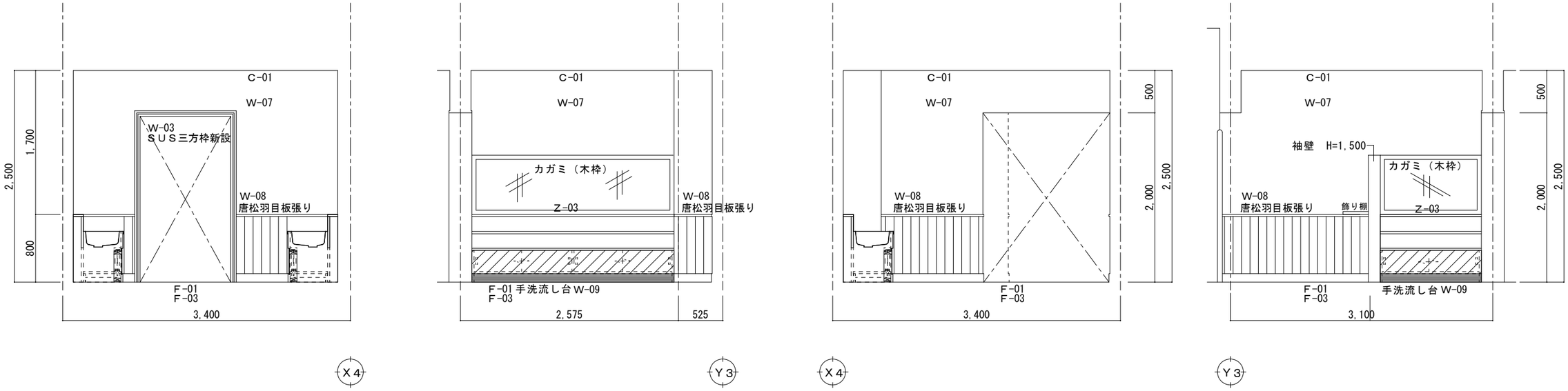

洗面室（男子）　A　B　C　D

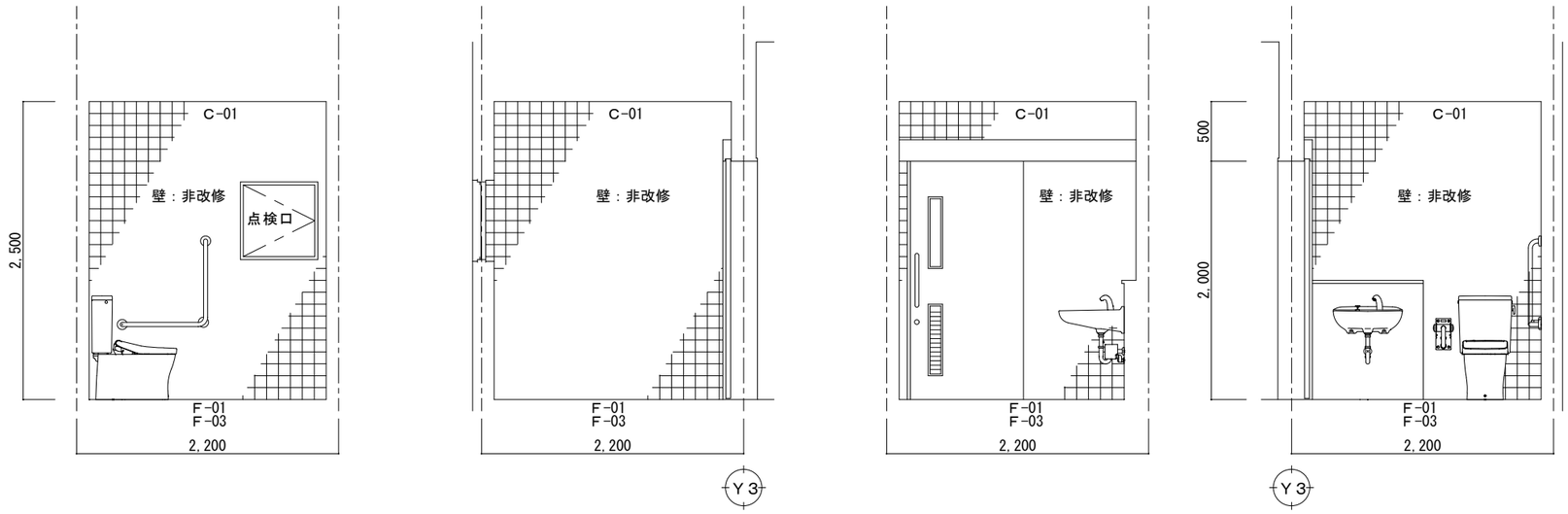

多目的便所　A　B　C　D

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-12
					図名	北校舎棟トイレ展開図（２）	

建具符号	TB S1 女子トイレ	TB S2 女子トイレ
姿	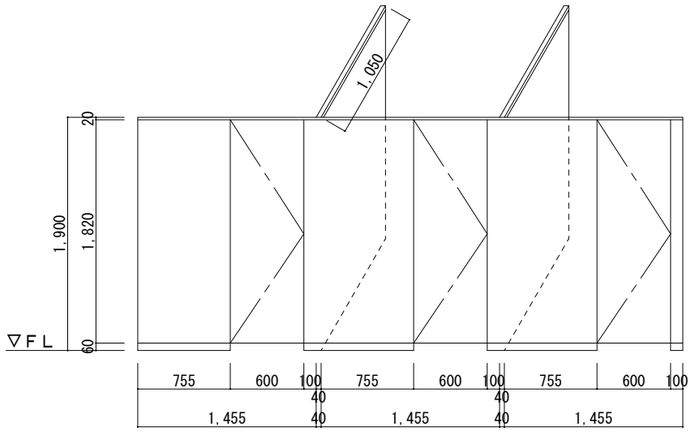	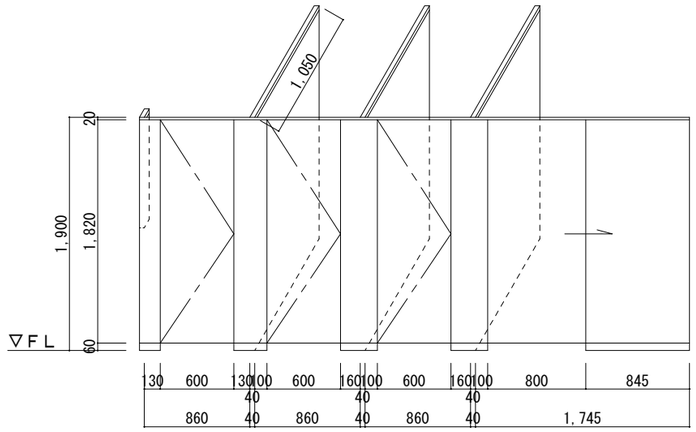
形状・数量	トイレブース 1	トイレブース 1
材質・見込寸法	高圧メラミン樹脂化粧板 フラッシュ（耐水性タイプ） 枠材：木製 芯材：ペーパーコア 40	高圧メラミン樹脂化粧板 フラッシュ（耐水性タイプ） 枠材：木製 芯材：ペーパーコア 40
金物	アルミ笠木（フタ付），壁レール，戸当りエッジ・ドアエッジ（R型），SUS巾木，グレビティヒンジ，ロック，表示錠，	アルミ笠木（フタ付），壁レール，戸当りエッジ・ドアエッジ（R型），SUS巾木，グレビティヒンジ，ロック，表示錠，
	戸当り帽子掛，引戸レール，引手ハンドル（SUS HL L=450），その他付属金物一式	戸当り帽子掛，引戸レール，引手ハンドル（SUS HL L=450），その他付属金物一式
備考	非常時外開き 覗き見防止可動式エッジ仕様	非常時外開き 覗き見防止可動式エッジ仕様

建具符号	TB S3 男子トイレ	PSD 1 男子トイレ 女子トイレ	AW 1 1階男子便所 1 2階男子便所 1 1階女子便所 1 2階女子便所 1	SS 1 1階男子便所 1 2階男子便所 1 1階女子便所 1 2階女子便所 1
姿	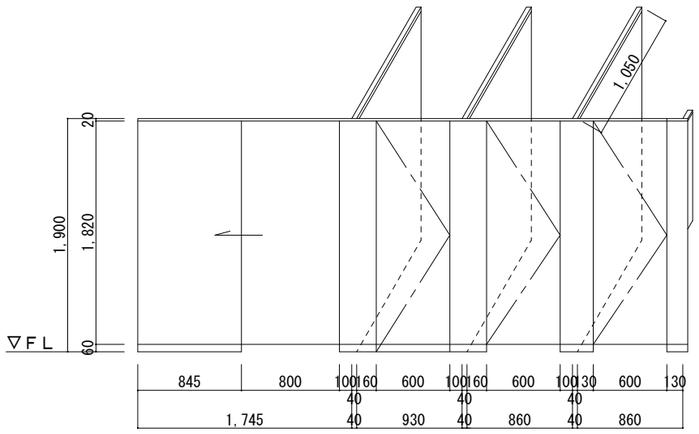	W-06 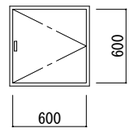	W-04 アルミ四方額縁 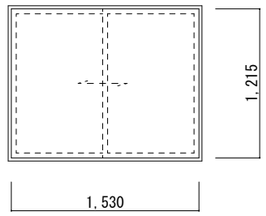	W-03 ＳＵＳ三方枠新設 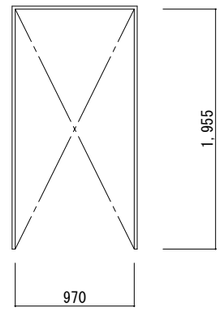
形状・数量	トイレブース 1	メーター点検口 2	既存引き違い窓へアルミ額縁取り付け 4	ＳＵＳ三方枠 4
材質・見込寸法	高圧メラミン樹脂化粧板 フラッシュ（耐水性タイプ） 枠材：木製 芯材：ペーパーコア 40	溶融亜鉛メッキ鋼板t=1.6 25	カラーアルミ W25、D215	ＳＵＳ304 t=2.0 ＨＬ仕上げ
金物	アルミ笠木（フタ付），壁レール，戸当りエッジ・ドアエッジ（R型），SUS巾木，グレビティヒンジ，ロック，表示錠，	ワンタッチ平面ハンドル（鍵付き）		ーー
	戸当り帽子掛，引戸レール，引手ハンドル（SUS HL L=450），その他付属金物一式			ーー
備考	非常時外開き 覗き見防止可動式エッジ仕様	杉田エース 451-205同等品		

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社 設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名称 有限会社 設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名 城下小学校トイレ改修工事 / 図名 南校舎建具表（１）	SCALE S=1:50 / NO. A-13

建具符号	TB N1	TB N2 女子トイレ
姿	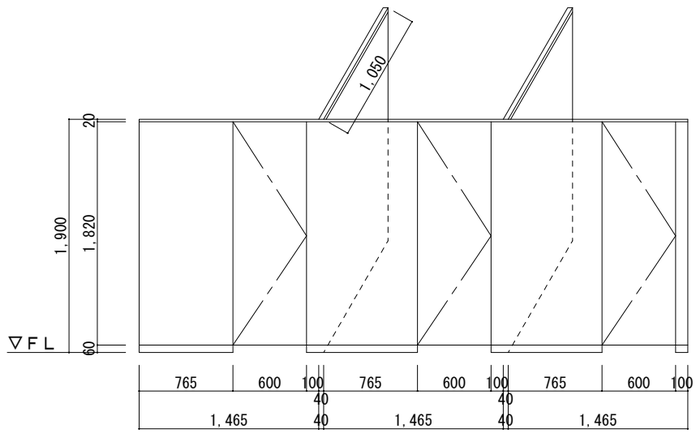	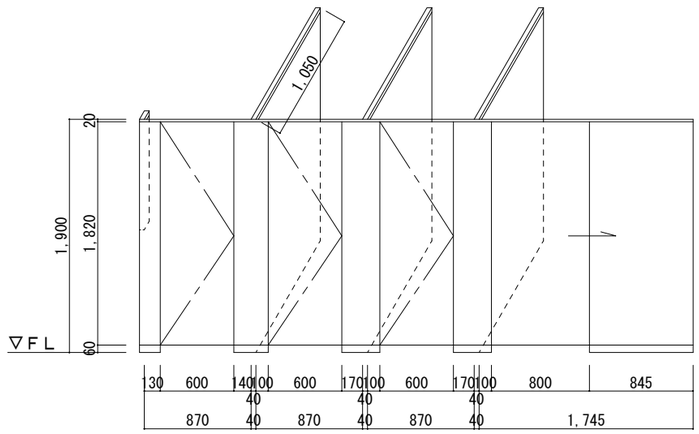
形状・数量	トイレブース 1	トイレブース 1
材質・見込寸法	高圧メラミン樹脂化粧板 フラッシュ（耐水性タイプ） 枠材：木製 芯材：ペーパーコア 40	高圧メラミン樹脂化粧板 フラッシュ（耐水性タイプ） 枠材：木製 芯材：ペーパーコア 40
金物	アルミ笠木（フタ付），壁レール，戸当りエッジ・ドアエッジ（R型），SUS巾木，グレビティヒンジ，ロック，表示錠，	アルミ笠木（フタ付），壁レール，戸当りエッジ・ドアエッジ（R型），SUS巾木，グレビティヒンジ，ロック，表示錠，
	戸当り帽子掛，引戸レール，引手ハンドル（SUS HL L=450），その他付属金物一式	戸当り帽子掛，引戸レール，引手ハンドル（SUS HL L=450），その他付属金物一式
備考	非常時外開き 覗き見防止可動式エッジ仕様	非常時外開き 覗き見防止可動式エッジ仕様

建具符号	TB N3 男子トイレ	AW 1	SS 1	
		1階男子便所 1 2階男子便所 1 1階女子便所 1 2階女子便所 1	1階男子便所 1 2階男子便所 1 1階女子便所 1 2階女子便所 1	
姿	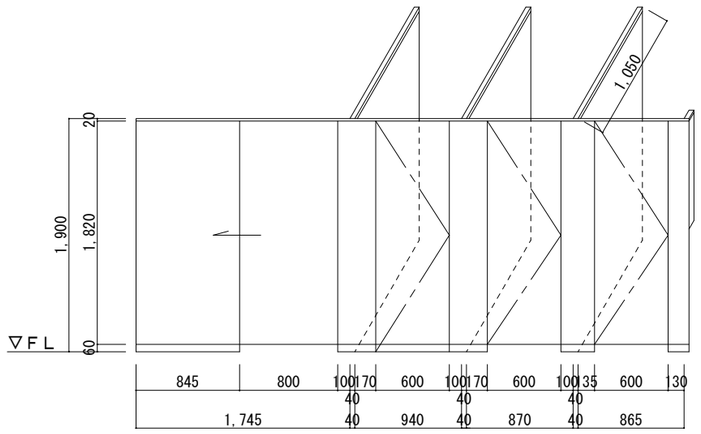	W-04 アルミ四方額縁 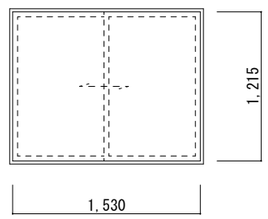	W-03 ＳＵＳ三方枠新設 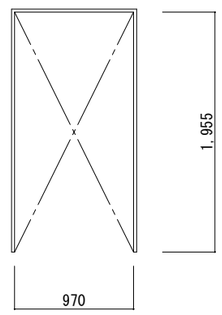	
形状・数量	トイレブース 1	既存引き違い窓へアルミ額縁取り付け 4	ＳＵＳ三方枠 4	
材質・見込寸法	高圧メラミン樹脂化粧板 フラッシュ（耐水性タイプ） 枠材：木製 芯材：ペーパーコア 40	カラーアルミ W25、D215	ＳＵＳ304 t=2.0 ＨＬ仕上げ	
金物	アルミ笠木（フタ付），壁レール，戸当りエッジ・ドアエッジ（R型），SUS巾木，グレビティヒンジ，ロック，表示錠，		−−	
	戸当り帽子掛，引戸レール，引手ハンドル（SUS HL L=450），その他付属金物一式		−−	
備考	非常時外開き 覗き見防止可動式エッジ仕様			

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社 設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名称 有限会社 設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３−１ 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-14
					図名	北校舎建具表（1）	

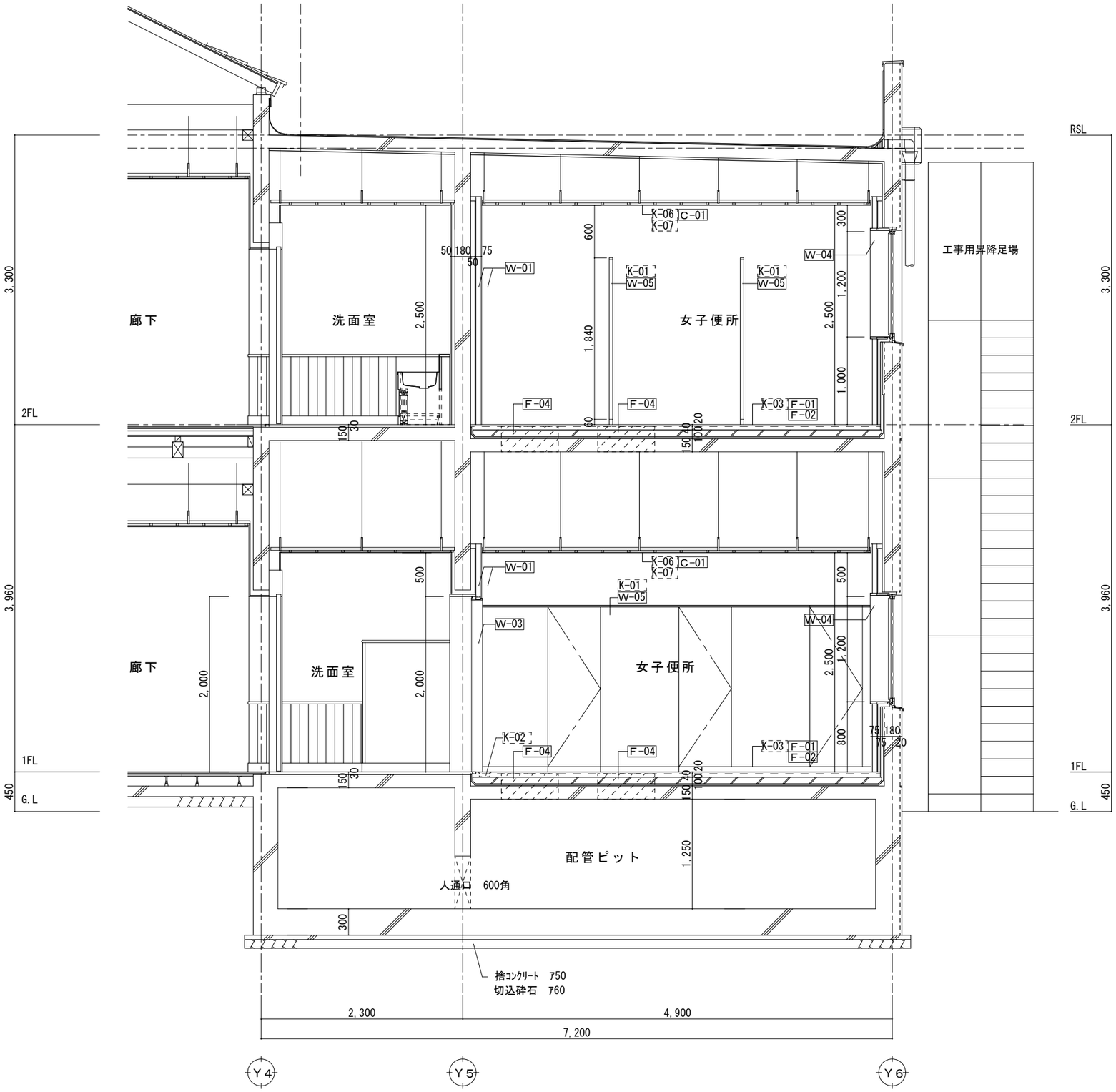

解体リスト

符号	解体内容
K-01	木製トイレブース解体　H=1,900
K-02	トイレ入りログレーチング解体（枠共）
K-03	床モザイクタイル張り（50角）解体
K-04	ライニング部分CB t＝100,モルタル+タイル解体
K-05	
K-06	天井ケイカル板t=6解体
K-07	天井ＬＧＳ下地解体
K-08	
K-09	ＰＳ部壁解体　タイル+合板12+LGS50

改修工事リスト

符号	改修工事内容
C-01	ＬＧＳ19下地、化粧ＰＢt=9.5張り、塩ビ廻り縁
F-01	床防滑性長尺塩ビシート貼 t＝2.5（表面フラット仕様）
F-02	セルフレベリング　セメント系
F-03	
F-04	旧和式便器撤去部分躯体改修 300×650
W-01	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS50下地
W-02	ライニング：壁と同仕様、D150、ストール部H=1,400 SK部H=1,200　SUSトップ共
W-03	ＳＵＳ三方枠新設
W-04	サッシ額縁新設
W-05	木製トイレブース新設
W-06	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS90下地 壁ＰＳ点検口　PSD-1　600×600
Z-01	ほうき掛け　L＝600（杉田エース163-296モップハンガー同等品）
Z-02	タオル掛け　L＝600（杉田エース162-644タオルバー16丸同等品）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-15
					図名	南校舎棟トイレ矩計図	

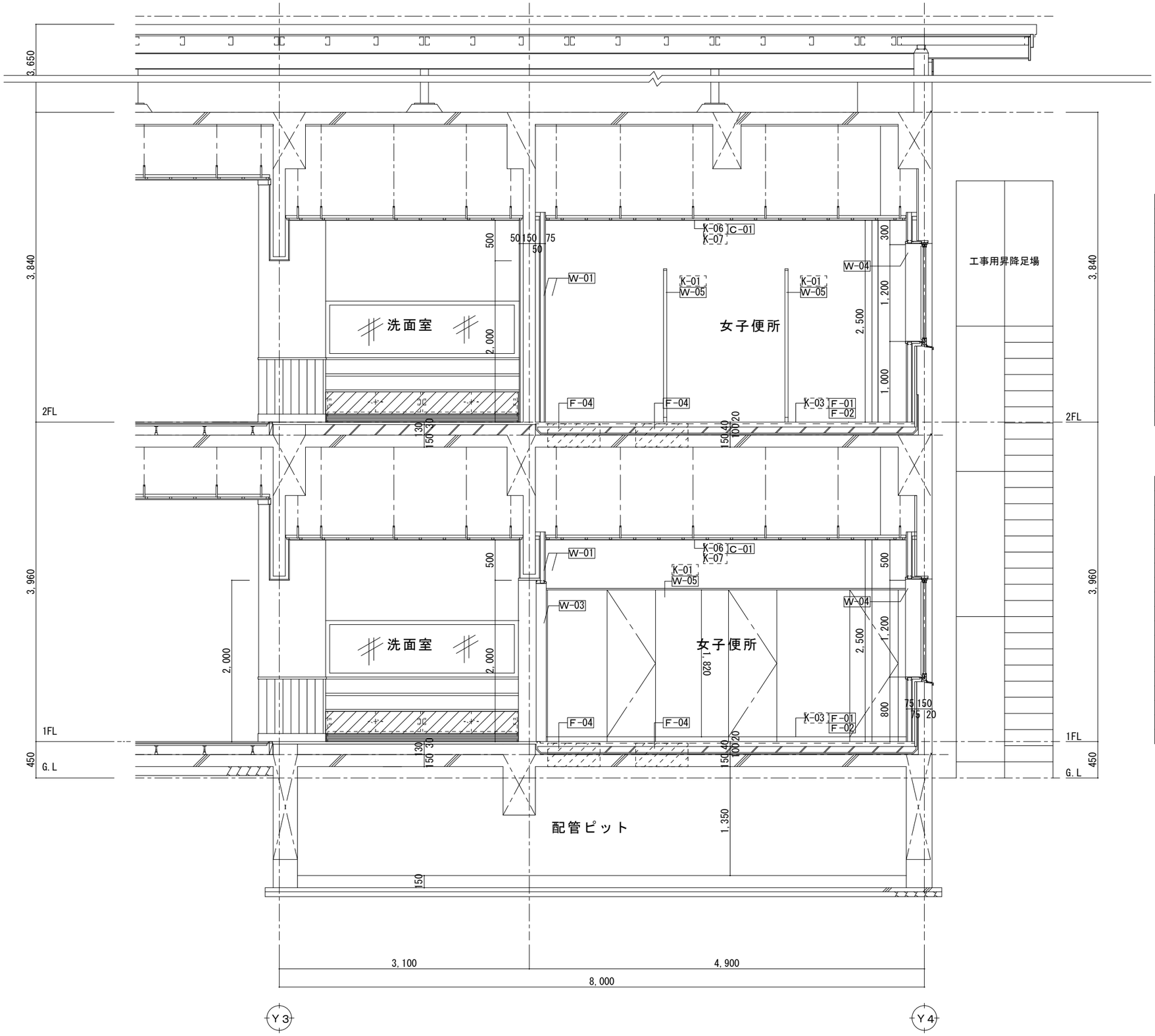

解体リスト

符号	解体内容
K-01	木製トイレブース解体　H=1,900
K-02	トイレ入りログレーチング解体（枠共）
K-03	床モザイクタイル張り（50角）解体
K-04	ライニング部分CB t＝100,モルタル+タイル解体
K-05	
K-06	天井ケイカル板t=6解体
K-07	天井ＬＧＳ下地解体

改修工事リスト

符号	改修工事内容
C-01	ＬＧＳ19下地、化粧ＰＢt=9.5張り、塩ビ廻り縁
F-01	床防滑性長尺塩ビシート貼 t＝2.5（表面フラット仕様）
F-02	セルフレベリング　セメント系
F-03	
F-04	旧和式便器撤去部分躯体改修 300×650
W-01	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS50下地
W-02	ライニング：壁と同仕様、D150、ストール部H=1,400 SK部H=1,200　SUSトップ
W-03	ＳＵＳ三方枠新設
W-04	サッシ額縁新設
W-05	木製トイレブース新設
W-06	化粧ケイカル板t=6張り、T1ラワン合板t=9捨て張り、LGS90下地 壁ＰＳ点検口　PSD-1　600×600
Z-01	ほうき掛け　L＝600（杉田エース163-296モップハンガー同等品）
Z-02	タオル掛け　L＝600（杉田エース162-644タオルバー16丸同等品）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:50 / NO. A-16
					図名	北校舎棟トイレ矩計図	

凡例

⊠ アルミ天井点検口450□

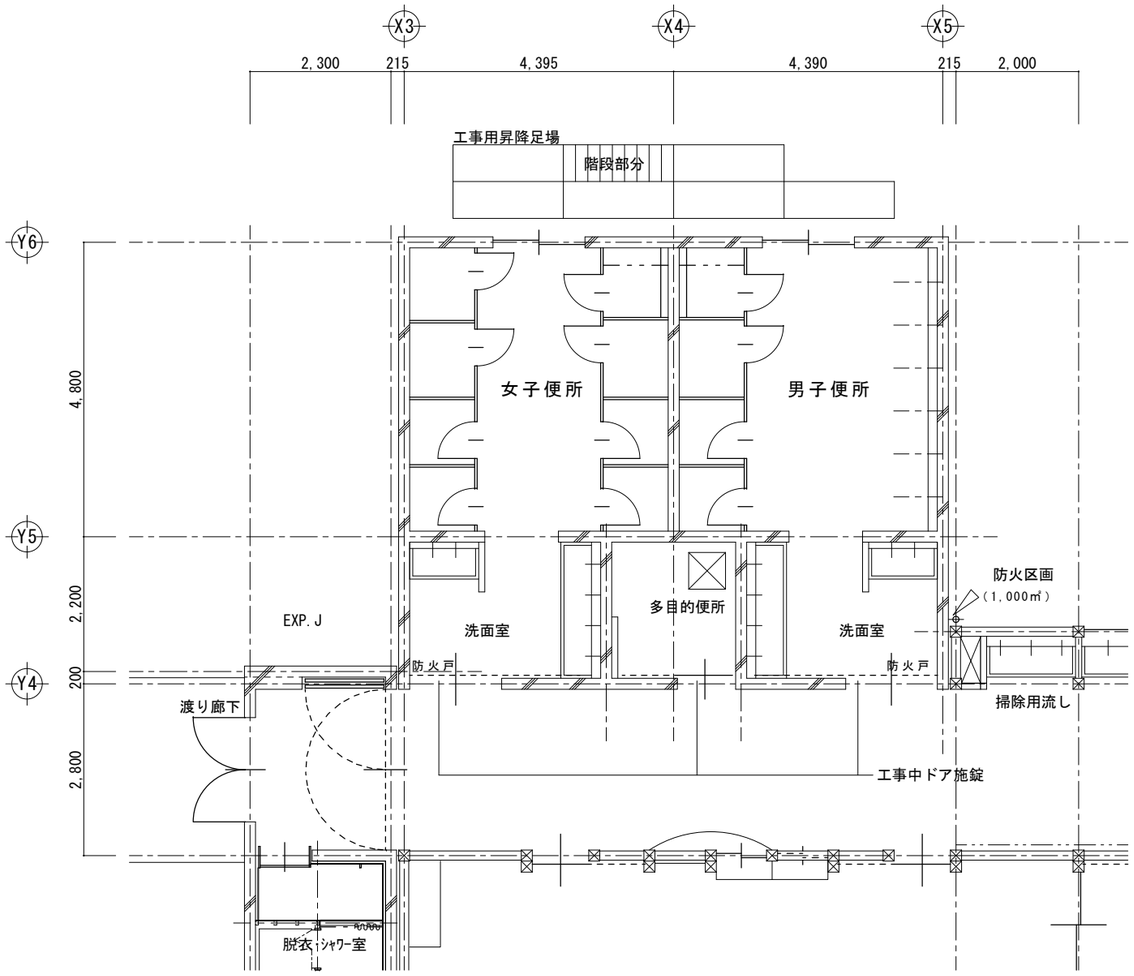

南校舎棟仮設計画図

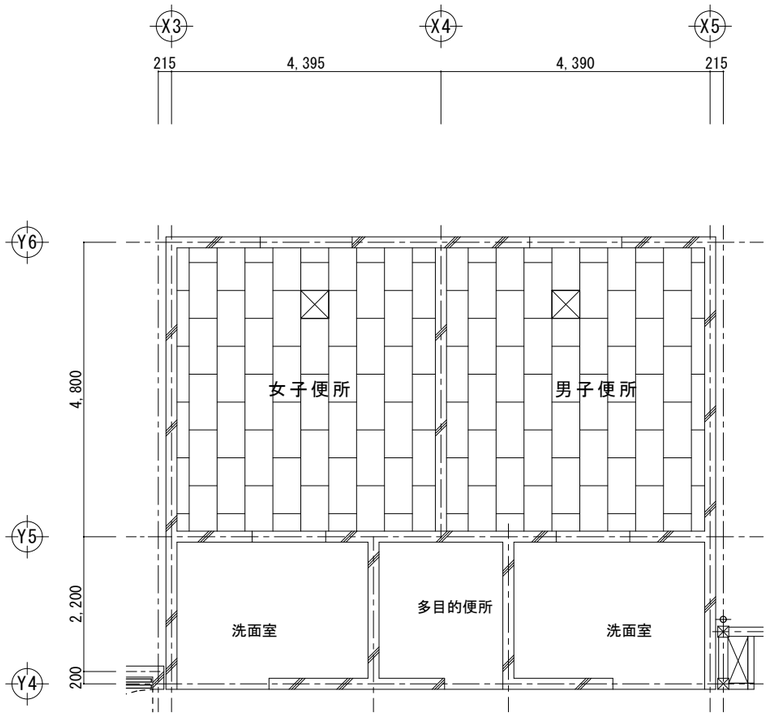

南校舎棟天井伏せ図

内 部 仕 上 表

室 名	改修	天 井	廻縁	天井高
男子便所 女子便所	現況	LSG下地 ケイ酸カルシウム板(7)6 目透シ張り AEP	塩ビ製	2,500
	改修	LSG19下地 化粧石膏ボード t=9.5 (910×910)	塩ビ製	2,500

天井点検口は１箇所/１室新設設置（アルミ450角）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名 称 有限会社 設計工房風の色 住 所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯 島 康 男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯 島 康 男	工 事 名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:100	NO. A-17
					図 名	南校舎棟仮設計画図・天井伏図		

凡例

⊠ アルミ天井点検口450□

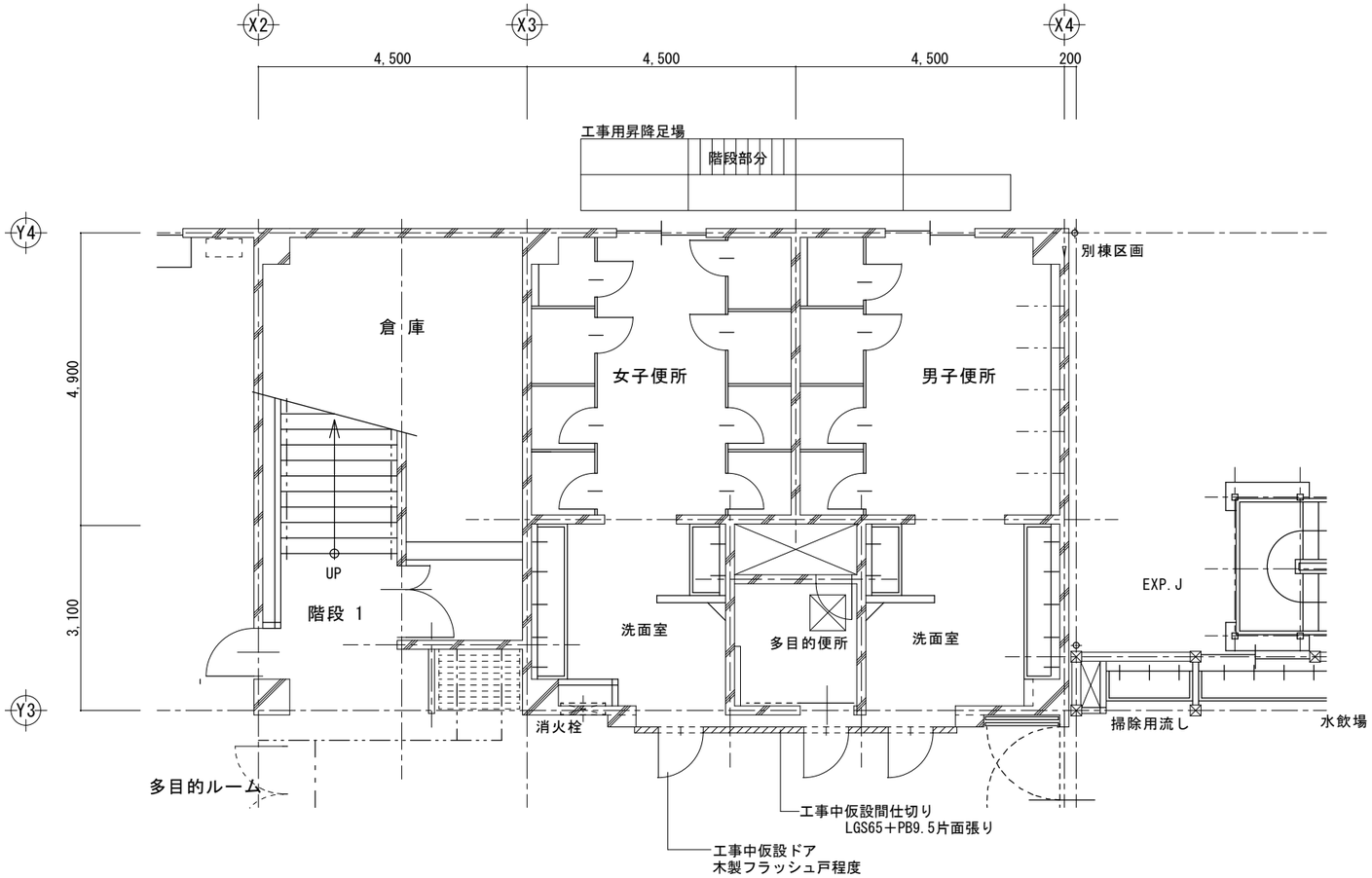

北校舎棟仮設計画図

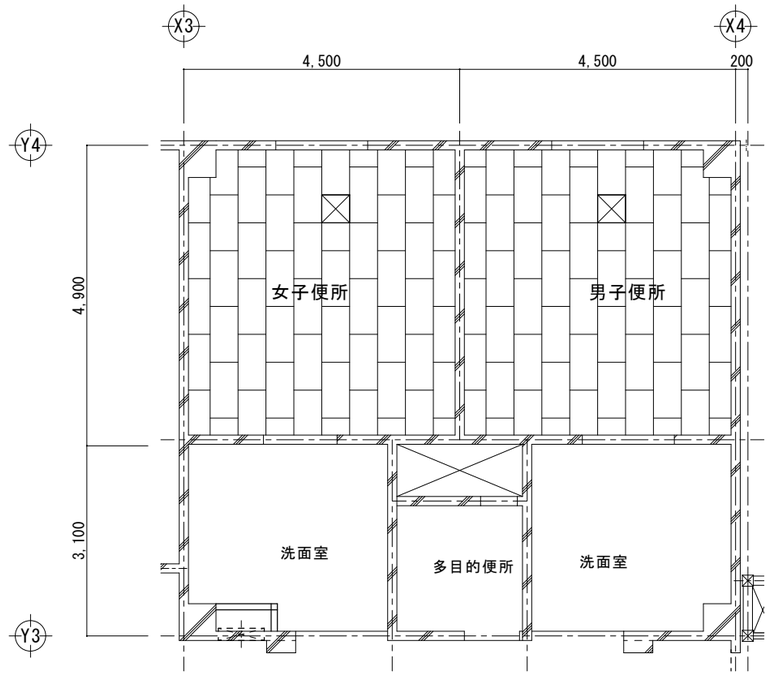

北校舎棟天井伏せ図

内 部 仕 上 表

室 名	改修	天 井	廻縁	天井高
男子便所 女子便所	現況	LSG下地 ケイ酸カルシウム板(ｱ)6 目透シ張り AEP	塩ビ製	2,500
	改修	LSG19下地 化粧石膏ボード t=9.5 (910×910)	塩ビ製	2,500

天井点検口は１箇所/１室新設設置（アルミ450角）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社 設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名 称 有限会社 設計工房風の色 住 所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工 事 名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE S=1:100 / NO. A-18
					図 名	北校舎棟仮設計画図・天井伏図	

城下小学校トイレ改修工事　電気設備工事 特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事場所　　**上田市諏訪形**

2. 建物概要

建物名称	構造	階数(階)	延面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
北棟	改修	2	1,500.92	―――	―――
南棟	改修	2	1,138.43	―――	―――

3. 工事種目
（〇印のついたものを適用する。）

工事種目	項目	建物別及び屋外 北棟	南棟		
電灯設備		⊙	⊙	・	・
動力設備		・	・	・	・
電熱設備	幹線、分岐	・	・	・	・
雷保護設備	幹線、分岐	・	・	・	・
受変電設備		・	・	・	・
電力貯蔵設備		・	・	・	・
静止形電源設備	直流電源装置	・	・	・	・
発電設備		・	・	・	・
構内情報通信網設備	LAN用配管	・	・	・	・
構内交換設備	電話設備	・	・	・	・
情報表示設備	時計設備	・	・	・	・
映像・音響設備		・	・	・	・
拡声設備		・	・	・	・
誘導支援設備	インターホン・トイレ呼出し設備	・	・	・	・
テレビ共同受信設備		・	・	・	・
監視カメラ設備		・	・	・	・
駐車場管制設備		・	・	・	・
防犯・入退室管理設備	予備配管	・	・	・	・
自動火災報知設備		⊙	⊙	・	・
自動閉鎖設備		・	・	・	・
非常警報設備	非常放送装置	・	・	・	・
ガス漏れ警報設備		・	・	・	・
中央監視制御設備		・	・	・	・
構内配電線路		・	・	・	・
構内通信線路		・	・	・	・
昇降機設備		・	・	・	・

4. 図面目録　　・ 別紙参照　・ 下記の通り

番号	図面名称	番号	図面名称
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

Ⅱ 工事仕様

1. 共通仕様
(1) 図面及び特記仕様書に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という。)による。
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2. 特記仕様
特記仕様は別紙「特記仕様書(共通事項)」によるほか次の各項目による。
(1) 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。 ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。
② 機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等(〇印のもの)の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。 （下表） 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 5) 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

	材料・機材名		材料・機材名
⊙	LED照明器具	・	電気錠
・		・	
・		⊙	その他、監督員の指示によるもの
⊙	(社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材		

項目	特記事項
③ 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 (5) 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料
規制対象外	① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第三種	① JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのE〇規格品 ④ 旧JASのF〇〇規格品

項目	特記事項
④ 施工条件明示項目	※ 現場説明書による ・
⑤ 電気保安技術者	工事現場の電気工作物(電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む)の保安業務を行うものとする。
⑥ 電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。
⑦ 実施工程表及び施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。
⑧ 使用材料発注先調書	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調書を作成し提出する。
⑨ 発生材の処理	(1) 引渡しを要するもの　・ 無　・ 有（　　） (2) 引渡しを要するもの以外　・ 構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3) 特別管理産業廃棄物　・ 無 ・ 有 (PCB使用機器: 関連法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す) (4) 再利用又は再資源化を図るもの ・無　・ 有（・ 廃蛍光管　・ コンクリート　・ 木材 ・ アスファルト　・ 金属くず　・ ダンボール類 ）
⑩ 監督員事務所	※ 設けない　・ 設ける (規模:　　) ・ 備品 (　　)
11. 工事用仮設物	すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが　・ できる　・ できない
⑫ 足場・さん橋類	・ 別契約の関係請負者が定置したものは、無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 ⊙ 内部仮設足場等 (・ 架台足場　・ 移動式足場　・ 移動式室内足場　⊙ 脚立足場) ・ 外部足場 (・ A種[施工箇所面に枠組足場を設ける]　・ B種[施工箇所面に単管本足場を設ける] ・ C種[仮設ゴンドラを使用する]　・ D種[移動式足場を使用する])
⑬ 工事用電力・水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は、請負者の負担とする。
14. 工事写真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。
15. 完成図等	※ 完成図 (※ 設計図書で示したもの全て　・ 標仕表1.7.1による　・ 監督員の指示による) 作成方法　※ 製本 (※ 見開きA3縮小版 2～3部 (黒表紙金文字製本) ・ 見開きA1版 1部 (ビニール製本)　・) ※ CADデータ (※ CD-R (1部)　・　) ※ 保全に関する資料(1部)　・
16. しゅん工時提出物	※ 監督員の指示による　・
17. 再使用機器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。
18. 耐震施工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。

設計用標準水平地震度

設置場所	機器種別	・ 特定の施設 重要機器	・ 特定の施設 一般機器	・ 一般の施設 重要機器	・ 一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6

(※1)水槽類にはオイルタンク等を含む。
◎ 重要機器の定義は次による。
・ 受変電設備　・ 発電設備　・ 直流電源設備　・ 交流無停電電源装置
・ 交換機　・ 自動火災報知受信機　・ 中央監視装置　・
◎ 上層階の定義は次による。
2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。
(2) 設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

項目	特記事項
19. あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)8章2節8.2.4及び12節による。 確認試験　・ 引張試験 ・ 性能確認試験(　本)　・ 施工後確認試験(　本)を確認強度(　kN)にて行う ・ 施工士の適用(第1種、第2種)　あと施工アンカー施工士※による ※ (社)日本建築あと施工アンカー協会認定資格
⑳ 防火区画等の貫通処理	電線等が防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合、その施工状況について貫通個所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。
㉑ 電線・ケーブル	(1) EM-EEFは紫外線による劣化を抑止する性能を持たせ、「タイシガイセン EM-EEF」と表記されたものを使用する (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースにJIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたものを使用する
22. 予備配管	埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本、5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。
23. 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
24. 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・ 屋外　・ 屋内 (機械室　　)
25. 埋め戻し土	・ A種 [山砂の類: 水締め、機器による締固め] ※ B種 [根切り土の中の良質土: 機器による締固め] ・ C種 [他現場の建設発生土の中の良質土: 機器による締固め] ・ D種 [再生コンクリート砂: 水締め、機器による締固め] ・ 管の下部は50mm以上砂を敷きならし、管の上部100mm以上砂を用いて締め固める
26. 建設発生土の処理	※ 場外搬出処理　・ 構内の指定場所に敷き均し
27. ケーブル埋設標	(1) 地中線路上には、次の材料によるケーブル埋設票を設ける。　・ 鉄製　・ コンクリート製 (2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設標識シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設標識シートは2本以上敷設する。
28. プルボックス	(1) 露出するプルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するプルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。
29. フラッシュプレート	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き　・ 金属製　・ 樹脂製
30. プレートの用途表示	プルボックス、ジョイントボックス及び機器を実装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。
31. 配線器具	タンブラスイッチは連用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として連用形とする。ただし、2口の場合は複式を、また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。
32. 機器への接続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。
33. 照度測定	・ 測定場所: ・ 各室(測定箇所数　箇所)　・ 廊下　・ 階段 用　途: ・ 非常用照明　・ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定(測定教室:　個所、 測定黒板面:　個所) ※ 教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する
34. 盤類	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。
㉟ グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 〈資材〉　・ 照明制御システム　・ 変圧器　・ (　　) 〈建設機器〉・ 排出ガス対策型建設機器　・ 低騒音型建設機器
36. 他工事又は他工種との取り合い	工事区分表(平成　年版)による。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議する。

3. ハンドホール
下表による。(梯子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。)
ブロックハンドホール (寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう)
・ コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ ブロックの仕様は国土交通省仕様に準ずるものとする。
・ ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
・ 配管貫通部は、原則として根巻きコンクリート(F=18N/mm以上)とし、差し筋D10タテヨコ@200で補強する。
・ 補強方法については、あらかじめ監督員にハンドホール製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No.-	1,500×1,500×1,500D　底部 GL-1,740以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	1,200×1,200×1,500D　底部 GL-1,700以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	1,000×1,000×1,400D　底部 GL-1,600以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	1,000×1,000×1,100D　底部 GL-1,300以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	1,000×1,000× 900D　底部 GL-1,060以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	900× 900×1,100D　底部 GL-1,260以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(アルミ梯子付)
・	ハンドホール No.-	900× 900× 900D　底部 GL-1,060以上 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(既製足場付)
・	ハンドホール No.-	600× 600× 680D 蓋 WPM-60A (Eマーク入)　(既製足場付)
・	ハンドホール No.-	450× 450× 680D　※ 植栽帯等車両の通行の恐れがない場所、 蓋 WPM-45B (Eマーク入)　収容ケーブルが少ない場所に限る
・	ハンドホール No.-	×　×　D 蓋　(Eマーク入)
・	ハンドホール No.-	×　×　D 蓋　(Eマーク入)

4. 機器取付高
図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

	名称	測点	取付高(mm)
共通	取引用計器	地上～上端	2,000
	引込開閉器	床上～上端	1,800
	警報盤	床上～中心	1,500
電灯	分電盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	タンブラスイッチ	〃	1,300
	〃 (身障者用)	〃	1,100
	コンセント(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
	〃 (便所等)	〃	500
	〃 (台上)	台上～中心	150
	ブラケット(一般)	床上～中心	2,100
	〃 (踊場)	〃	2,500
	〃 (鏡上)	鏡端～中心	150
	避難口誘導灯	床上～下端	1,500以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	1,500
	手元開閉器	〃	(上端1,900以下)
	操作スイッチ・押ボタン	〃	1,300
電話	室内端子盤(廊下・室内)	床上～下端	300
	中間端子盤(EPS・電気室)	床上～中心	1,500
	集合保安器箱	〃	(天井高)×0.9
	壁付アウトレットボックス(一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150

	名称	測点	取付高(mm)
時計・拡声	壁掛形親時計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)
	子時計	〃	(天井高)×0.9
	壁掛形スピーカー	〃	(天井高)×0.9
	アッテネーター	〃	1,300
表示	表示盤	床上～中心	(天井高)×0.9
	壁付発信器	〃	1,300
	ベル	〃	(天井高)×0.9
	ブザー	〃	(天井高)×0.9
	押ボタン	〃	1,300
	〃 (身障者用押釦)	〃	900
	身障者用表示灯	〃	2,000
	復帰ボタン	〃	1,800
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	1,500
	〃 (身障者用)	〃	1,100
	壁付位置ボックス(壁付インターホンを除く)		
	〃 (一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
テレビ共同受信	機器収容箱	床上～中心	(天井高)×0.9
	アウトレット		
	〃 (一般)	〃	300
	〃 (和室)	〃	150
火災報知	受信機	床上～操作部	800～1,500
	副受信機	〃	800～1,500
	機器収容箱	床上～中心	800～1,500
	発信器	〃	800～1,500
	ベル	〃	(天井高)×0.9
	消火栓表示灯	〃	(天井高)×0.8

5. 接地極
下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・	A種接地	銅板 1.5t×900×900　補助接地棒(連結式10φ×1,500) リード端子付　堀削埋戻中心深さ　2m　埋設標(黄銅製又はステンレス製)
・	B種接地	銅板 1.5t×600×600　補助接地棒(連結式10φ×1,500) リード端子付　堀削埋戻中心深さ　2m　埋設標(黄銅製又はステンレス製)
・	C種接地	銅板 1.5t×300×300　補助接地棒(連結式10φ×1,500) リード端子付　堀削埋戻中心深さ 1.5m　埋設標(黄銅製又はステンレス製)
・	D種接地	接地棒(10φ×1、500)　リード端子付　打ち込み式 埋設標(黄銅製又はステンレス製)

6. その他

① 工事現場の環境改善について	工事現場のイメージアップ ・ 仮囲い周辺の美化　・ 地域住民への情報提供 ・ 完成予想図の設置　・ 情報掲示板の設置　・ パンフレットの作成 地域住民とのコミュニケーション ・ 現場見学会の開催　・ 住民に対する災害防止関係 ・ 現場出入口周辺への誘導員の配備　・
② 不具合の確認	工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月 (新営に限る) に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに報告する。 (施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)
③ 産業廃棄物等の取扱い	(1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に行うこと。 (2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。 (3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等を添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。
④ 環境対策関係	(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。 (2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。 (3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。 (4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
⑤ 安全対策関係	(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。 (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。 (3) 原則として代理人 (主任) 以外の第三者により、月1回以上店社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。 (4) 下請業者にKY (危険予知) 、TBM (作業内容の打合せ) 活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。 (6) 上記の(2)～(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。
⑥ 工事検査	施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。
⑦ 被害届等	暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
⑧ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。
⑨ 完成図等	完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。
⑩ 提出物	上記による他、監督員の指示による。

2024.07改訂

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	事業名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE No Scale	NO. E-01
		図名	電気設備工事 特記仕様書		

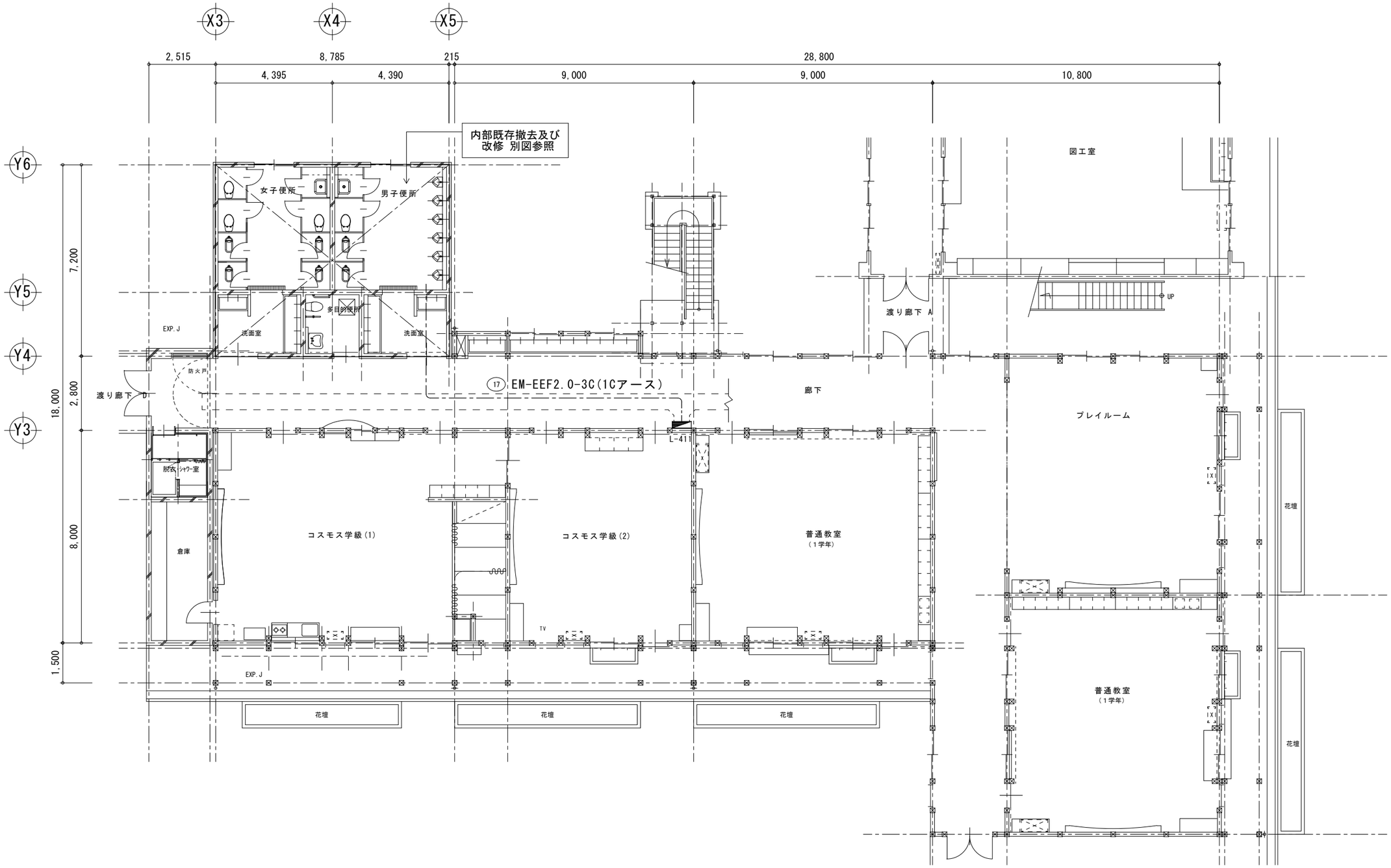

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社 設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名 称 有限会社 設計工房風の色 住 所 上田市真田町本原2113−1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/150	NO. E-02
					図名	南校舎棟1階平面図		

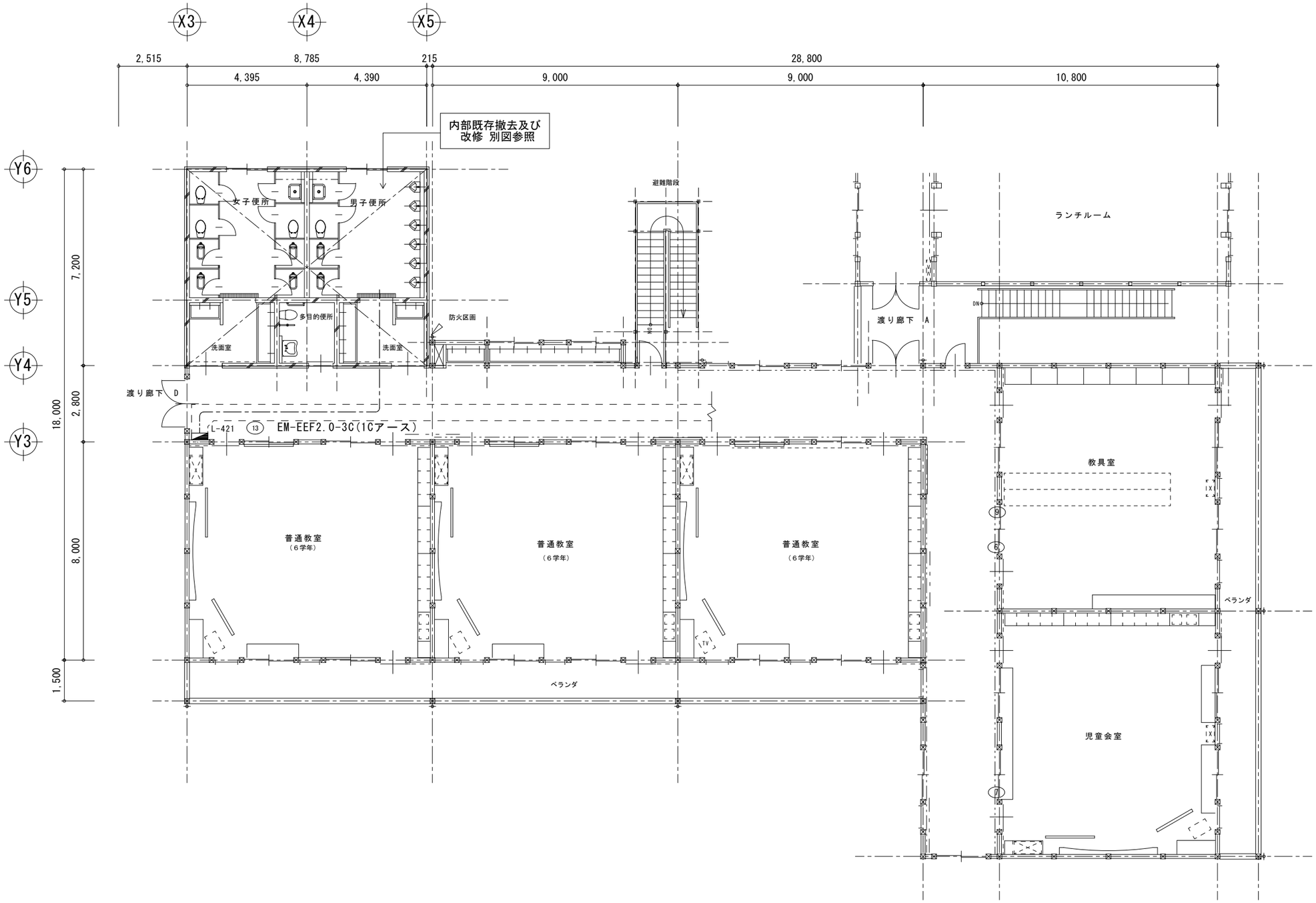

上田市都市建設部建築課	設計年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社 設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名 称 有限会社 設計工房風の色 住 所 上田市真田町本原2113−1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/150
					図名	南校舎棟2階平面図	NO. E-03

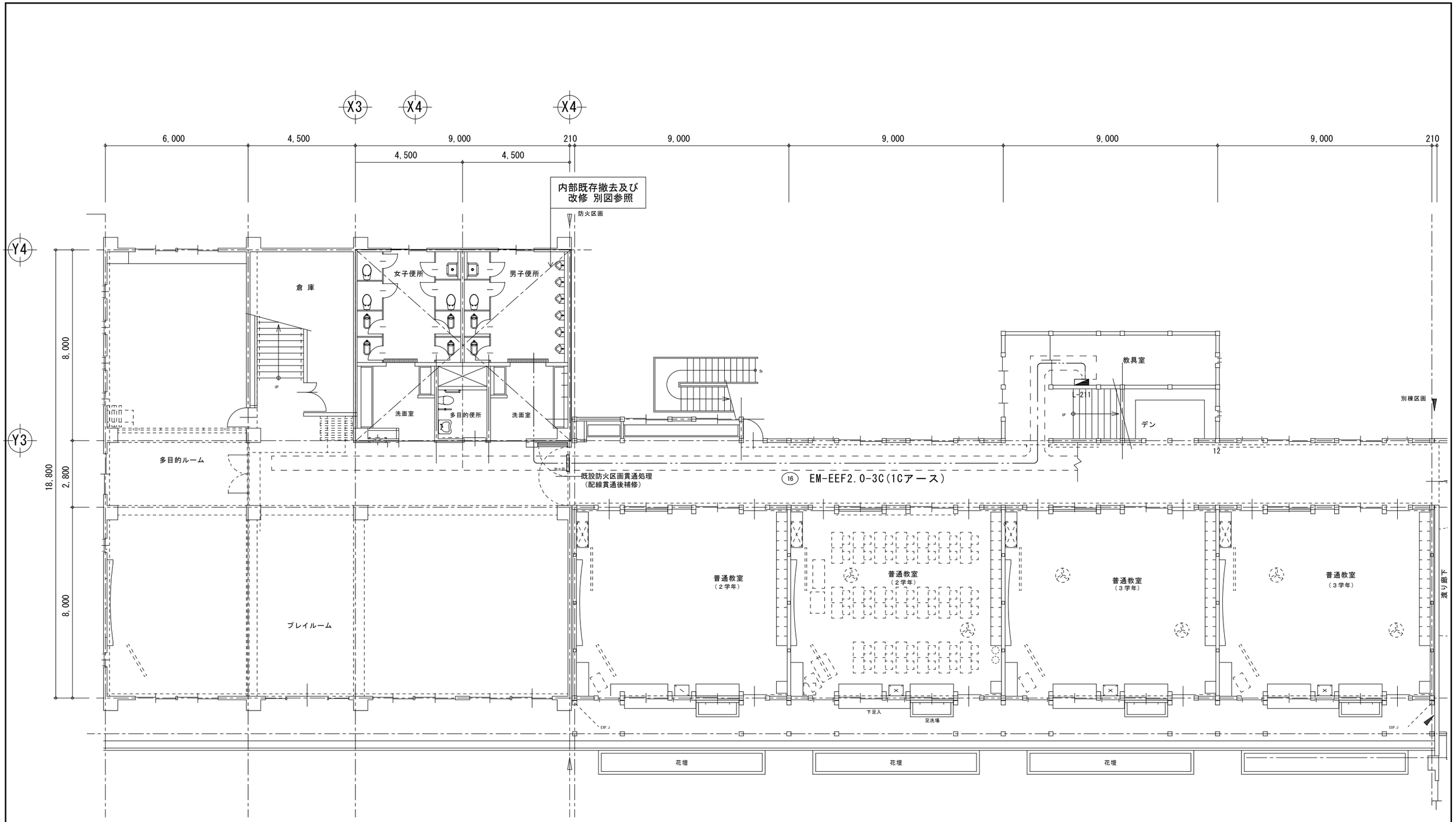

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社 設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名 称 有限会社 設計工房風の色 住 所 上田市真田町本原2113−1 代表者 飯 島 康 男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯 島 康 男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/150
					図名	北校舎棟1階平面図	NO. E-04

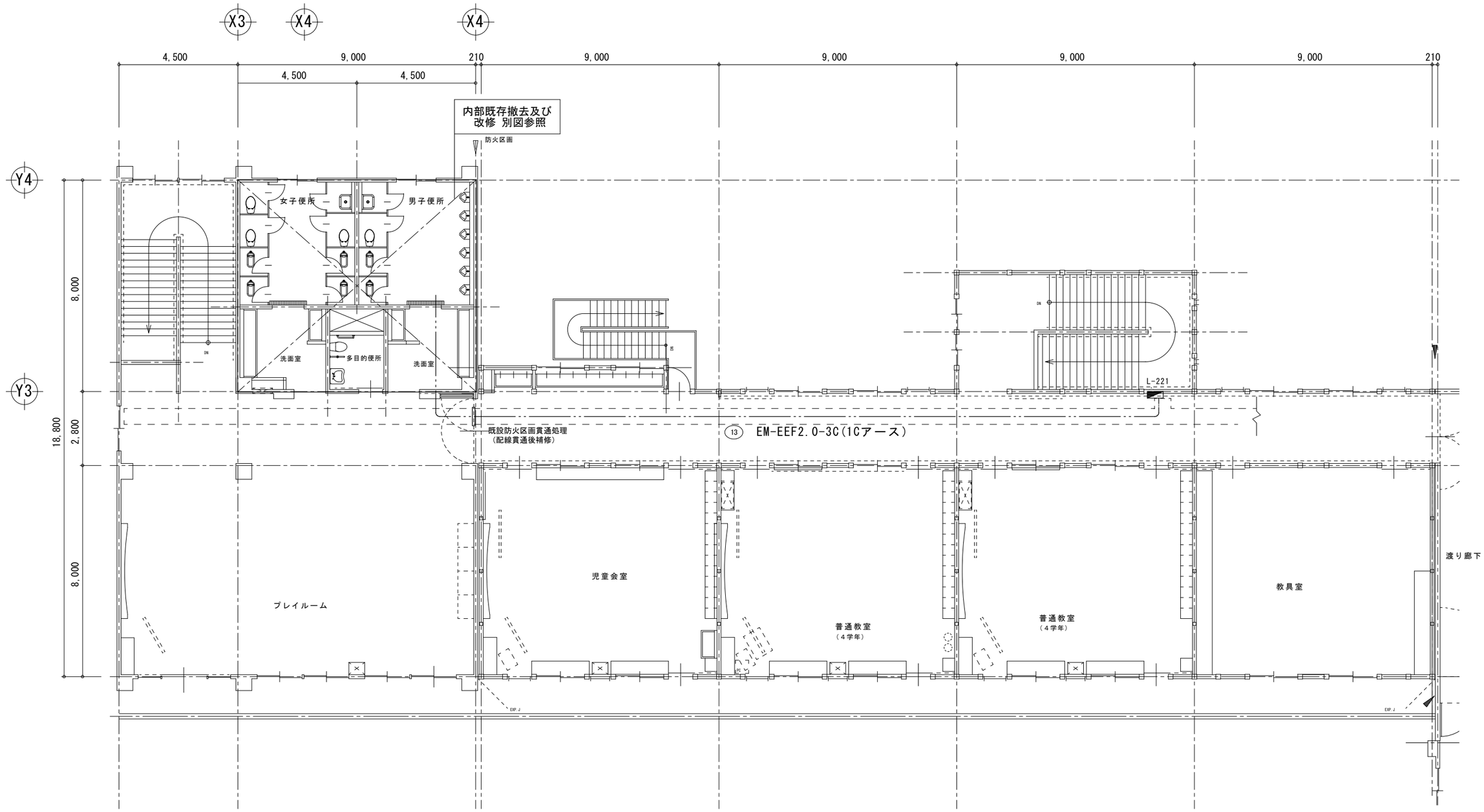

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名　称 有限会社　設計工房風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯 島 康 男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯 島 康 男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/150	NO. E-05
					図名	北校舎棟２階平面図		

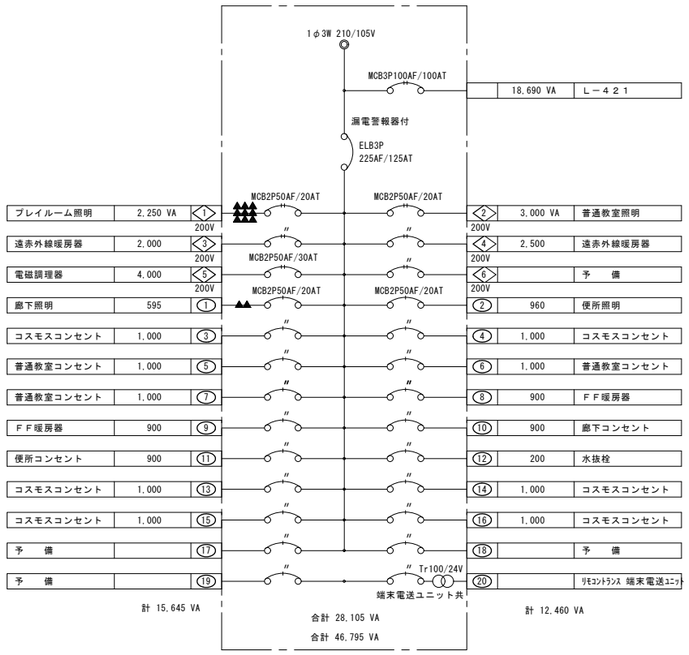

Ｌ－４１１

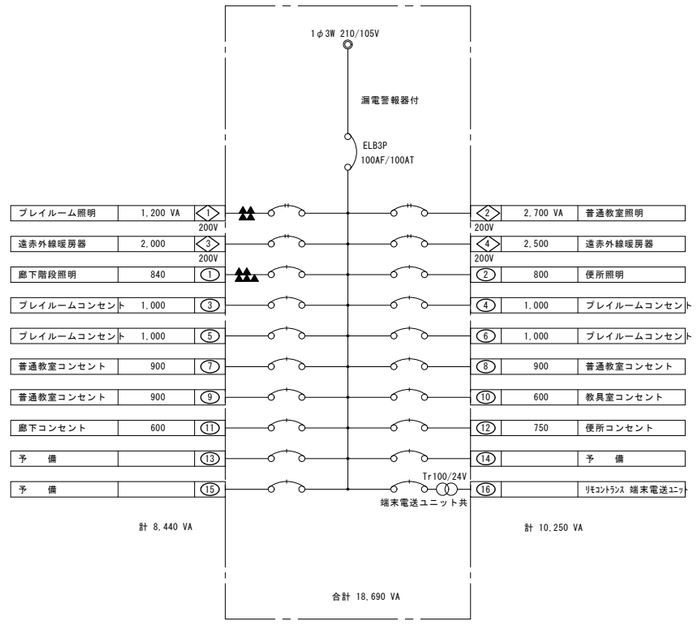

Ｌ－４２１

直付型　４０形		ダウンライト	
A	ＬＳＳ９-４-３０ＬＮ	B	ＬＲＳ１-０８ＬＮ

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名　称 有限会社　設計工房風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯 島 康 男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯 島 康 男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE －
					図名	南校舎等盤結線図・照明器具参考姿図	NO. E-06

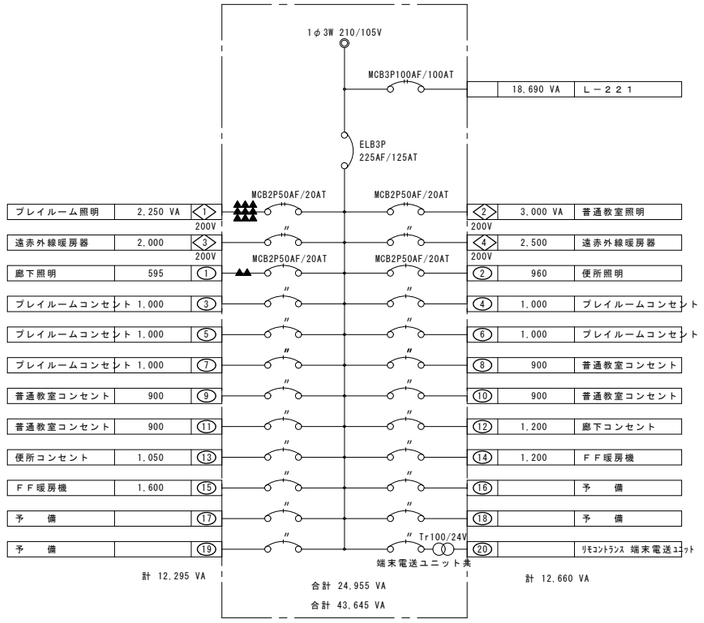

Ｌ－２１１

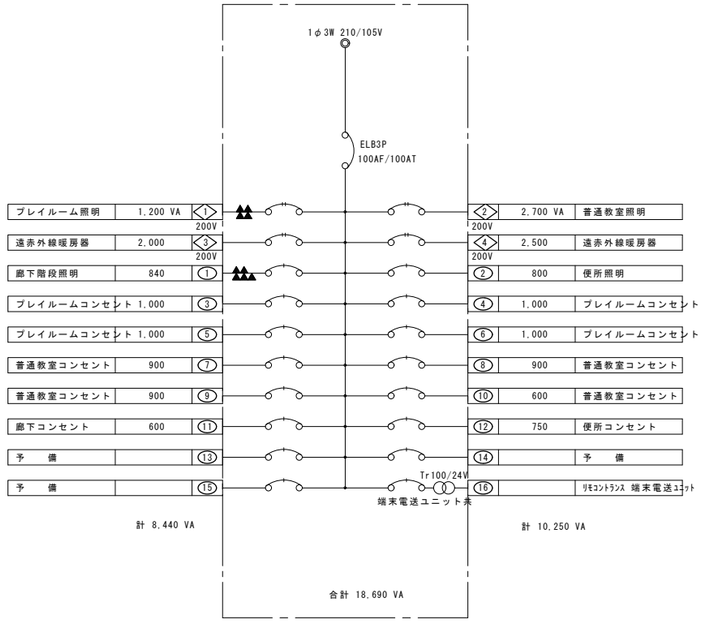

Ｌ－２２１

直付型　４０形		ダウンライト	
A	ＬＳＳ９-４-３０ＬＮ	B	ＬＲＳ１-０８ＬＮ

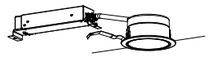

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名　称 有限会社　設計工房風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯 島 康 男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯 島 康 男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE －
					図名	北校舎等盤結線図・照明器具参考姿図	NO. E-07

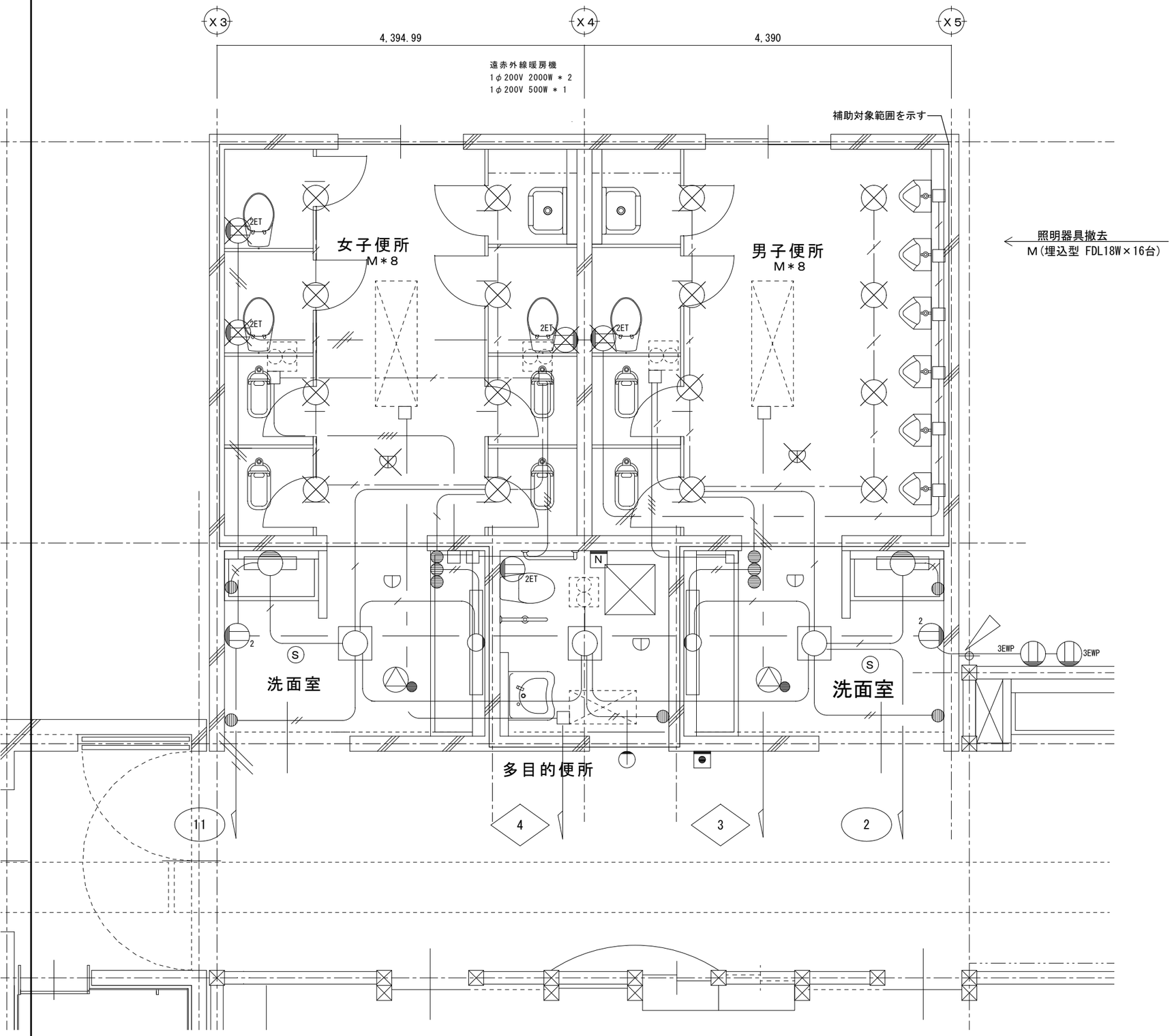

照明器具撤去
M(埋込型 FDL18W×16台)

[注記]

1.図中記入なき配線は下記による。

- VVF2.0-3C
- VVF2.0-2C
- VVF1.6-3C+2C
- VVF1.6-3C
- VVF1.6-2C

2.電線管撤去は、見掛り部分のみとする。

3.設計図書と現場が不整合の場合は、係員の指示による事とし本工事内にて適宜に処理すること。

[凡例]

╳	印は撤去を示す。(再使用しない)	
●	埋込スイッチ	１Ｐ１５Ａ
○	埋込パイロットランプ	１Ｐ１５Ａ
(⊓)	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ×１（天井付）
(⊓) 2ET	埋込接地端子付コンセント	２Ｐ１５Ａ×２＋ＥＴ付
(◎)	引掛埋込コンセント	接地２Ｐ２０Ａ×１
(⊗)	天井埋込換気扇	別途（機械設備工事）
□	位置ボックス	
(△)●	スピーカー	３Ｗアッテネーター付
(◡)	感知器	定温式１種防水型　取替
(S)	感知器	煙式３種
N	ナースコール	呼出しボタン
◯	ナースコール	表示灯
◉	ナースコール	復旧ボタン

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50
					図名	南校舎棟既存１階 平面図（撤去図）	NO. E-08

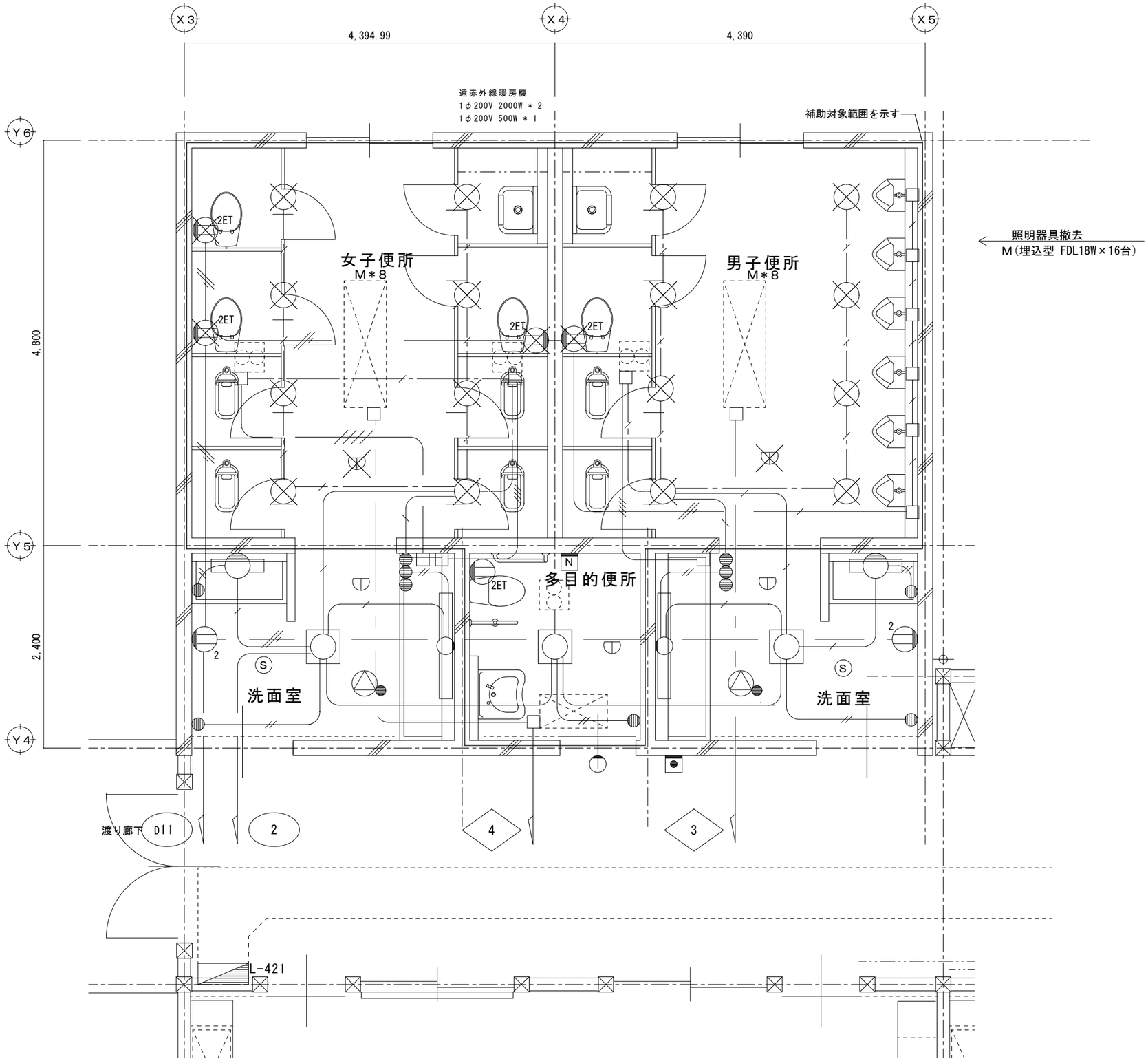

[注記]

1．図中記入なき配線は下記による。

- VVF2.0-3C
- VVF2.0-2C
- VVF1.6-3C+2C
- VVF1.6-3C
- VVF1.6-2C

2．電線管撤去は、見掛り部分のみとする。

3．設計図書と現場が不整合の場合は、係員の指示による事とし本工事内にて適宜に処理すること。

[凡例]

×	印は撤去を示す。(再使用しない)	
●	埋込スイッチ	１Ｐ１５Ａ
○	埋込パイロットランプ	１Ｐ１５Ａ
(⏚)	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ×１（天井付）
(⏚) 2ET	埋込接地端子付コンセント	２Ｐ１５Ａ×２＋ＥＴ付
(⏚)	引掛埋込コンセント	接地２Ｐ２０Ａ×１
⊗	天井埋込換気扇	別途（機械設備工事）
□	位置ボックス	
(△●)	スピーカー	３Ｗアッテネーター付
(◡)	感知器	定温式１種防水型　取替
(S)	感知器	煙式３種
N	ナースコール	呼出しボタン
◯	ナースコール	表示灯
●	ナースコール	復旧ボタン

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50
					図名	南校舎棟既存２階 平面図（撤去図）	NO. E-09

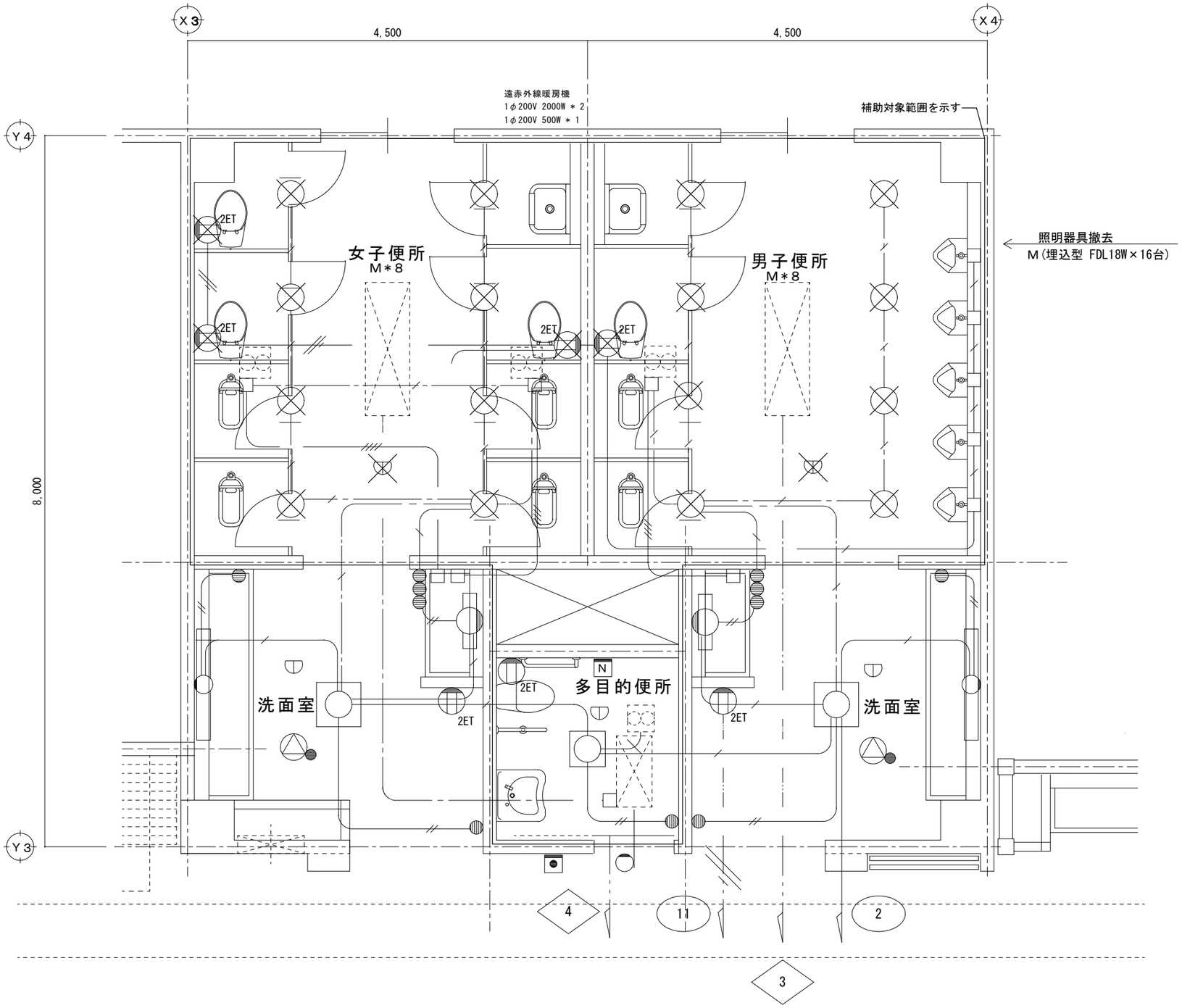

[注記]

1. 図中記入なき配線は下記による。

- VVF2.0-3C
- VVF2.0-2C
- VVF1.6-3C+2C
- VVF1.6-3C
- VVF1.6-2C

2. 電線管撤去は、見掛り部分のみとする。

3. 設計図書と現場が不整合の場合は、係員の指示による事とし本工事内にて適宜に処理すること。

[凡例]

×	印は撤去を示す。(再使用しない)	
●	埋込スイッチ	１Ｐ１５Ａ
○	埋込パイロットランプ	１Ｐ１５Ａ
(⊓)	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ×１（天井付）
(⊓) 2ET	埋込接地端子付コンセント	２Ｐ１５Ａ×２＋ＥＴ付
(⊙)	引掛埋込コンセント	接地２Ｐ２０Ａ×１
(⊗)	天井埋込換気扇	別途（機械設備工事）
□	位置ボックス	
(△)	スピーカー	３Ｗアッテネーター付
(◗)	感知器	定温式１種防水型　取替
(S)	感知器	煙式３種
N	ナースコール	呼出しボタン
(◠)	ナースコール	表示灯
(●)	ナースコール	復旧ボタン

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50 / NO. E-10
					図名	北校舎棟既存１階 平面図（撤去図）	

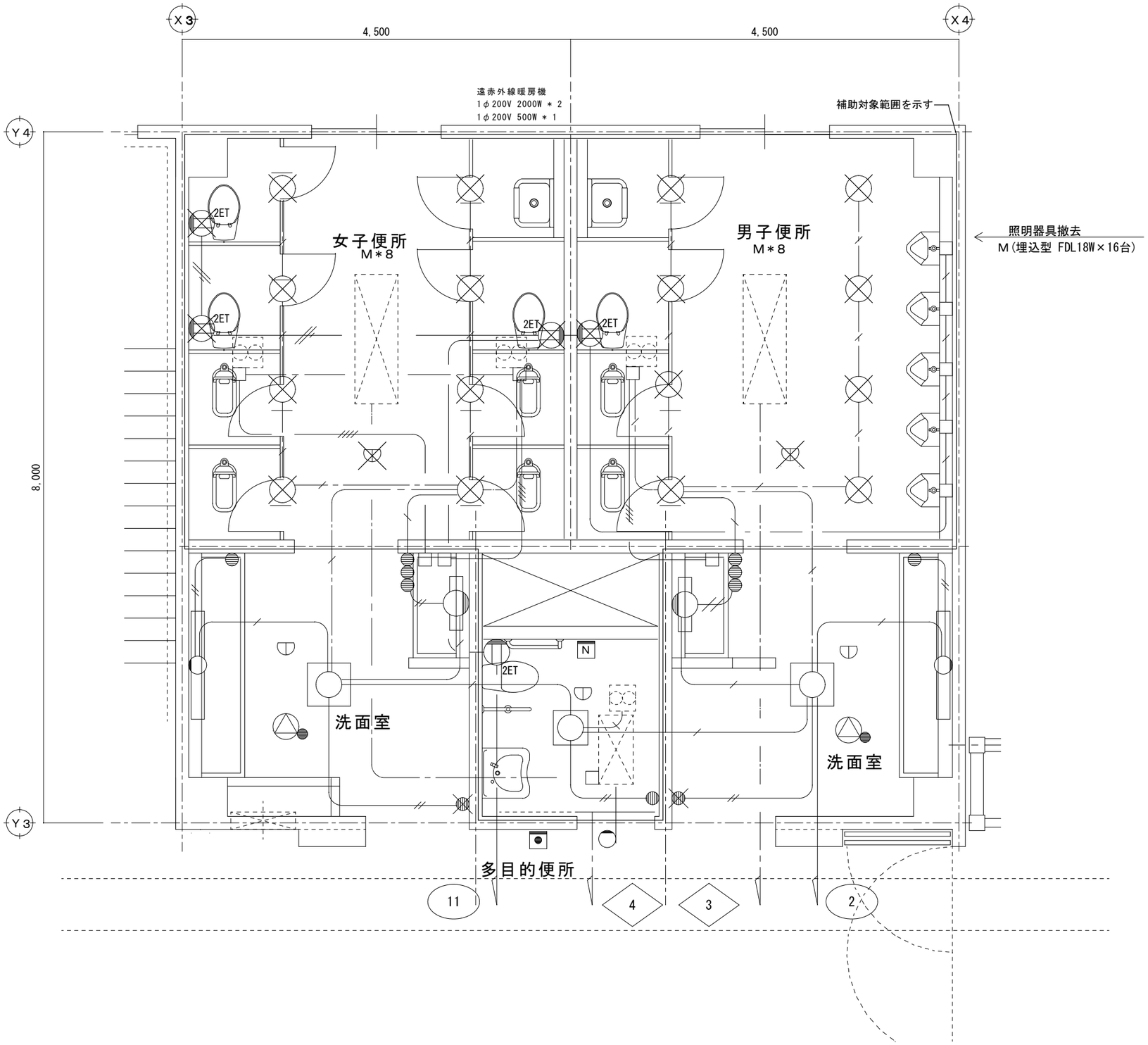

[注記]

1. 図中記入なき配線は下記による。

- VVF2.0-3C
- VVF2.0-2C
- VVF1.6-3C+2C
- VVF1.6-3C
- VVF1.6-2C

2. 電線管撤去は、見掛り部分のみとする。

3. 設計図書と現場が不整合の場合は、係員の指示による事とし本工事内にて適宜に処理すること。

[凡例]

╳	印は撤去を示す。(再使用しない)	
●	埋込スイッチ	１Ｐ１５Ａ
○	埋込パイロットランプ	１Ｐ１５Ａ
(I)	埋込コンセント	２Ｐ１５Ａ×１（天井付）
(I) 2ET	埋込接地端子付コンセント	２Ｐ１５Ａ×２＋ＥＴ付
(Q)	引掛埋込コンセント	接地２Ｐ２０Ａ×１
(∞)	天井埋込換気扇	別途（機械設備工事）
□	位置ボックス	
(△)	スピーカー	３Ｗアッテネーター付
(D)	感知器	定温式１種防水型　取替
(S)	感知器	煙式３種
N	ナースコール	呼出しボタン
◐	ナースコール	表示灯
◉	ナースコール	復旧ボタン

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50
					図名	北校舎棟既存２階 平面図（撤去図）	NO. E-11

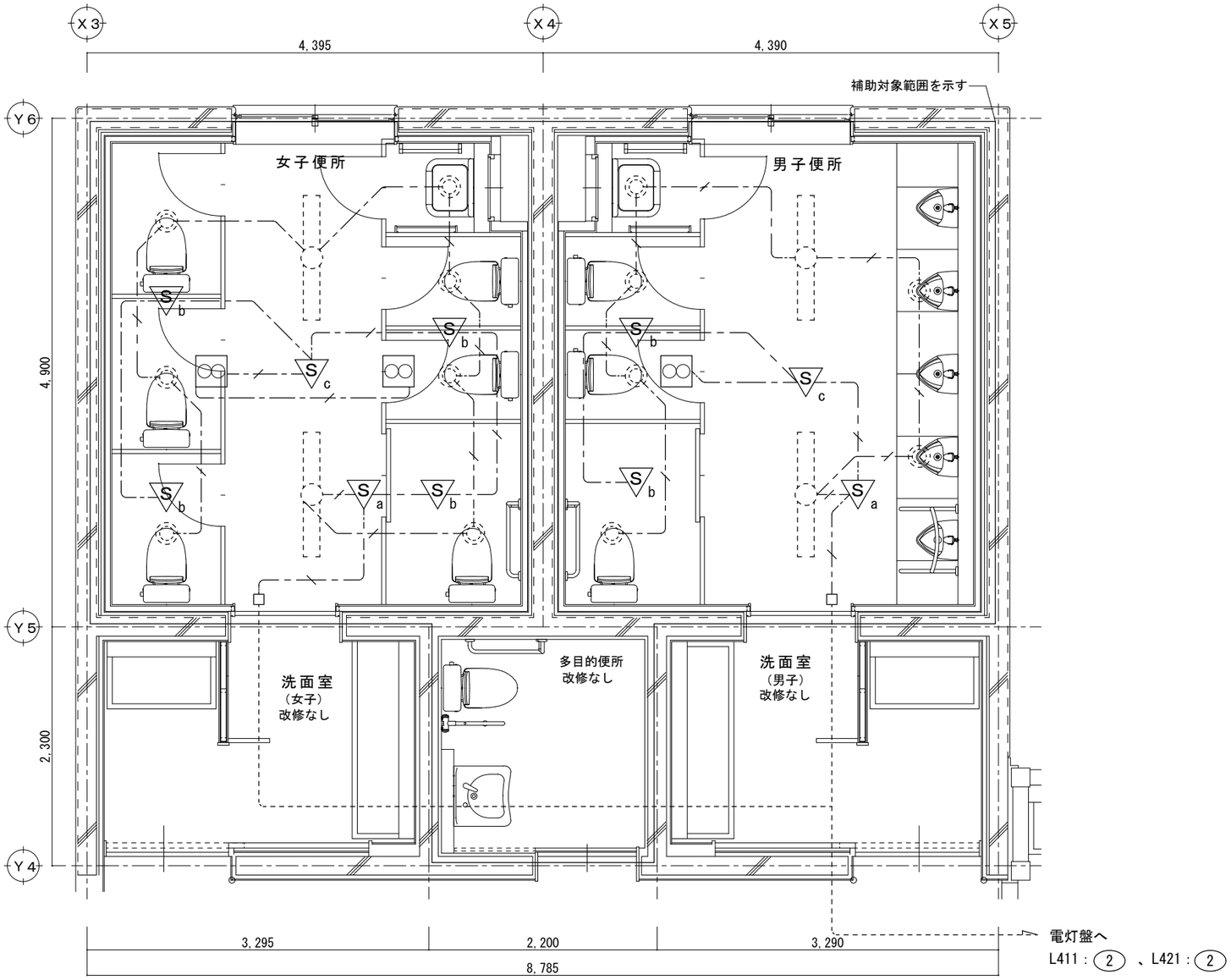

［注記］

1．図中記入なき配線は下記による。

―・―――・―――・―	EM-EEF1.6-2C
―・―――/―――・―	EM-EEF1.6-3C（1線アース）
―・―――/6―――・―	EM-EEF1.6-3C×2
―・―――///AE―――・―	EM-AE1.2-4C
----------	既存配管配線そのまま流用

2．天井内はケーブルころがし配線とし、壁内立上げ及び立下げ部分は
適合する電線管（PF管等）にて保護すること。
又ケーブル露出配線部分は、メタルモールにて保護すること。

［凡例］

●	埋込スイッチ	1P15A
S a	熱線センサ付自動スイッチ	親器（8Aタイプ） 明るさセンサ付
S b	熱線センサ付自動スイッチ	子器
S c	熱線センサ付自動スイッチ	子器（換気扇連動端子付）
S d	熱線センサ付自動スイッチ	1.2Aタイプ（換気扇連動端子付）
◎ 2SL	自動スイッチ用操作ユニット	2回路用（簡易鍵付ガードプレート付）
	天井埋込換気扇	別途（機械設備工事）
□	位置ボックス	既存流用
□	位置ボックス	
	ベースライト	直付型 40形
◎	ダウンライト	

※照明設備について
本工事では配線までとし、器具の取付は別事業の
「上田市立小学校LED照明器具賃貸借」で行う。

南校舎棟　トイレ　平面図（改修）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名称 有限会社 設計工房風の色 住所 上田市真田町本原2113-1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50
					図名	南校舎棟1・2階改修電灯設備図	NO. E-12

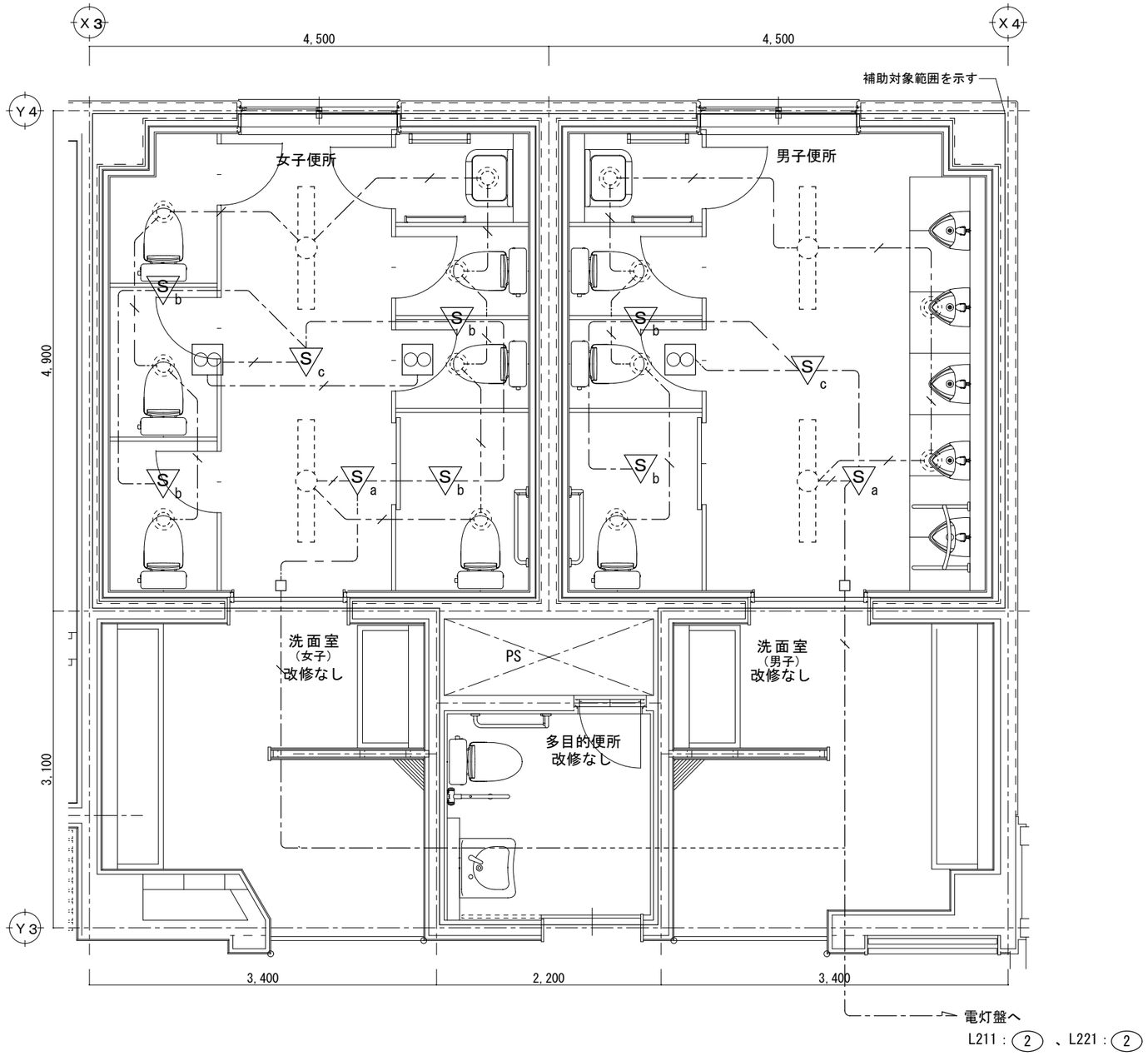

北校舎棟　トイレ　平面図（改修）

［注記］

1．図中記入なき配線は下記による。

―――――――	EM-EEF1.6-2C
――――/―――	EM-EEF1.6-3C（1線アース）
――――/6―――	EM-EEF1.6-3C×2
――――//AE―――	EM-AE1.2-4C
―――――――	既存配管配線そのまま流用

2．天井内はケーブルころがし配線とし、壁内立上げ及び立下げ部分は
適合する電線管（PF管等）にて保護すること。
又ケーブル露出配線部分は、メタルモールにて保護すること。

［凡例］

●	埋込スイッチ	1P15A
S a	熱線センサ付自動スイッチ	親器（8Aタイプ）　明るさセンサ付
S b	熱線センサ付自動スイッチ	子器
S c	熱線センサ付自動スイッチ	子器（換気扇連動端子付）
S d	熱線センサ付自動スイッチ	1.2Aタイプ（換気扇連動端子付）
◎ 2SL	自動スイッチ用操作ユニット	2回路用（簡易鍵付ガードプレート付）
	天井埋込換気扇	別途（機械設備工事）
	位置ボックス	既存流用
□	位置ボックス	
	ベースライト　直付型　40形	
◎	ダウンライト	

※照明設備について
本工事では配線までとし、器具の取付は別事業の
「上田市立小学校LED照明器具賃貸借」で行う。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原2113－1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50	NO. E-13
					図名	北校舎棟1・2階改修電灯設備図		

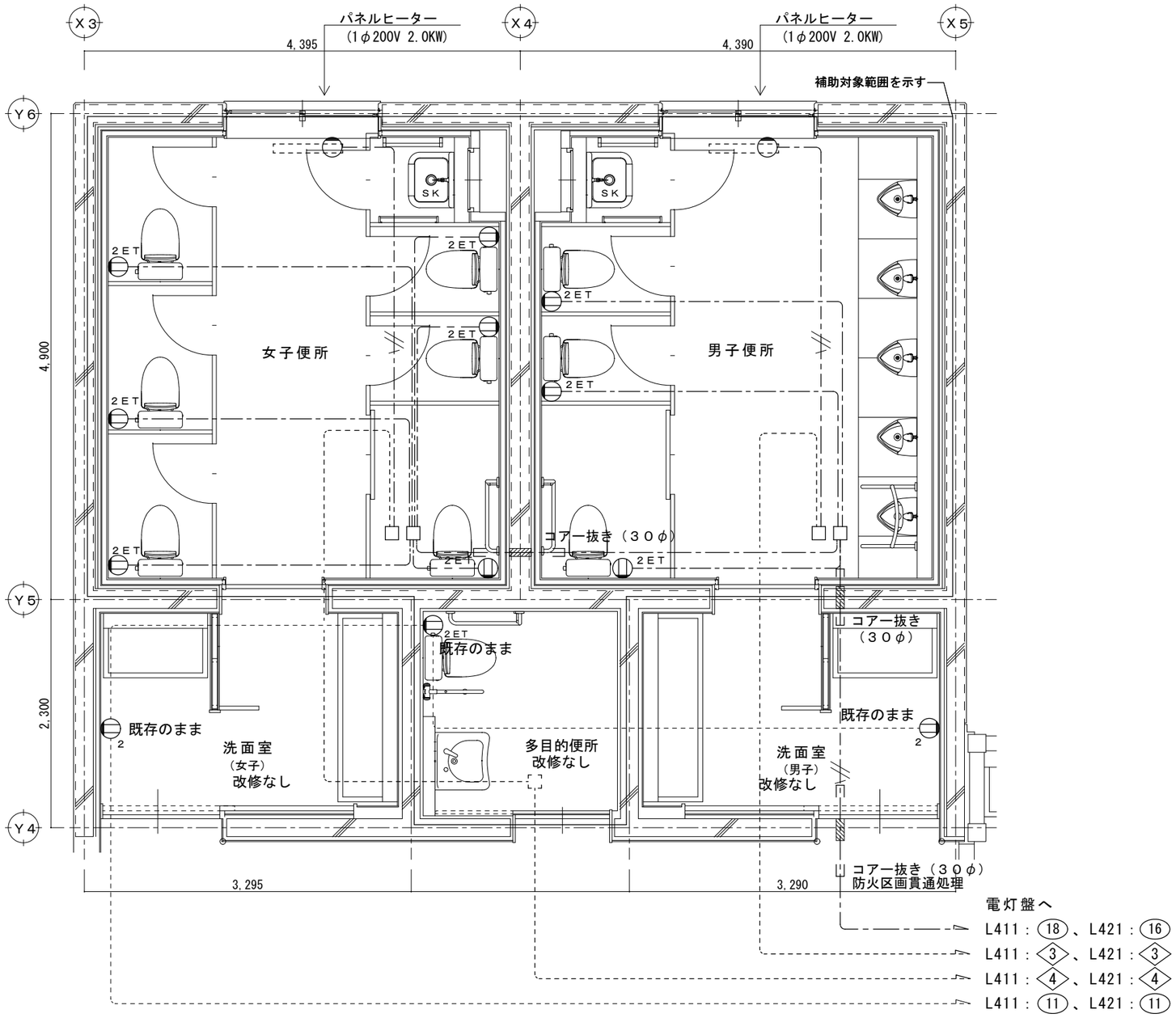

［注記］

1．図中記入なき配線は下記による。

―・―／―・―	EM-EEF1.6-3C（1線アース）
―・―//―・―	EM-EEF2.0-3C（1線アース）
――//――	EM-IE2.0×2、E2.0（PF16）
----------	既存配管配線そのまま流用

2．天井内はケーブルころがし配線とし、壁内立上げ及び立下げ部分は適合する電線管（PF管等）にて保護すること。

3．増設回路は既設電灯盤の予備回路に接続とする。

［凡例］

2	埋込コンセント	2P15A×2
2ET	埋込接地端子付接地コンセント	2P15A（E付）×2＋ET付
	引掛埋込コンセント	接地2P20A×1（250V）
	ジャンクションボックス	壁付機器接続用（ノズルプレート付）
□	位置ボックス	（VE）O.BOX 中四角 深型又は浅型
[ ]	既設位置ボックス	（VE）O.BOX 中四角 深型又は浅型

南校舎棟　トイレ　平面図（改修）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名称 有限会社 設計工房風の色 住所 上田市真田町本原2113−1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50 / NO. E-14
					図名	南校舎棟1・2階改修コンセント設備図	

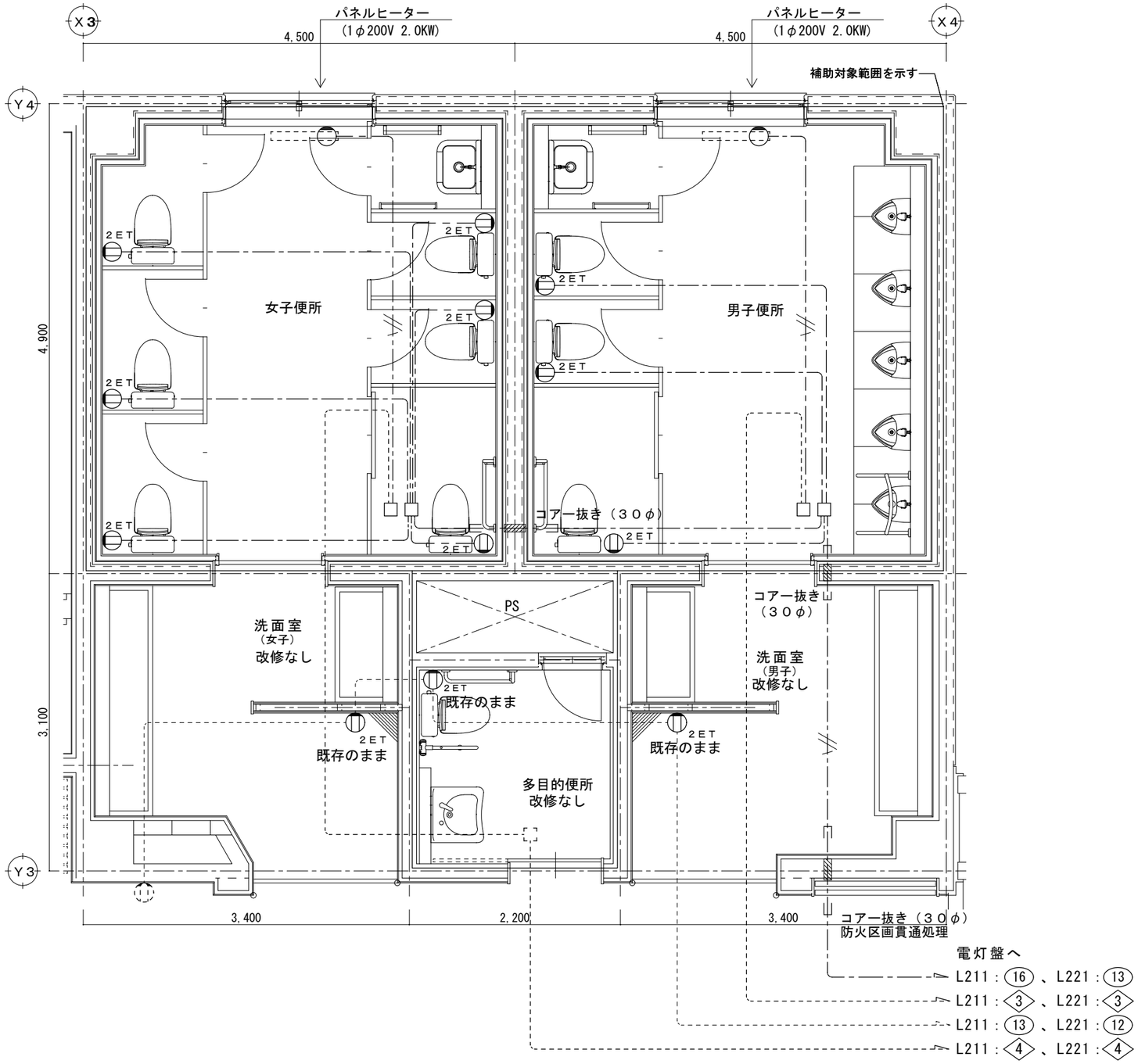

北校舎棟　トイレ　平面図（改修）

［注記］

1．図中記入なき配線は下記による。

―・―――・――	EM-EEF1.6-3C（1線アース）
―・―//―・―	EM-EEF2.0-3C（1線アース）
――//――	EM-IE2.0×2、E2.0（PF16）
----------	既存配管配線そのまま流用

2．天井内はケーブルころがし配線とし、壁内立上げ及び立下げ部分は適合する電線管（PF管等）にて保護すること。

3．増設回路は既設電灯盤の予備回路に接続とする。

［凡例］

2	埋込コンセント	2P15A×2
2ET	埋込接地端子付接地コンセント	2P15A（E付）×2＋ET付
	引掛埋込コンセント	接地2P20A×1（250V）
	ジャンクションボックス	壁付機器接続用（ノズルプレート付）
□	位置ボックス	（VE）O.BOX 中四角 深型又は浅型
⁚	既設位置ボックス	（VE）O.BOX 中四角 深型又は浅型

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第74101号 名称 有限会社 設計工房風の色 住所 上田市真田町本原2113－1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50 / NO. E-15
					図名	北校舎棟1・2階改修コンセント設備図	

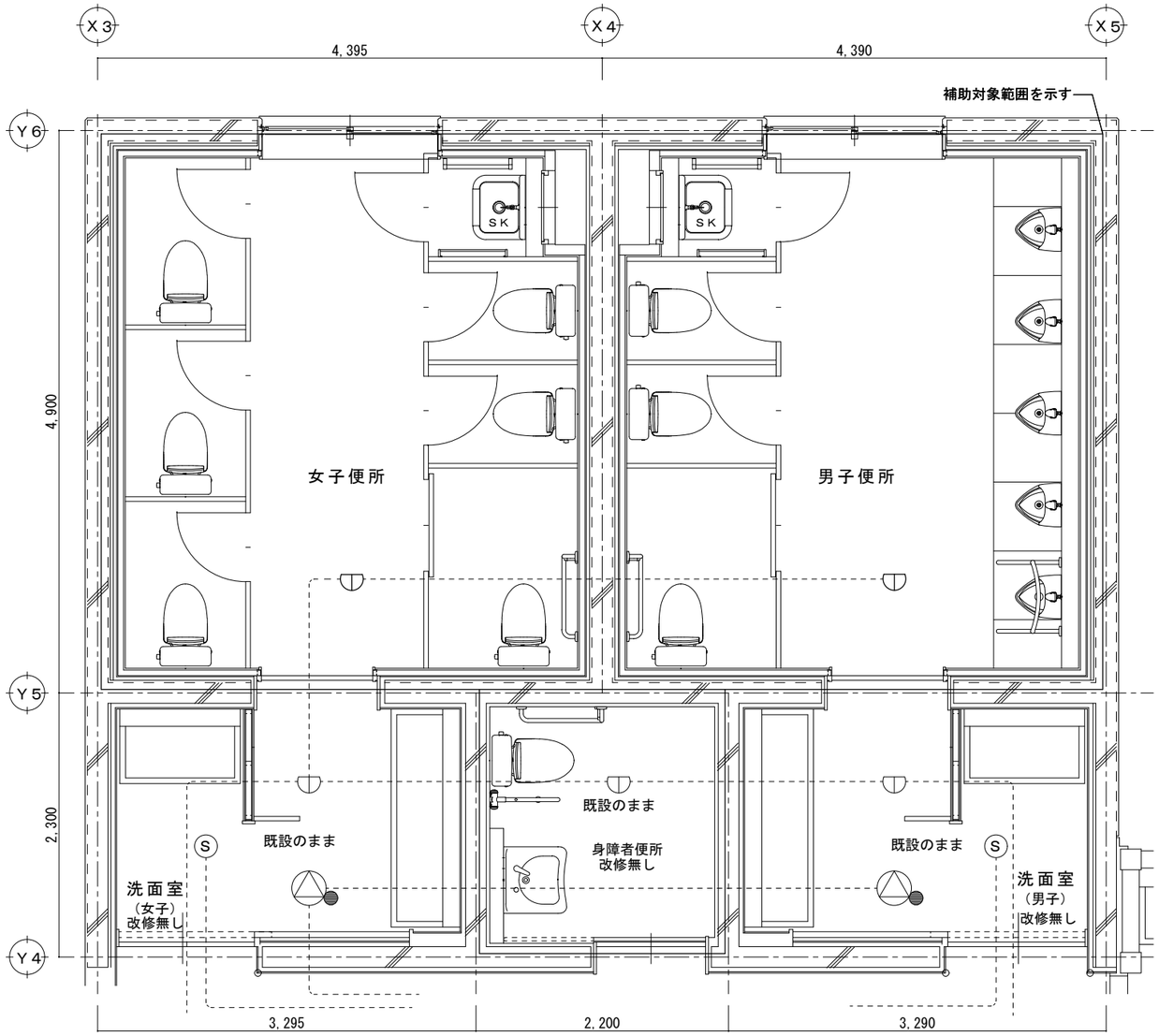

［注記］

1．図中記入なき配線は下記による。

- - - - - - - - - - - - - - 既存配管配線そのまま移設流用

［凡例］

	スピーカー	３Wアッテネーター付
	感知器	定温式１種防水型　取替
Ⓢ	感知器	煙式３種

南校舎棟　トイレ　平面図（改修）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)E第７４１０１号 名称 有限会社　設計工房風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50 / NO. E-16
					図名	南校舎棟１・２階改修　火災報知設備図	

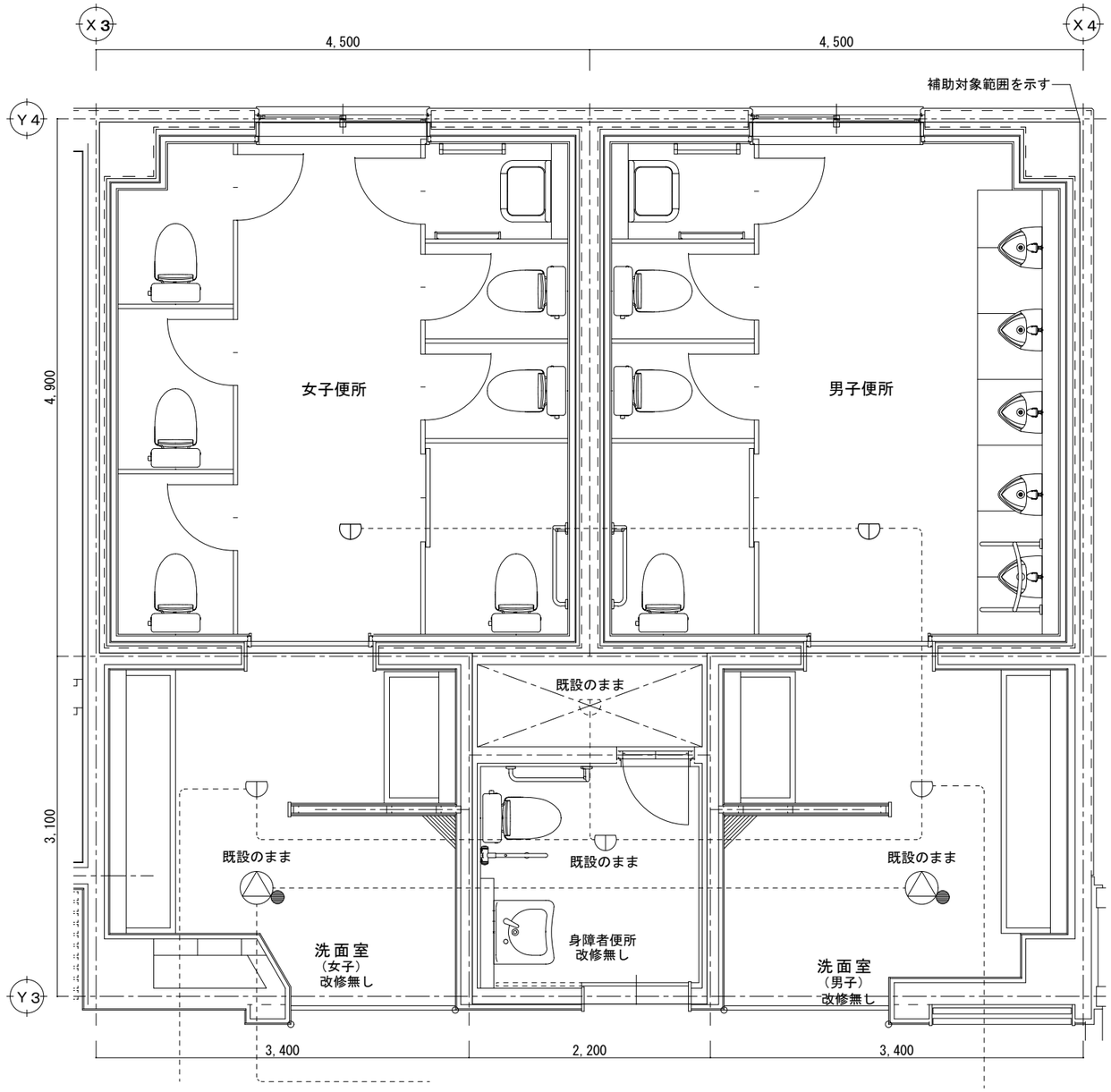

北校舎棟　トイレ　平面図（改修）

［注記］

1．図中記入なき配線は下記による。

- - - - - - - - - - - - - - 既存配管配線そのまま移設流用

［凡例］

	スピーカー	３Ｗアッテネーター付
	感知器	定温式１種防水型　　取替
Ⓢ	感知器	煙式３種

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 有限会社　設計工房風の色	設計事務所 長野県知事登録 (上田)Ｅ第７４１０１号 名　称 有限会社　設計工房風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯 島 康 男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯 島 康 男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1/50	NO. E-17
					図名	北校舎棟１・２階改修放送・ﾅｰｽｺｰﾙ・火災報知設備図		

城下小学校トイレ改修工事　機械設備工事 特記仕様書

Ⅰ 工事概要

1. 工事場所　　**上田市諏訪形**

2. 建物概要

建物名称	構造	階数(階)	延面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	耐震分類	備考
北棟	RC・W	2	1,500.92	―――	―――	―――
南棟	RC・W	2	1,138.43	―――	―――	―――

3. 設備概要（〇印を付けたものを適用する）

方法及び種別	設備概要
空調方式	・ガス焚吸収式　・空冷ヒートポンプ　・
冷暖房方式	・　・　・
暖房方式	・温風暖房　・温水暖房　・FF暖房　・
換気方式	・局所換気　・セントラル方式　・
給水方式	・水道直結式　・加圧式　・高置タンク式（・上水　・井水）
排水方式	・建物内汚水、雑排水（・分流　・合流）　・建物外汚水、雑排水（・分流　・合流） 浄化槽（・合併　・単独）　放流先（・公共下水　・　）

4. 図面目録　　・別紙参照　・下記の通り

番号	図面名称	番号	図面名称
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		10	

Ⅱ 工事仕様

1. 共通仕様
   (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準仕様書」という)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「改修標準仕様書」という)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(最新年度版)」(以下、「標準図」という)による。
   (2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。
2. 特記仕様
   (1) 章及び項目は番号に〇印の付いたものを適用する。
   (2) 特記事項のうち選択する事項は⊙印の付いたものを適用し、・印のままのものは適用しない。

章	項目	特記事項

① 一般共通事項

①. 機材等

(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。但し、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
(2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。
1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
3) 安定的な供給が可能であること。
4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

● 品質及び性能を有することの証明となる資料を提出する機材等

⊙ (社)公共建築協会による「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」における評価対象となる機械設備機材等	
・	・
・	⊙ その他監督職員の指示によるもの

②. 使用材料発注先調書　使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

③. 施工条件明示項目　※ 現場説明書による

④. 化学物質を発散する建築材料等

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。
1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF,パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量	該当する建築材料
規制対象外	① JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用
第三種	① JIS及びJASの F☆☆☆規格品 ② 建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③ 旧JISのEo規格品 ④ 旧JASのFco規格品

⑤. ペーストシール剤　飲料水管系に使用されているペーストシール剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。
ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン・パラジクロロベンゼン・テトラデカン・クロルピリオス・フェノブカルブ・ダイアジノン・フタル酸ジ-n-ブチル・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル

⑥. 電気保安技術者　電気保安技術者を設置する。

⑦. 技能士の適用　・配管(1.2)　・冷凍空気調和機器(1.2)　・熱絶縁(1.2)　・建築板金(1.2)　・監督員の指示による

⑧. 監督員事務所　※ 設けない　・設ける

⑨. 工事用電力・用水等　この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。

10. 完成図等
※ 完成図（※ 設計図書で示したもの全て　・標仕表1.7.1による　・監督員の指示による）
作成方法　※ 製本（※ 見開きA3縮小版 2～3部（黒表紙金文字製本）　・見開きA1版 1部（ビニール製本）　・）
※ CADデータ（※ CD-R（1部）　・　）
※ 保全に関する資料(1部)　・

11. しゅん工時提出物　※ 監督員の指示による　・

12. 足場・さん橋類
・別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。　・本工事で負担する。
・改修機械設備標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
・内部仮設足場等（・　種・　種）　・外部仮設足場等（・　種・　種）

13. 資材の保管　資材の保管は必ず屋根をかけ地上30cm以上の架台に乗せる。

14. 建設発生土　・監督員が指示する構内の場所に敷ならし　・構内指定場所にたい積　・構外搬出適切処理

15. 埋め戻し土・盛土　・根切中の良質土(ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂)　・山砂の類

16. 山留養生　根切中の山留め　・有(　　)　・無

17. 発生材処理
工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画書を監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。
(1) 引渡しを要するもの　・無　・有（　　）
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。
(3) 特別管理産業廃棄物　・無　・有（　　）
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの
（コンクリート塊、アスファルト塊、木くず、金属くず、塩ビ管、　　）

18. 文字入名札等　標準仕様書第1編1.7.4によるほか、バルブ類等は必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス線等で取付ける。

19. 取扱説明板　機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板(アクリル樹脂製、文字彫込み程度)を設ける。大きさは、約(　　)㎡とする。

20. 総合調整
・風量調整　・水量調整　・室内外空気の温湿度測定　・室内気流及びじんあい測定　・騒音測定
・飲料水の水質の測定（・水質基準検査10項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度)　・トルエン）
飲料水の水質の測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。

㉑ 容量等の表示
(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

22. 耐震措置
機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付又は支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。
(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設（・甲類　・乙類） 重要機器	 一般機器	 ・一般の施設（乙類） 重要機器	 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0) 〈2.0〉	1.5 (2.0) 〈1.5〉	1.5 (2.0) 〈1.5〉	1.0 (1.5) 〈1.0〉
中間階	1.5 (1.5) 〈1.5〉	1.0 (1.5) 〈1.0〉	1.0 (1.5) 〈1.0〉	0.6 (1.0) 〈0.6〉
地下階、一階	1.0 (1.0) 〈1.5〉	0.6 (1.0) 〈1.0〉	0.6 (1.0) 〈1.0〉	0.4 (0.6) 〈0.6〉

(注) 1. (　)内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. 〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
3. 「上層階」は、2～6階建以下の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階とする。
4. 「重要機器」とは下記に示すものとする。
・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・防災設備　・監視制御設備
・危険物貯蔵装置　・火を使用する設備　・避難経路上に設置する機器　・
(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

23. あと施工アンカー
機械改修工事標準仕様書第2編5章による。
確認試験　・引き抜き試験
・性能確認試験(　本)　・施工後確認試験(　本)を確認強度(　)kNにて行う
・施工士の適用(第1種、第2種) あと施工アンカー施工士*による
＊(社)日本建築あと施工アンカー協会認定資格

㉔ 吊金物　吊金物は亜鉛メッキ又はステンレス鋼製とする

㉕ 配管勾配　給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かって下り勾配とする。

㉖ 管の保護　コンクリート内の鋼管、鉛管及び塩ビ管については、プラスチックテープを1/2重ね1回巻きとする。また、コンクリート土間下配管は、鋼棒等により沈下防止措置をする。

27. 管の埋設　土中埋設管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。
給水管、消火管の埋設深さは(　　)mmとする。又、ガス管の埋設深さは(　　)mmとする。

28. 管の埋設表示　図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製標柱を埋め込む。舗装部分は埋設標示ピンとする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。
排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。

29. 溶接部の非破壊検査
検査対象　・配管　・煙道　・　・
抜取率　・標準仕様書による　・
検査の種類　・RT　・PT又はMT

30. 塗装
下記の金属電線管は塗装を行う。
・屋外露出　・(　　)の屋内露出
下記の保温を行わない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。
・倉庫　・

31. 機器の基礎 及び 振動絶縁効率

機器	基礎	振動絶縁効率
遠心送風機	・標準基礎　・防振基礎	・(　)% 以上　・
空調用ポンプ及びボイラー給水用ポンプ	・標準基礎　・防振基礎	・　80 % 以上　・
揚水用ポンプ及び小形給水ポンプユニット	・標準基礎　・防振基礎	・　80 % 以上　・

・別図による

㉜ 電線類　電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1、表4.1.11による。

㉝ はつり　既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。

㉞ 保温及び消音内貼り
標準共通仕様書第2編によるほか下記による。
給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グランド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共保温する。なお、保温端部はシーリング処理を行う。
・換気ダクトの保温要(保温厚25mm)　・範囲は図示による　・
・外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm)　・範囲は図示による　・
・排気ダクトの保温要(保温厚25mm)　・範囲は図示による　・
・還りダクトの保温要(保温厚25mm)　・範囲は図示による　・
・膨張タンクよりボイラーへの補給水管の保温は膨張管の項による。
・建物内の空気抜き管の保温は膨張管の項による。
・空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。
・全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm)　・範囲は図示による　・
保温種別は下記による

ダクト	・イ（・1号　・2号）	・ロ
冷温水、冷水、温水、蒸気管	・イ	・ロ
機器	・イ	・ロ
給水管	⊙ハ	⊙ロ
排水管	・ロ	・
給湯管	・イ	・ロ

保温及び消音内貼り（続き）
・排水管でピット内、共同溝内及び最下階の床下の下記の部分は保温する。なお仕様はd(ハ)とする。
（・排水トラップ　・鉛管　・鋼管類　・ビニール管　・ドレーン管　・　）
・消火管で下記の部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
（・屋内消火管　・水抜きできない管　・スプリンクラー配管　・　）
・圧力タンク、膨張水槽、各種呼水槽等鋼板製水槽は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・大便器は保温する。
・共同溝の保温種別（・ピット内に準ずる　・　）
・ダクトの保温外装は下表による。

区分	保温外装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・
機械室	・アルミガラスクロス　・
居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・
屋外露出、多湿箇所（　）	・ステンレス鋼板　・

・配管の保温外装は下表による。(冷媒管は除く)

区分	保温外装
倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・
機械室	・アルミガラスクロス　・
居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・
屋外露出、多湿箇所（　）	・ステンレス鋼板　・

・冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化粧ケースの材質は図示による。

屋内露出	・保温化粧ケース
屋外露出	・ステンレス鋼板　・保温化粧ケース

35. 防凍保温
・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。
・屋外露出部(給水管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は34.項に準じる。
・各種機器について図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。(　　)

36. 試験
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。

37. 他工事との取合い　配管、ダクト、器具据え付けにともなうスリーブ、枠入れは本工事とし、他は工事区分表による。

2 空気調和設備　3 冷暖房設備　4 暖房設備

1. 設計温湿度

	外気		屋内 一般系統					
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%

2. 居室騒音限界　下表によるほか、耳ざわり音がないよう機種選定およびダクト消音対策を行う。

室名	A特性 (dB)	NC値

3. 煤煙濃度計　・設ける　・

4. ばいじん量測定口　・設ける(測定口は80φとする)　・

5. 煙道　伸縮継手、掃除口及びばい煙量測定口の位置は図示による。

6. ダクト
・低圧ダクト　・高圧1ダクト　・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法　・スパイラルダクト
・コーナーボルト工法（・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法）

7. 風量測定口　取付部は図示による。

8. チャンバー
(1) 内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
(2) 空気調和機、温風暖房機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で、消音内貼りしたチャンバーには点検口を設ける。尚、点検口の大きさは図示による。
(3) 外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは、雨水の滞留のないように施工する。

9. 防煙ダンパー　復帰方式（・遠隔　・　）
定格入力は、DC24V、0.7A以下とする。

10. ピストンダンパー　復帰方式（・遠隔　・　）

11. 弁類　JIS又はJV（・5K　・10K(図示部分)）

12. 温度計　取付部は図示による。

13. 圧力計　取付部は図示による。

14. 瞬間流量計　コック付とし、形式及び取付部は図示による。

15. 油面制御装置　制御盤には（・給油ポンプ制御　・満油警報　・遠隔警報　・電磁弁制御　・返油ポンプ制御　・減油警報　・　）の端子を設ける。なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

5 換気設備

①. ダクト
・低圧ダクト　・高圧1ダクト　・高圧2ダクト
・アングルフランジ工法　・スパイラルダクト
・コーナーボルト工法（・共板フランジ工法　・スライドオンフランジ工法）
・厨房・浴室系統の排気用ダクトの水抜き（・要　・不要）
・厨房系統の長方形排気用ダクトの板厚は、標準仕様書より1ランク厚いものを使用する。

2. 風量測定口　取付位置は図示による。

3. ダンパー　空気調和設備の該当項目による。

4. 排気ダクトのシール　・浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統　・

5. チャンバー　空気調和設備の該当項目による。

6. 耐火措置　自家発用換気ダクトが自家発室外を通過する場合の耐火措置は図示による。

6 排煙設備

1. ダクト　・亜鉛鉄板　・

2. 排煙口の形式　図示による

3. 排煙口手動開放装置　開放及び復帰方式　・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）

4. 排煙風量測定　「建築設備定期検査業務基準書平成20年度版」((財)日本建築設備昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

7 自動制御設備

1. 中央監視制御装置　・有　・無

2. 中央監視制御装置の構成・機能　図示による

3. 電気計装工事の配線　使用する電線類はEM電線とし、規格は標準仕様書第4編 表1.5.1・表4.1.11の使用電線類の規格による。
(機器、盤類は除く)
屋外・屋内露出の電線は図面に特記のない限り金属管配線とする。
天井内隠蔽の配線は図面に特記のない限りケーブル配線とする。

8 衛生器具設備

1. 大便器洗浄弁　・バキュームブレーカー　・不凍結装置付　・低圧フラッシュバルブ（　）

②. 大便器ロータンク　・水抜き装置付

③. 温水洗浄式便座　加熱方式（⊙貯湯式　・瞬間式）　給水方式（⊙給水管直結給水方式　・ポンプ加圧給水方式）
温風乾燥機能（・有⊙無）　脱臭（・有　⊙無）

④. 小便器洗浄弁　・不凍結装置付　⊙感知小便器一体型フラッシュ方式
⊙個別感知フラッシュ方式（・埋込　・露出）

⑤. 小便器洗浄管　・露出　⊙隠ぺい　・水抜き装置付

6. 水栓　・節水コマ　・固定コマ　（・寒冷地対応形　・　）

7. 化粧棚　・陶器製（・露出形　・　）

8. 石けん受　・陶器製（・露出　・埋込）

⑨. 洗面器　⊙止水栓付

10. 標記板　・取付箇所（・大便器　・小便器　・　）　材質（・陶器製　・　）

11. 大便器耐火カバー　・設ける(ピット内は除く)　・設けない

9 給水設備

1. 量水器　・親メーター（・貸与品　・　）　・子メーター（・買取り　・　）

2. 量水器桝　・水道事業者指定品（・貸与品　・買取り）・標準図MC形

3. 弁類　JIS又はJV　・水道直結部分（・10K　・　）・その他の部分（・5K　・　）

4. 引込納付金等　・要（・本工事　・別途工事）　・不要

5. 給水勾配　・不凍栓の二次側は水抜きが確実にできること。

6. 建物導入部配管　・標準図　施工4、5（・(a)　・(b)　・(c)）による。

10 排水設備

①. 洗面器等の排水管　洗面器及び手洗器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。

②. 排水勾配　屋内　⊙65A以下は1/50、75A以上は1/100以上　・
屋外　・1/100以上　・

3. 満水試験継手　図示の箇所に取付ける。

4. インバート桝、ため桝　桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。

11 給湯設備

1. 弁類　JIS又はJV（・5K　・10K（図示部分））

12 消火設備

1. 屋内消火栓箱　・HB-1A　・HB-1B　・

2. 消火器具　・消火器（スタンド共）（消防法施行令第10条に拠る）　・

3. 建物導入部配管　・標準図　施工4,5（・(a)　・(b)　・(c)）による。

13 厨房機器設備

1. 機器の寸法　概略寸法とする

2. 燃焼機器　使用ガス　・都市ガス（発熱量　KJ/Nm³、供給事業者名:　）
・液化石油ガス（発熱量 100,000 KJ/Nm³）

14 ガス設備

1. 充てん容器　・別途（・50kg　・　）

2. 集合装置　・標準図　施工72による　本組

3. 転倒防止等　・標準図　施工73（・(a)　・(b)）による

4. メーター　・親メーター（・貸与品　・　）・子メーター（・買取り　・　）

5. ガス漏れ警報器　・本工事(図示による)　・別途工事

6. 引込負担金　・要（・別途工事・本工事）　・不要

7. 電気防食　・要　・不要

8. 建物導入部配管　・標準図　施工4,5（・(a)　・(b)　・(c)）による。

⑮ その他

①. 工事現場の環境改善について
工事現場のイメージアップ　・仮囲い周辺の美化　・
地域住民への情報提供　・完成予想図の設置　・情報掲示板の設置　・パンフレットの作成
地域住民とのコミュニケーション　・現場見学会の開催　・
住民に対する災害防止関係　・現場出入口周辺への誘導員の配備　・

②. 不具合の確認　工事しゅん工後10ヶ月、20ヶ月（新営に限る）に不具合の確認を行い、その結果を書面で上田市長あてに報告する。(施設管理者からの聞き取り調査を含め、調査には必ず監督員の立会いを要する。)

③. 産業廃棄物等の取扱い
(1) 廃棄物の処理に当たっては、請負者が自ら処理(分別、保管、収集、運搬及び処分の一連の行為)するときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)に基づき、適正に行うこと。
(2) 廃棄物の処理の全部又は一部を委託する場合は、廃棄物処理法に基づく処理を業として許可を取得している者に委託すること。また、施工前に産業廃棄物処理委託契約書の写し、産業廃棄物処理業の許可証の写し、許可運搬車両一覧並びに処分地の案内図等をまとめた「廃棄物処理計画書」を監督員に提出すること。
(3) しゅん工した時は、廃棄物ごとに処理数量を集計し、積込み状況の写真、処分状況の写真等の写しを添付した「廃棄物等処理報告書」を監督員に提出すること。

④. 環境対策関係
(1) 現場で使用する機械は、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型建設機械とすること。
(2) 夜間、早朝等の稼動を避けること。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
なお、運搬ルートの選定に当たっては影響の少ない最短ルートを選定すること。
(3) 汚水、汚濁、土砂の流失防止に努めること。また、表土復元等、環境の回復に努めること。
(4) 熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。

⑤. 安全対策関係
(1) 工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
(2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中に月一回程度実施し、工事日誌へ記録するほか、実施結果、実施状況の写真、安全教育に使用した資料等も整理すること。
(3) 原則として代理人（主任）以外の第三者により、月1回以上店社による安全パトロールを行い、工事日誌へ記載するほか、点検内容等を別書面に記録し、実施状況の写真を撮影すること。
(4) 下請業者にKY（危険予知）、TBM（作業内容の打合せ）活動等を実施させ、その記録を整備するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(5) 下請業者を含め、作業員に対し現場内容に即した新規入場者教育、安全教育・訓練等を実施し、関連書類及び使用した資料等を整理するとともに、随時、実施状況の写真を撮影すること。
(6) 上記の(2)～(5)の活動については、記録・書類及び写真を整備したものを現場に備え、監督員及び工事検査の際に提示できるようにすること。

⑥. 工事検査　施工途中において工事検査担当職員または、発注機関の長の指定する職員による抜打ち検査を実施することがあるので、検査に協力すること。

⑦. 被害届等　暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。

⑧. 施工図等の取扱い　施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲する。

⑨. 完成図等　完成図など維持管理に関する書類は、しゅん工後30日以内に提出し、必要に応じて取扱説明を行うこと。

⑩. 提出物　上記による他、監督員の指示による。

改修

衛　生　器　具　表

器具名称	参考型番 A社	参考型番 B社	摘要	室名 合計	南校舎棟 1階女子便所	1階男子便所		2階女子便所	2階男子便所		室名 合計	北校舎棟 1階女子便所	1階男子便所		2階女子便所	2階男子便所	
洋風便器	ＣＳ５９７ＢＣＳ ＳＨ５９６ＢＡＹＲ ＴＣＦ２２６ ＹＨ７０２	ＢＣ－Ｐ２０ＳＵ－ＫＪ ＤＴ－ＰＡ２５０ＵＣＨＴＫ ＣＦ－２１ＡＬＰ ＣＦ－ＡＡ６４	掃除口付床置床排水大便器　暖房便座・・・ソフト閉・脱臭 床給水　棚付二連紙巻器　消費電力：５６Ｗｘ単相１００Ｖ　他標準附属品	18	6	3		6	3		18	6	3		6	3	
Ｌ型手スリ	Ｔ１１２ＣＬ１０	ＫＦ-９２０ＡＥ７０Ｄ１２Ｊ	樹脂被覆タイプ３４Φ／前出寸法１２０　本体寸法：７００ｘ７００　他標準附属品	4	1	1		1	1		4	1	1		1	1	
壁掛小便器	ＵＦＨ５００ ＴＥＡ６２ＡＤＳ	Ｕ３２１ＲＭ ＯＫＵ－ＡＴ１３１ＳＤ	低リップ形　自動フラッシュバルブ・・・乾電池タイプ　他標準附属品	10		5			5		10		5			5	
小便器用手スリ	Ｔ１１２ＣＵ２２	ＫＦ７０１ＡＥＪ	樹脂被覆タイプ３４Φ　他標準附属品	2		1			1		2		1			1	
掃除用流し	ＳＫ２２Ａ Ｔ２３ＡＥＱ２０Ｃ Ｔ３７ＳＧＥＰ	Ｓ２０２Ａ ＬＦ－７Ｅ－１９－Ｕ ＳＦ－２０ＳＡＦ－Ｐ	給水栓　アングル形止水栓 排水金具　バックハンガー　他標準附属品	4	1	1		1	1		4	1	1		1	1	

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE NONCSAL
					図名	衛生設備　衛生器具表	NO. M－０２

改修

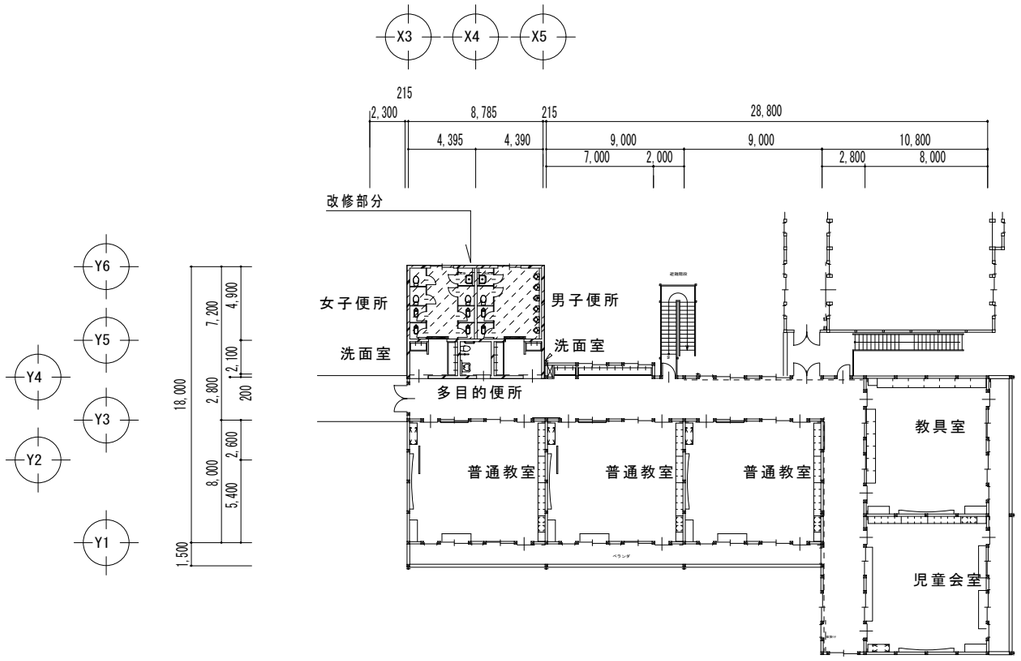

南校舎棟　２階平面図　　S = 1:400

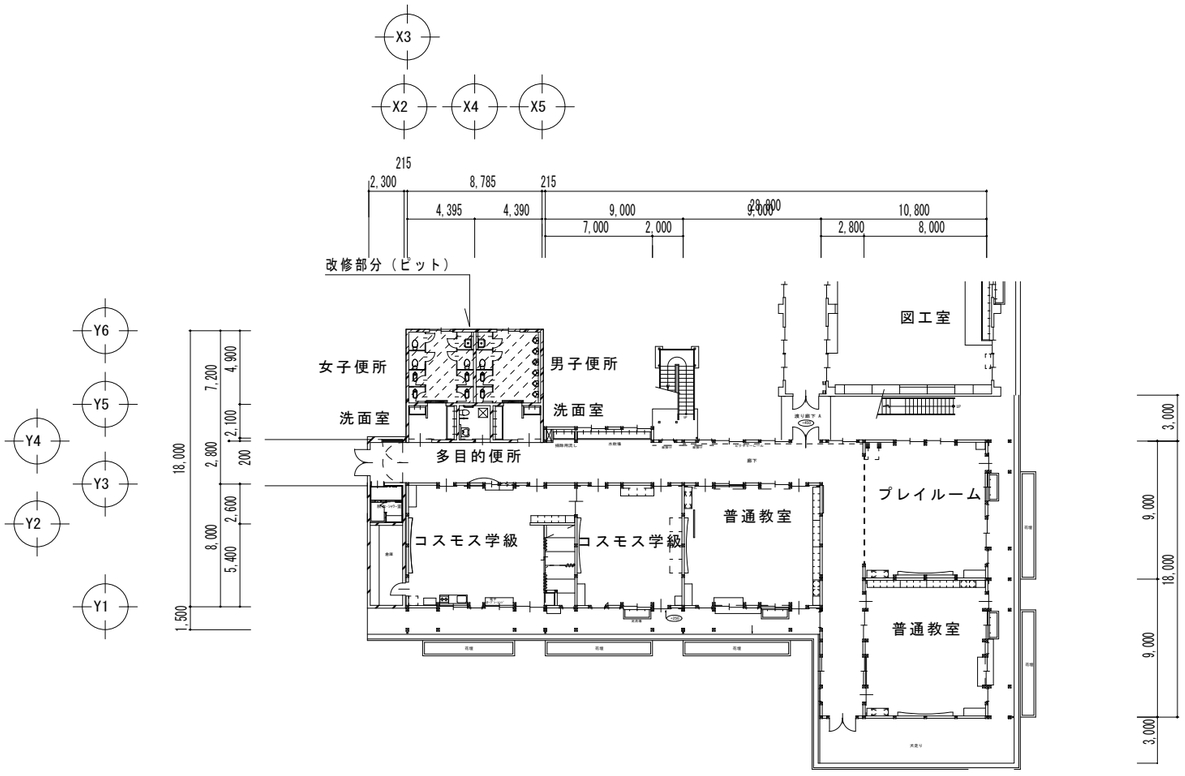

南校舎棟　１階平面図　　S = 1:400

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第７４１０１号 名　称 （有）設計工房　風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯　島　康　男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯　島　康　男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1:400
					図　名	衛生設備　　南校舎棟１，２階平面図	NO. M－０３

改修

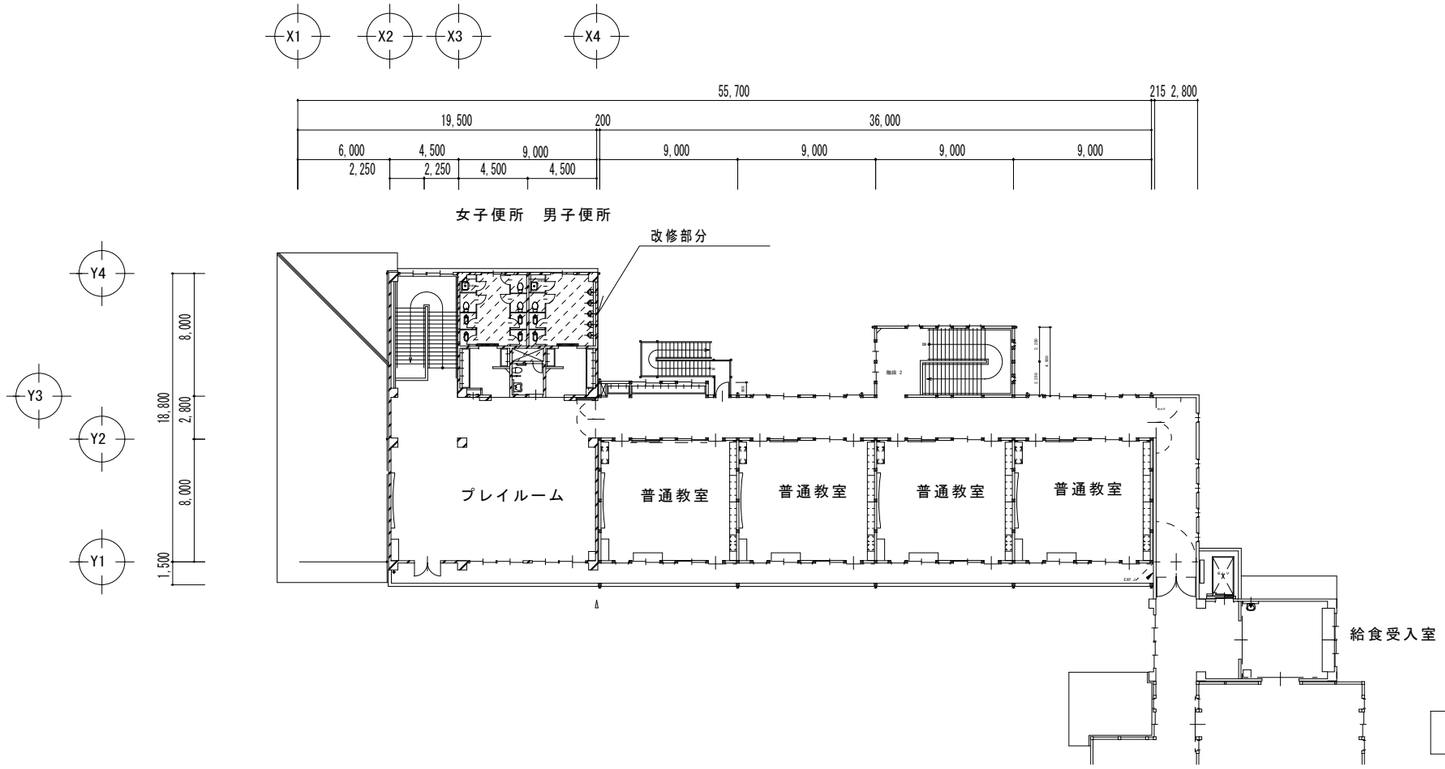

北校舎棟　２階平面図　　S = 1:400

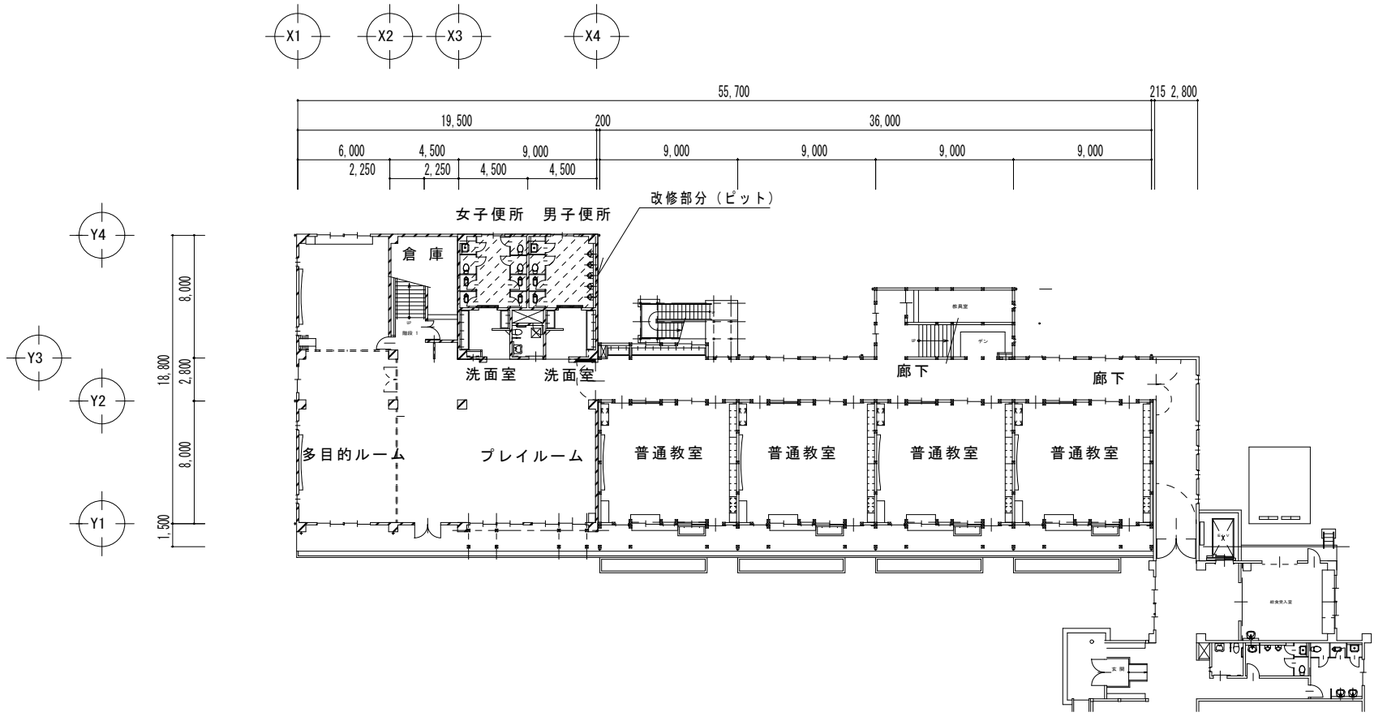

北校舎棟　１階平面図　　S = 1:400

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第７４１０１号 名　称 （有）設計工房　風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯　島　康　男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯　島　康　男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1:400
					図　名	衛生設備　　北校舎棟１，２階平面図	NO. M－０４

改修

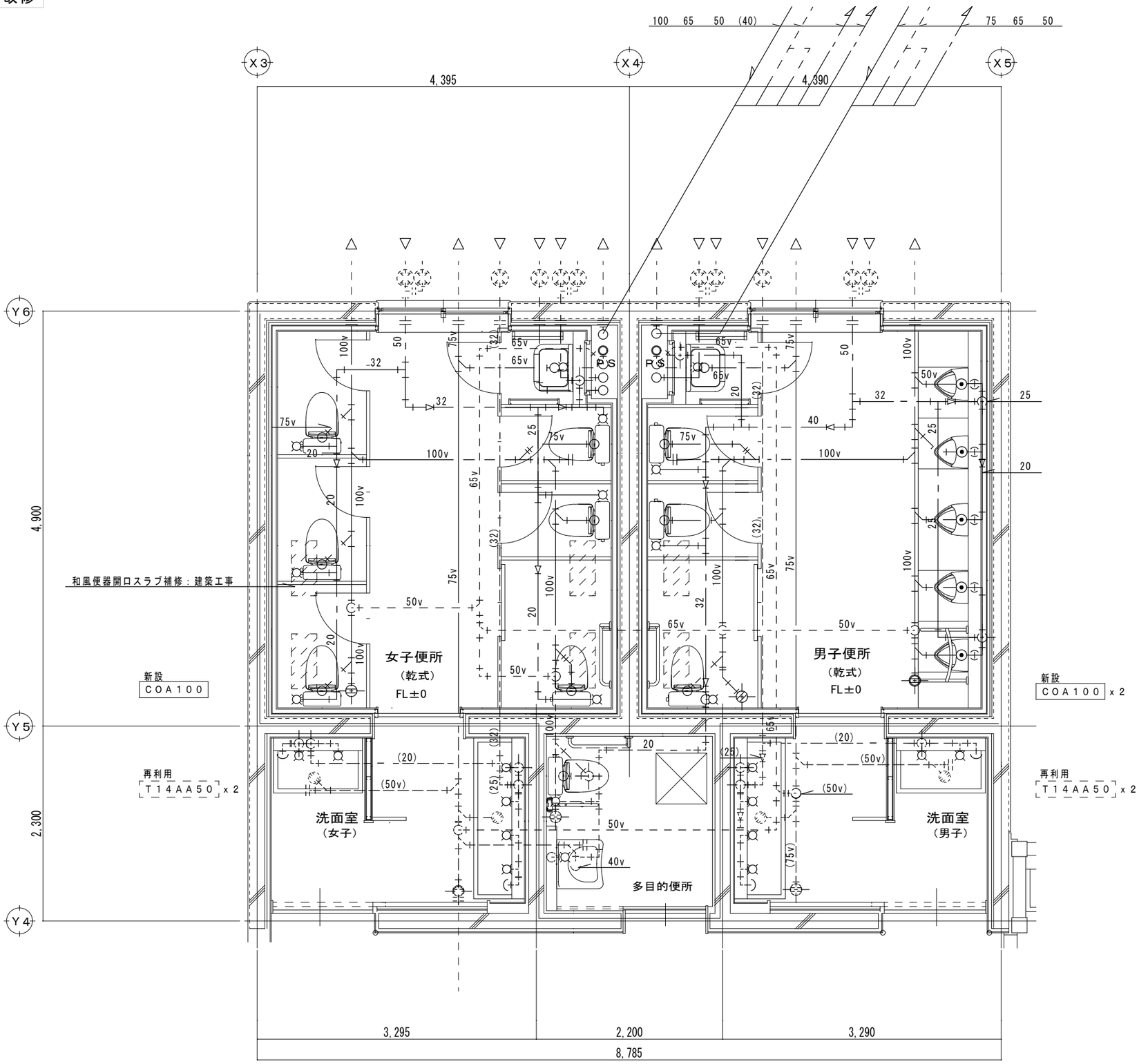

新設リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・密結タンク・紙巻器	9
壁掛小便器・自動フラッシュバルブ	5
L型手スリ	2
小便器用手スリ	1
掃除用流し	2

凡　例

スラブ貫通配管	：	機械ハツリ（コア抜）補修
既設配管（再利用）	：	－－－－－－－
改修配管（補助対象）	：	**

南校舎棟　トイレ１階平面図（改修）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第74101号 名　称 （有）設計工房　風の色 住　所 上田市真田町本原2113－1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50
					図　名	衛生設備　南校舎棟1階トイレ平面図	NO. M－05

改修

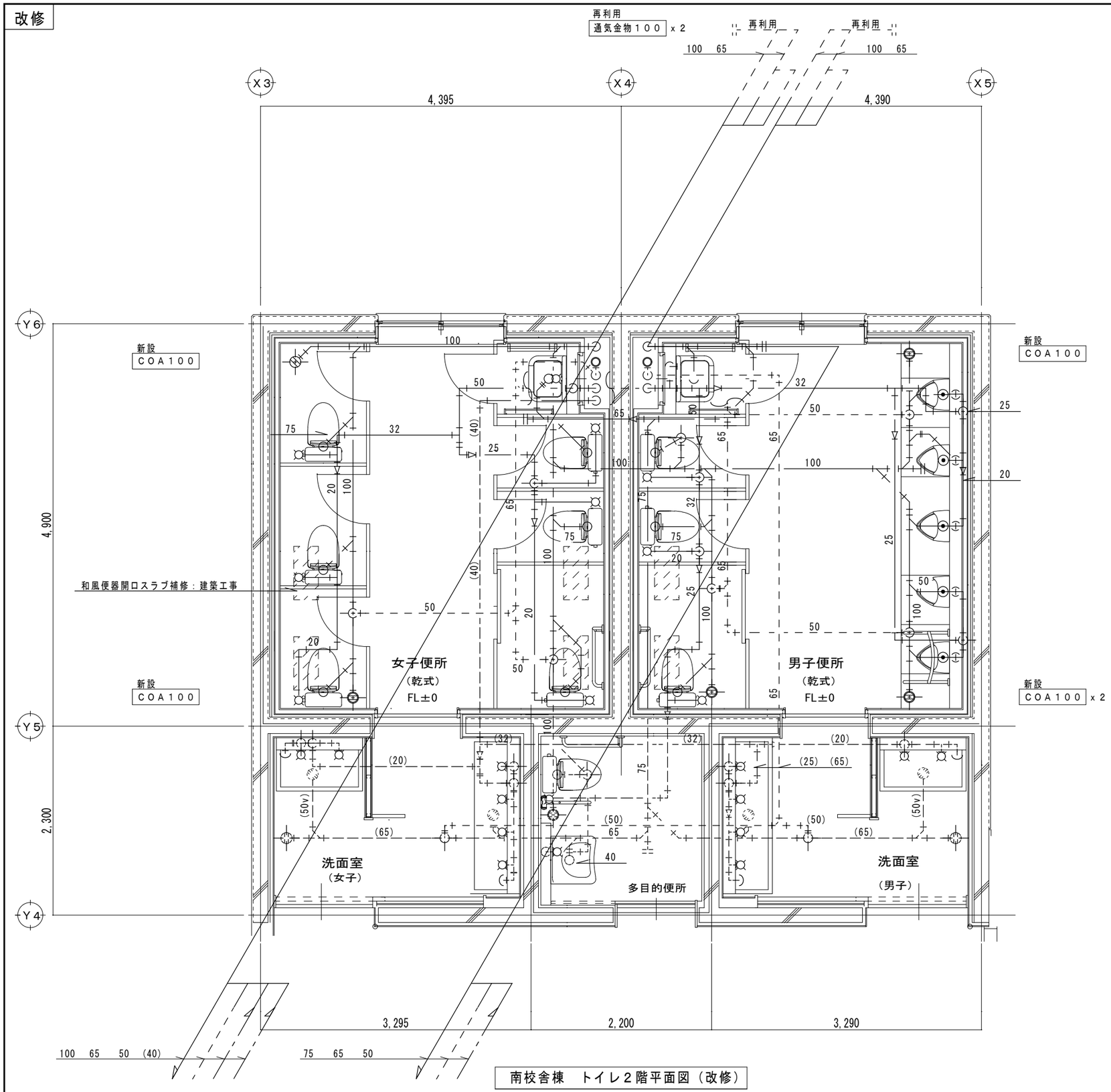

新設リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・密結タンク・紙巻器	9
壁掛小便器・自動フラッシュバルブ	5
Ｌ型手スリ	2
小便器用手スリ	1
掃除用流し	2

凡　例

スラブ貫通配管	：	機械ハツリ（コア抜）補修
既設配管（再利用）	：	－－－－－－－
改修配管（補助対象）	：	**

南校舎棟　トイレ２階平面図（改修）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 名称 住所 代表者	長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 （有）設計工房　風の色 上田市真田町本原２１１３－１ 飯島康男	設計者	１級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名 城下小学校トイレ改修工事
							図名 衛生設備　南校舎棟２階トイレ平面図
							SCALE 1：50
							NO. M－０６

改修

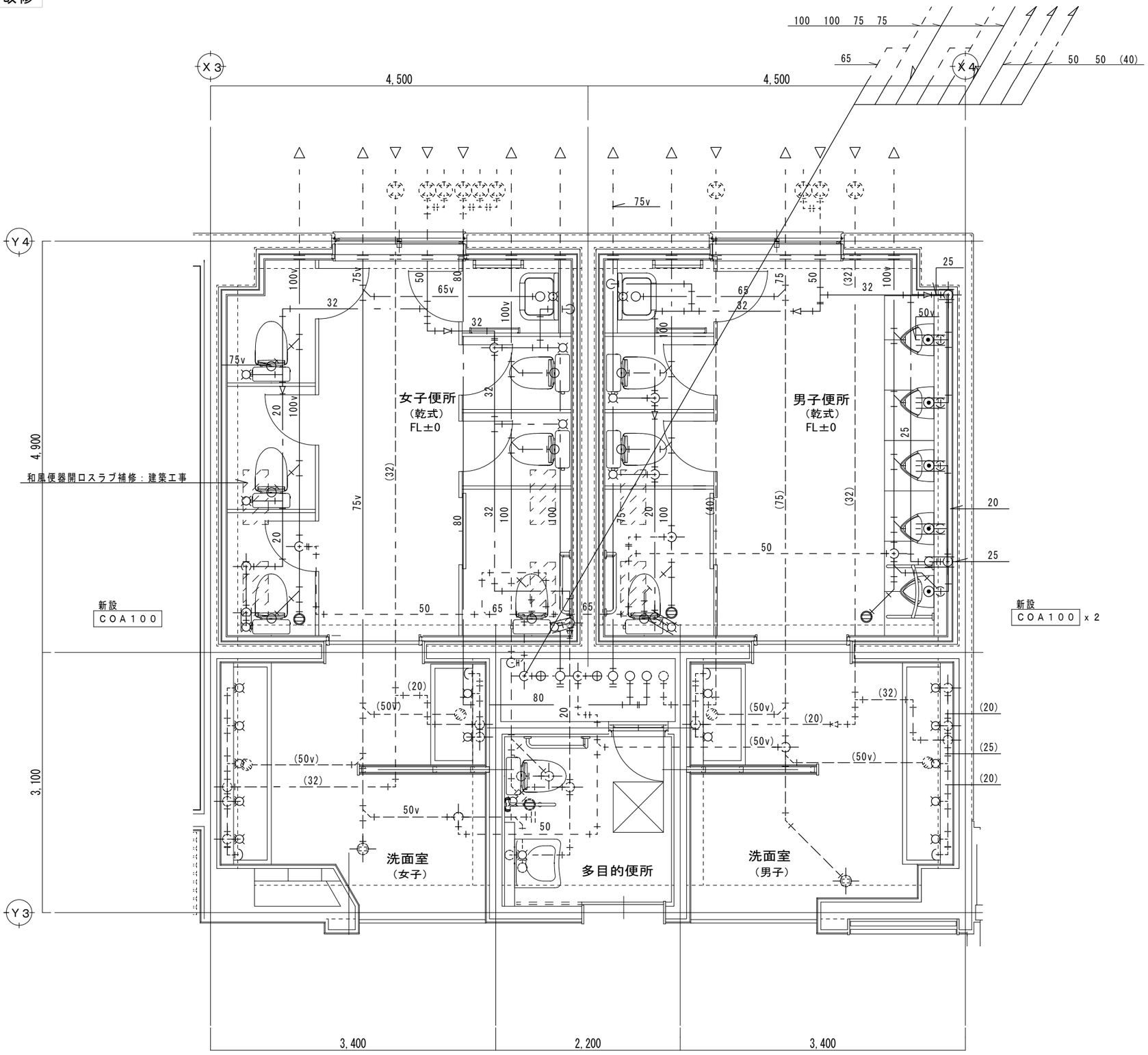

北校舎棟　トイレ１階平面図（改修）

新設リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・密結タンク・紙巻器	9
壁掛小便器・自動フラッシュバルブ	5
Ｌ型手スリ	2
小便器用手スリ	1
掃除用流し	2

凡　例

スラブ貫通配管　：機械ハツリ（コア抜）補修

既設配管　：

撤去配管，器具（補助対象）　：

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50
					図名	衛生設備　北校舎棟１階トイレ平面図	NO. M－07

改修

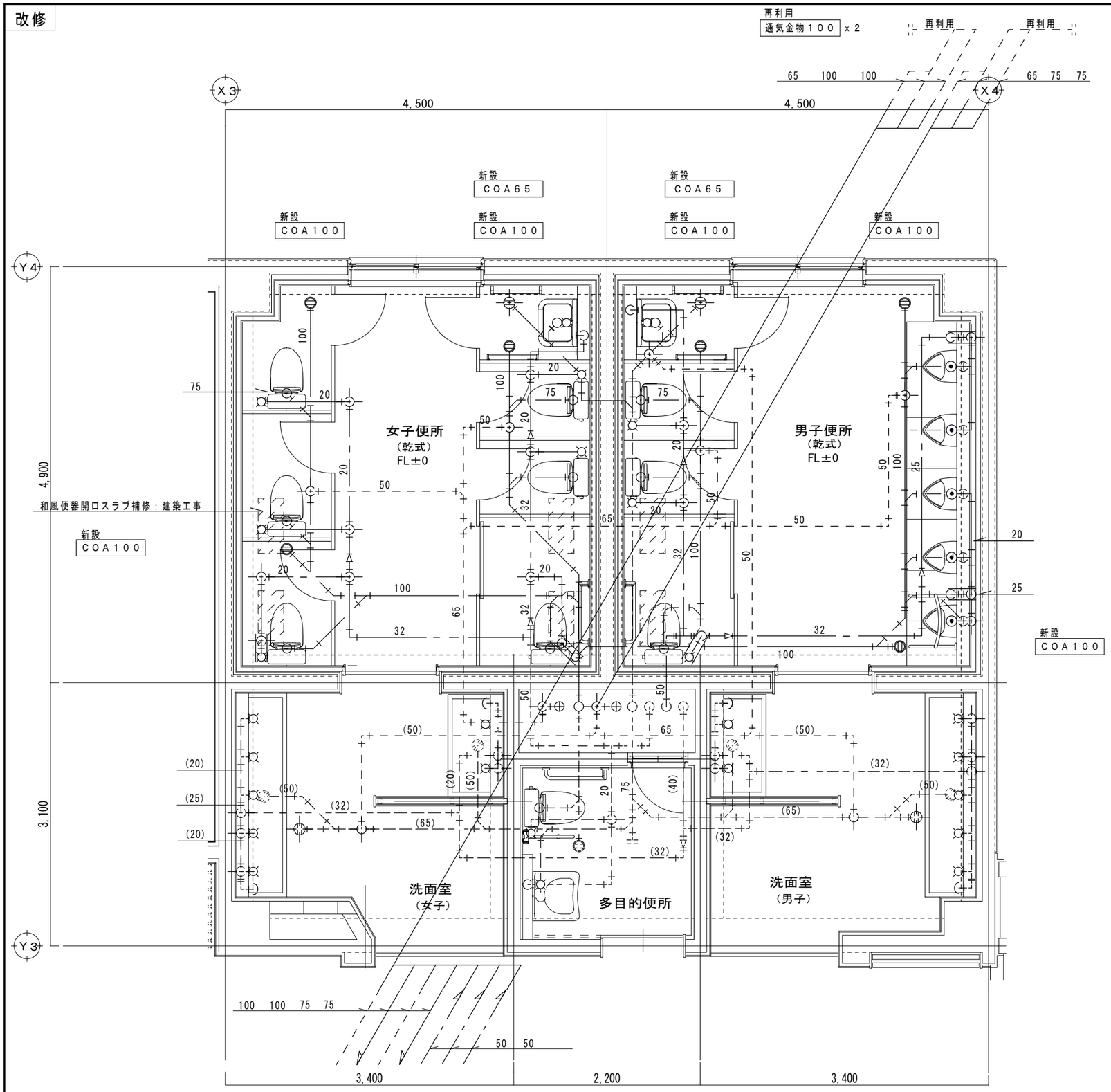

新設リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・密結タンク・紙巻器	9
壁掛小便器・自動フラッシュバルブ	5
Ｌ型手スリ	2
小便器用手スリ	1
掃除用流し	2

凡　例

スラブ貫通配管　：機械ハツリ（コア抜）補修

既設配管　：

撤去配管，器具（補助対象）　：

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50
					図名	衛生設備　北校舎棟２階トイレ平面図	NO. M－０８

改修

機　器　表

番　号	名　　称	参　考　型　番	数　量	機　器　仕　様	電　源 φ	電　源 V	電　源 暖房＝ KW 換気＝ W	設　置　場　所（南校舎棟・北校舎棟共）
ＰＨ－１	パネルヒーター	ＮＺＳ－２０００（インターセントラル）	南－４ 北－４	壁掛電気暖房器　暖房能力　２．０ＫＷ 室内機外形寸法＝５００Ｈ×８８０Ｘ８０　取付金具　他標準附属品 いたずら防止カバー　パイロットランプ表示マド　ステンレスケーシング	１	２００	２．０	１階男子便所 １階女子便所 ２階男子便所 ２階女子便所
ＥＦ－１	天井換気扇	ＶＤ－１８ＺＣ１４（三菱）	南－６ 北－６	サニタリー用／低騒音形　１５０Φ　Ｘ　２００ＣＭＨ　Ｘ　４０Ｐａ 他標準附属品	１	１００	２９．５	１階男子便所 １階女子便所 ２階男子便所 ２階女子便所

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名　称 （有）設計工房　風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE NONCSAL
					図　名	暖房・換気設備　機器表	NO. M－０９

改修

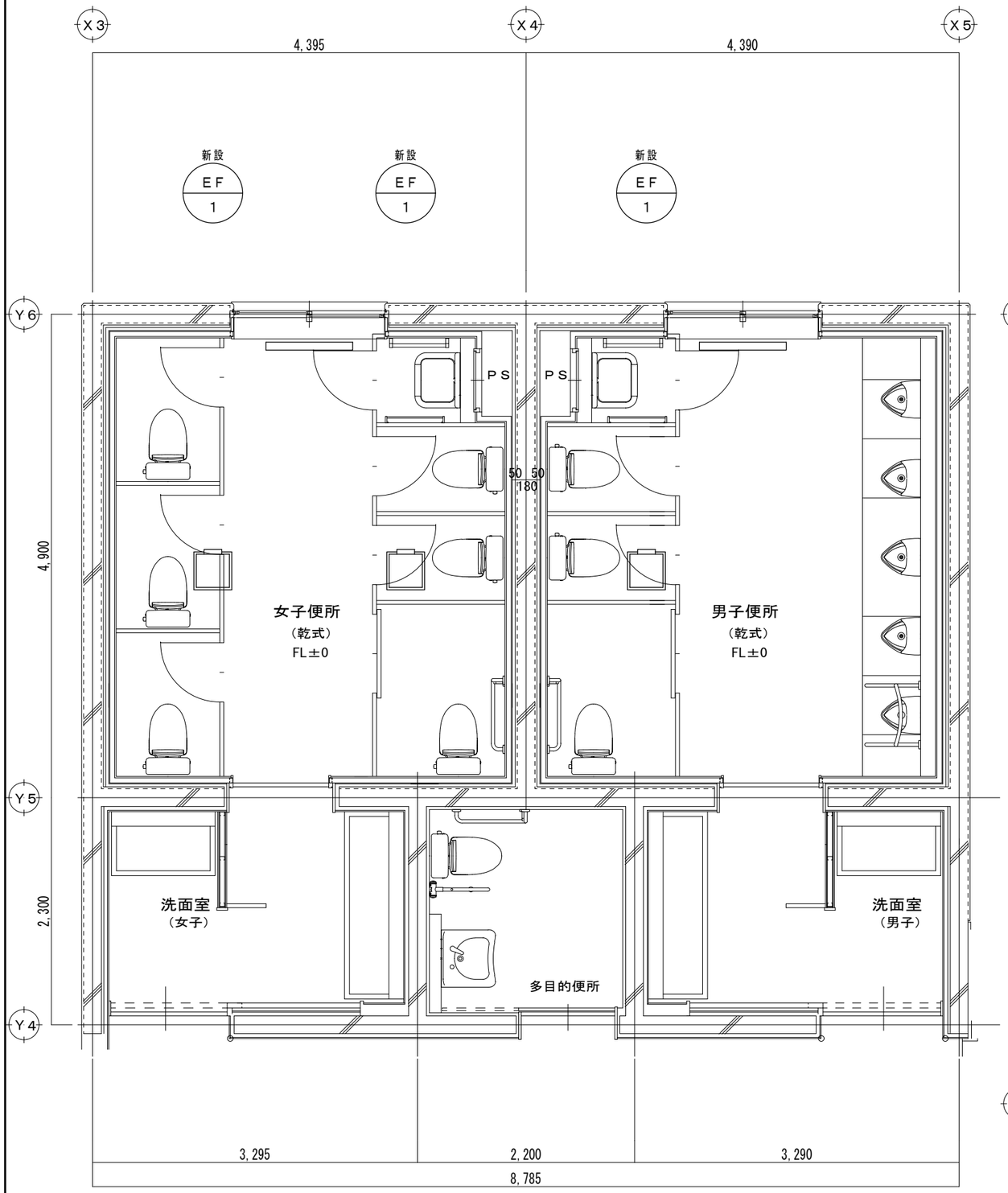

南校舎棟　トイレ１階・２階平面図（改修）

換気扇及び既設ダクト接続　：新設アルミフレキシブルダクト接続

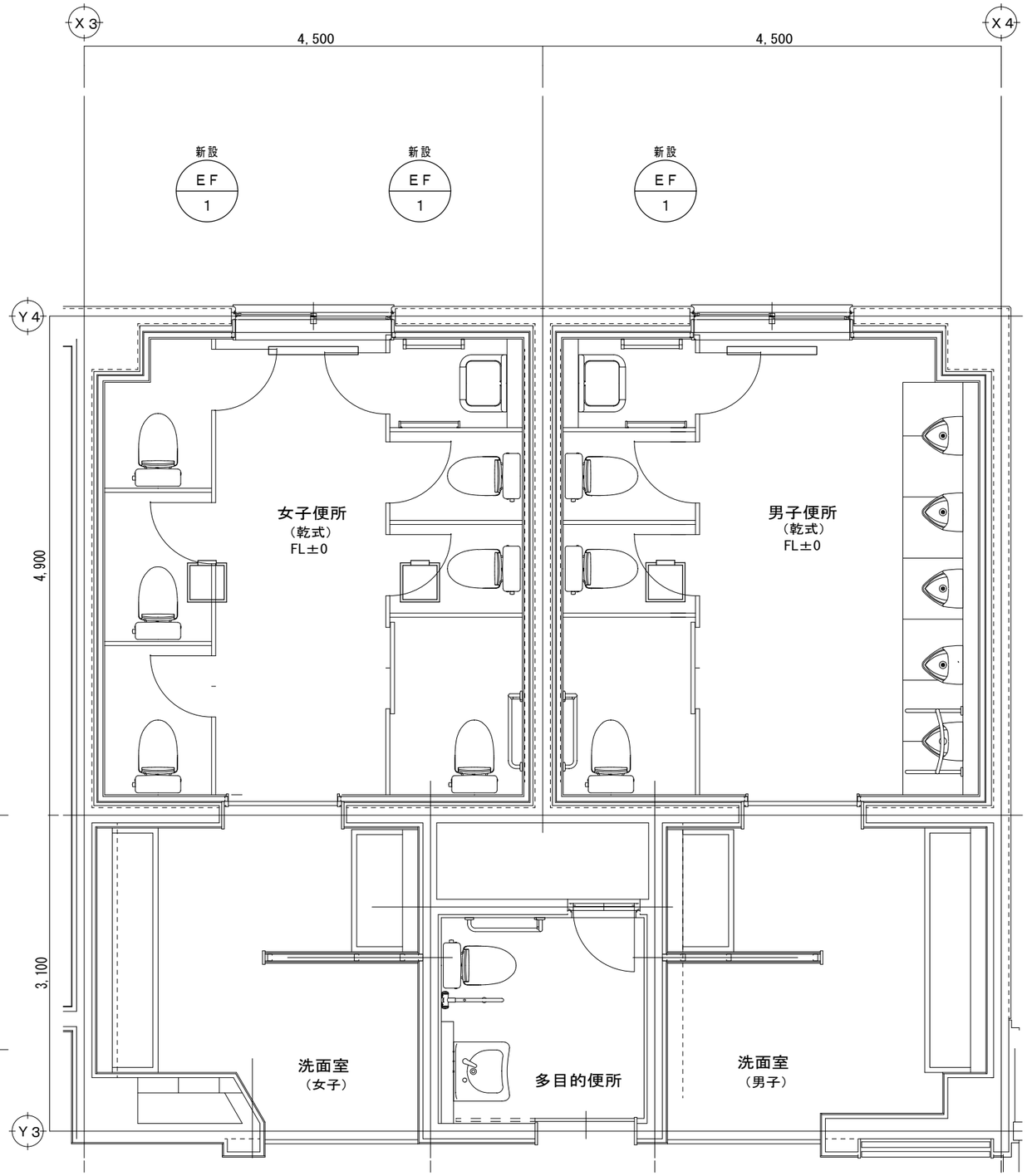

北校舎棟　トイレ１階・２階平面図（改修）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第74101号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原2113－1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50
					図名	暖房・換気設備　南・北校舎棟1階・2階トイレ平面図	NO. M－10

撤去

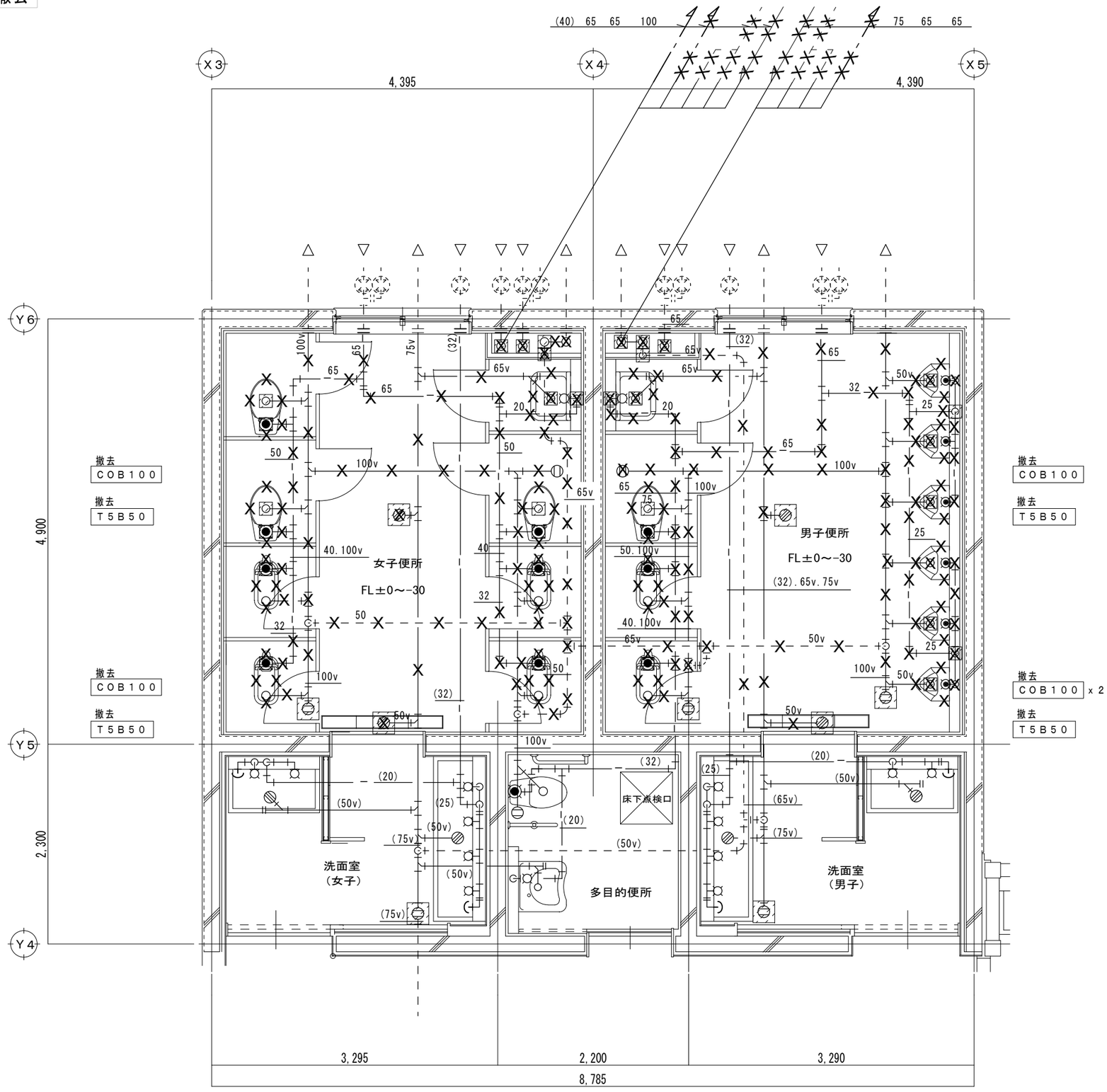

南校舎棟　トイレ１階平面図（既存）

撤去リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・フラッシュ弁・紙巻器	4
和風便器・フラッシュ弁・紙巻器	6
センサー一体小便器	6
掃除用流し	2

：モルタル穴埋補修

凡　例

既設配管　：

撤去配管，器具　：

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第74101号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原2113－1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1:50
					図名	撤去工事　南校舎棟1階トイレ平面図	NO. M－11

撤去

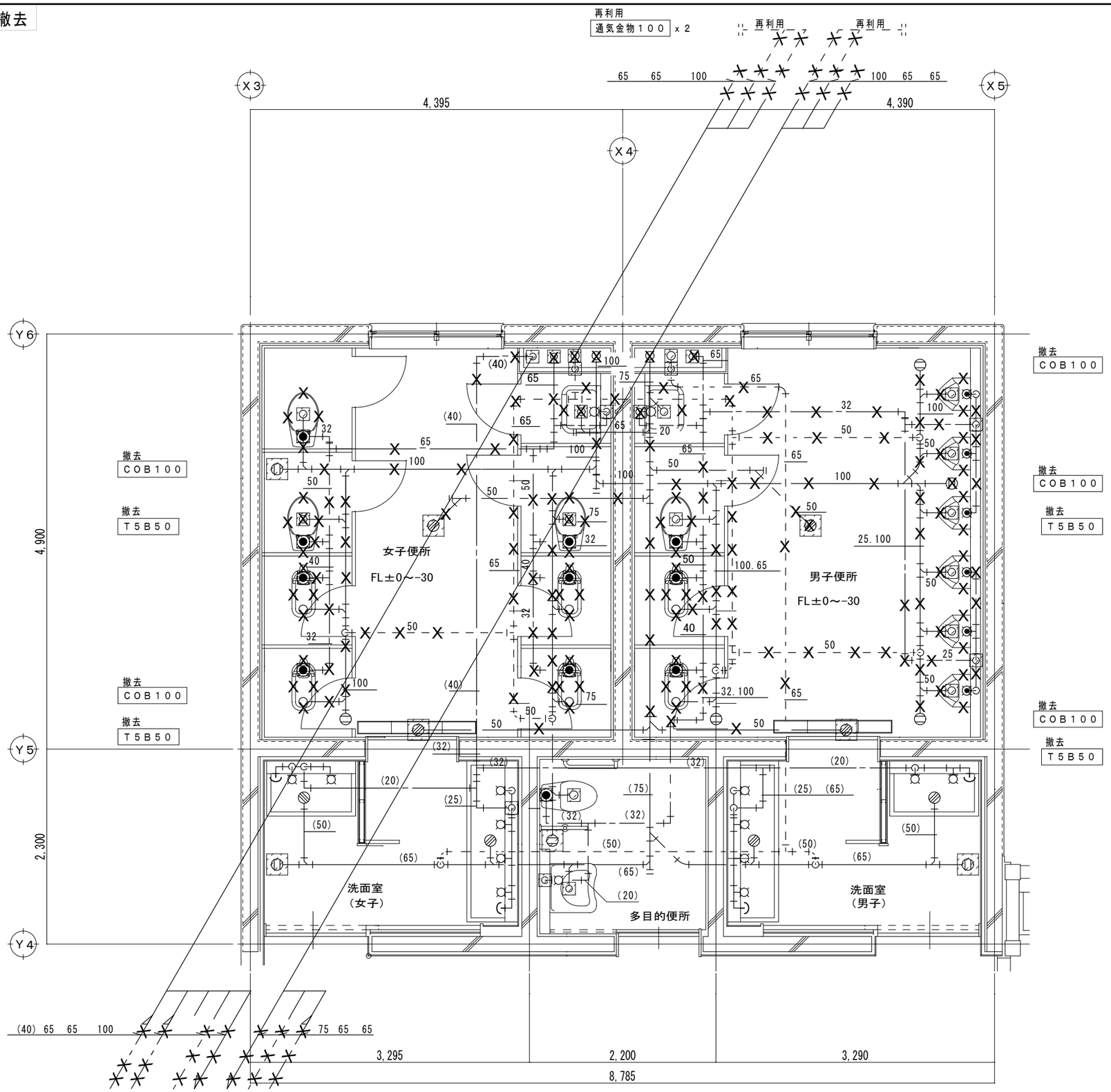

南校舎棟　トイレ２階平面図（既存）

撤去リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・フラッシュ弁・紙巻器	4
和風便器・フラッシュ弁・紙巻器	6
センサー一体小便器	6
掃除用流し	2

：モルタル穴埋補修

凡　例

既設配管　：

撤去配管，器具　：

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50	NO. M－１２
					図名	撤去工事　南校舎棟２階トイレ平面図		

撤去

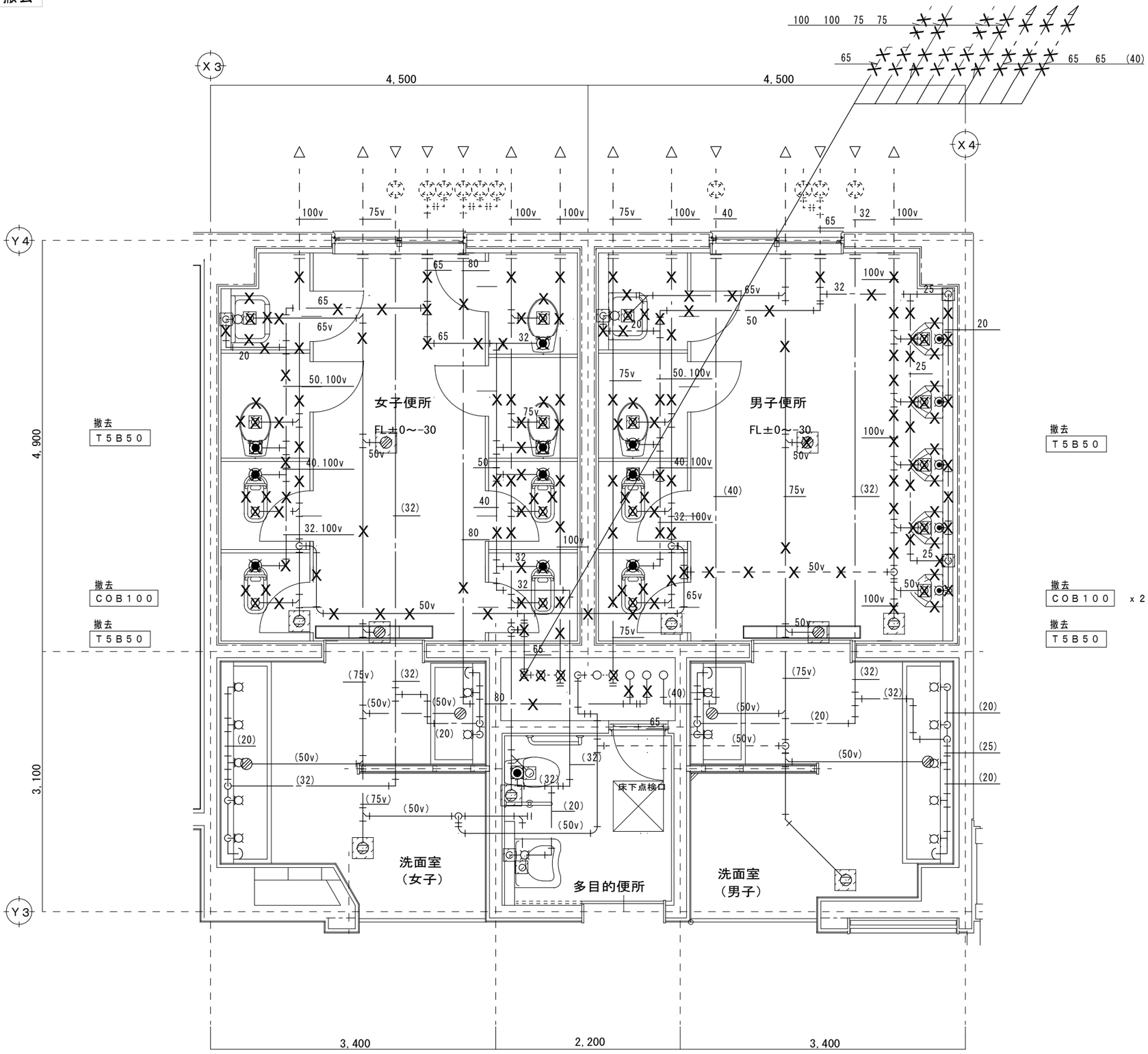

撤去リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・フラッシュ弁・紙巻器	4
和風便器・フラッシュ弁・紙巻器	6
センサー一体小便器	5
掃除用流し	2

：モルタル穴埋補修

凡　例

既設配管　：

撤去配管，器具　：

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

北校舎棟　トイレ１階平面図（既存）

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第74101号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原2113－1 代表者 飯島康男	設計者 1級建築士 国土交通大臣登録 第187506号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1:50
					図名	撤去工事　北校舎棟１階トイレ平面図	NO. M－13

撤去

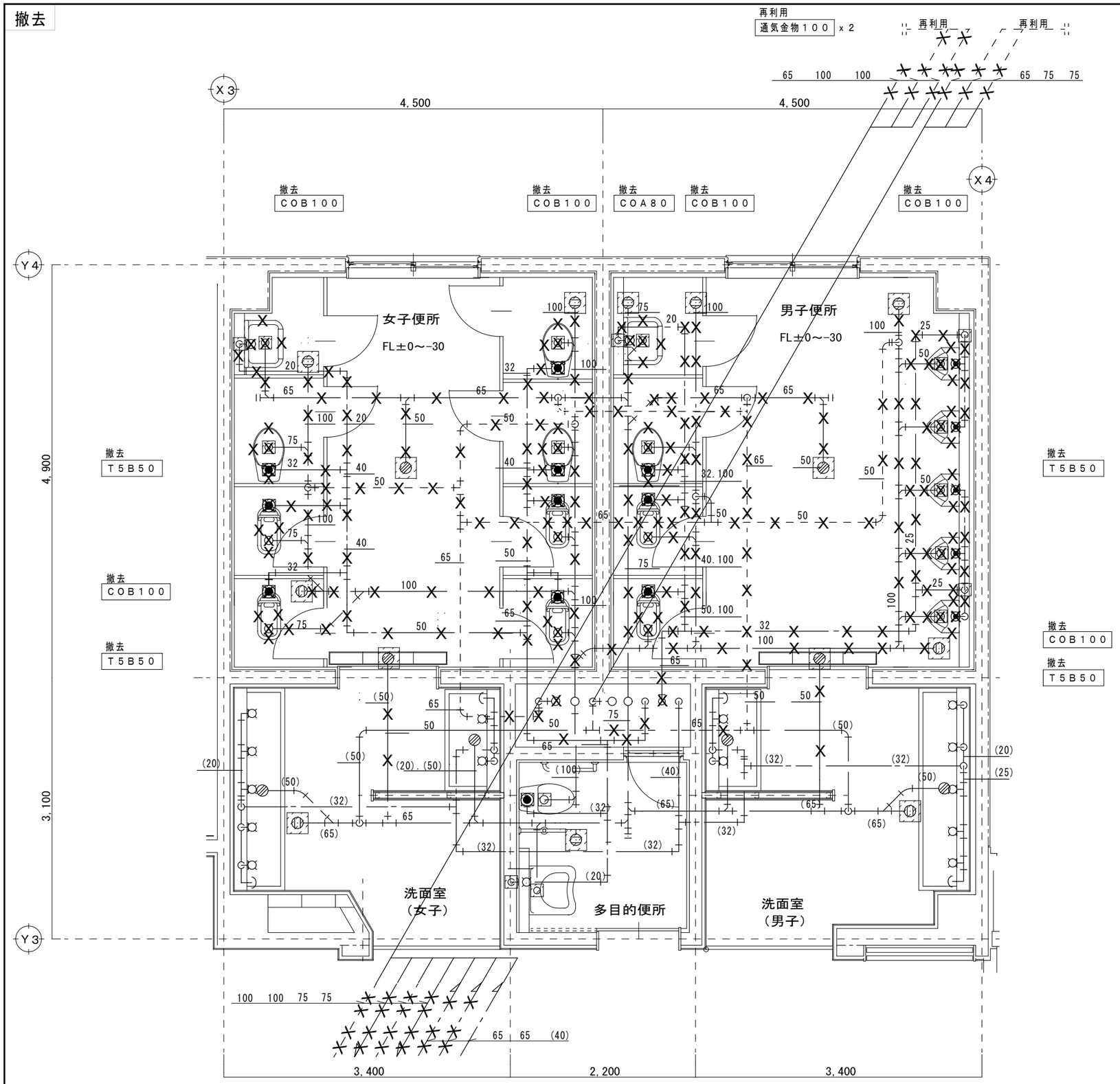

北校舎棟　トイレ２階平面図（既存）

撤去リスト（男女便所）

器　具　名	補助対象
洋風便器・フラッシュ弁・紙巻器	4
和風便器・フラッシュ弁・紙巻器	6
センサー一体小便器	5
掃除用流し	2

：モルタル穴埋補修

凡　例

既設配管　：

撤去配管，器具　：

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）E第74101号 名称 （有）設計工房　風の色 住所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯島康男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯島康男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1:50
					図名	撤去工事　北校舎棟２階トイレ平面図	NO. M－14

撤去

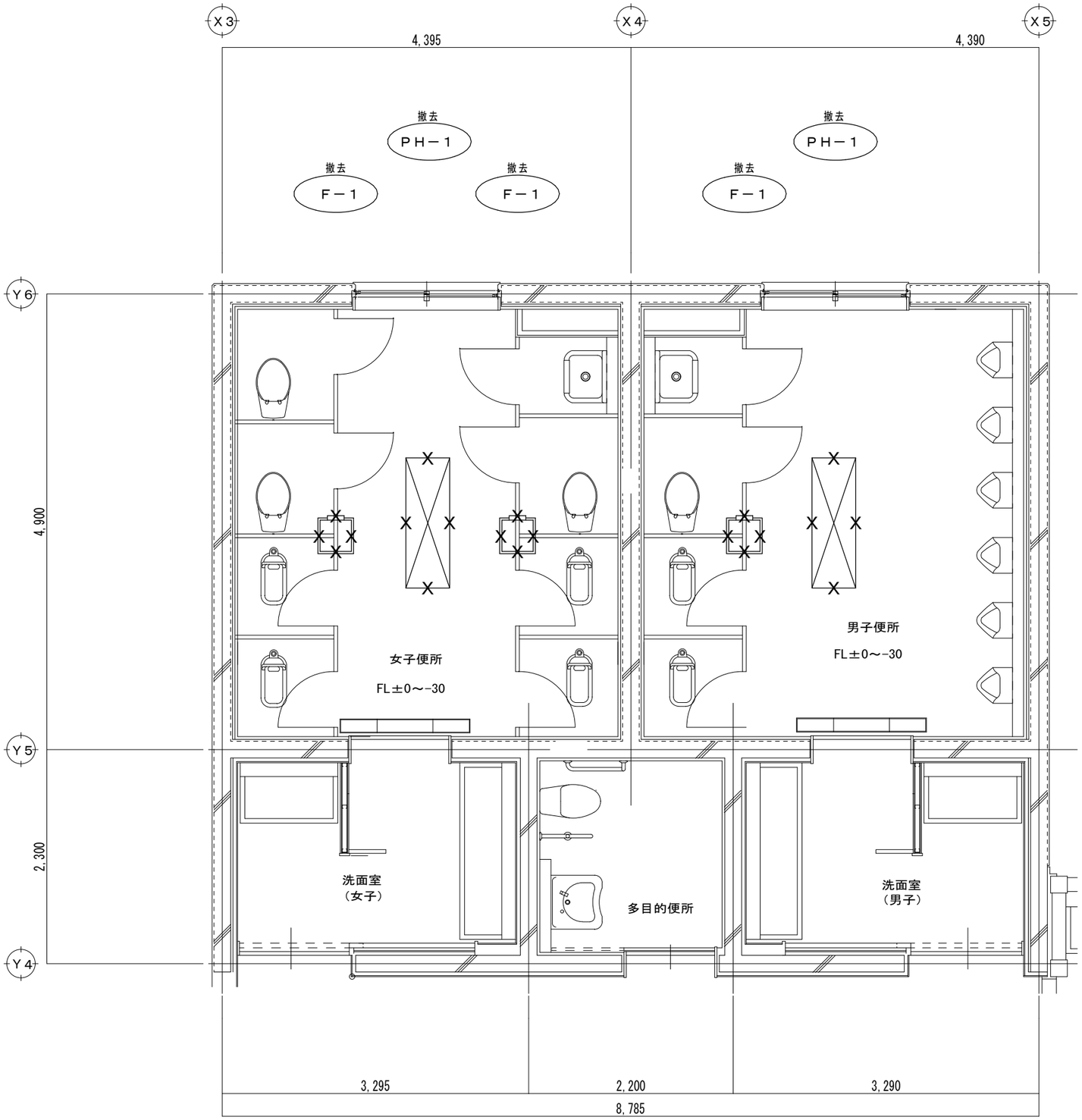

南校舎棟　トイレ１・２階階平面図（既存）

撤去リスト（男女便所・多目的便所）

	器　具　名	補助対象
ＰＨ－１	電気式遠赤外線暖房機／天井埋込タイプ ２．０Ｋｗ　１Φ２００ｖ	４
Ｆ－１	天井換気扇／低騒音タイプ ２００ＣＭＨｘ４０Ｐａ ＦＡＮ：２８ｗ　１Φ１００ｖ	６

凡　例

既設配管　：　- - - - - - -

撤去ダクト，器具（補助対象）　-x-x-**-x-x-

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名　称 （有）設計工房　風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯　島　康　男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯　島　康　男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50
					図　名	撤去工事　南校舎棟１階・２階平面図	NO. M－１５

撤去

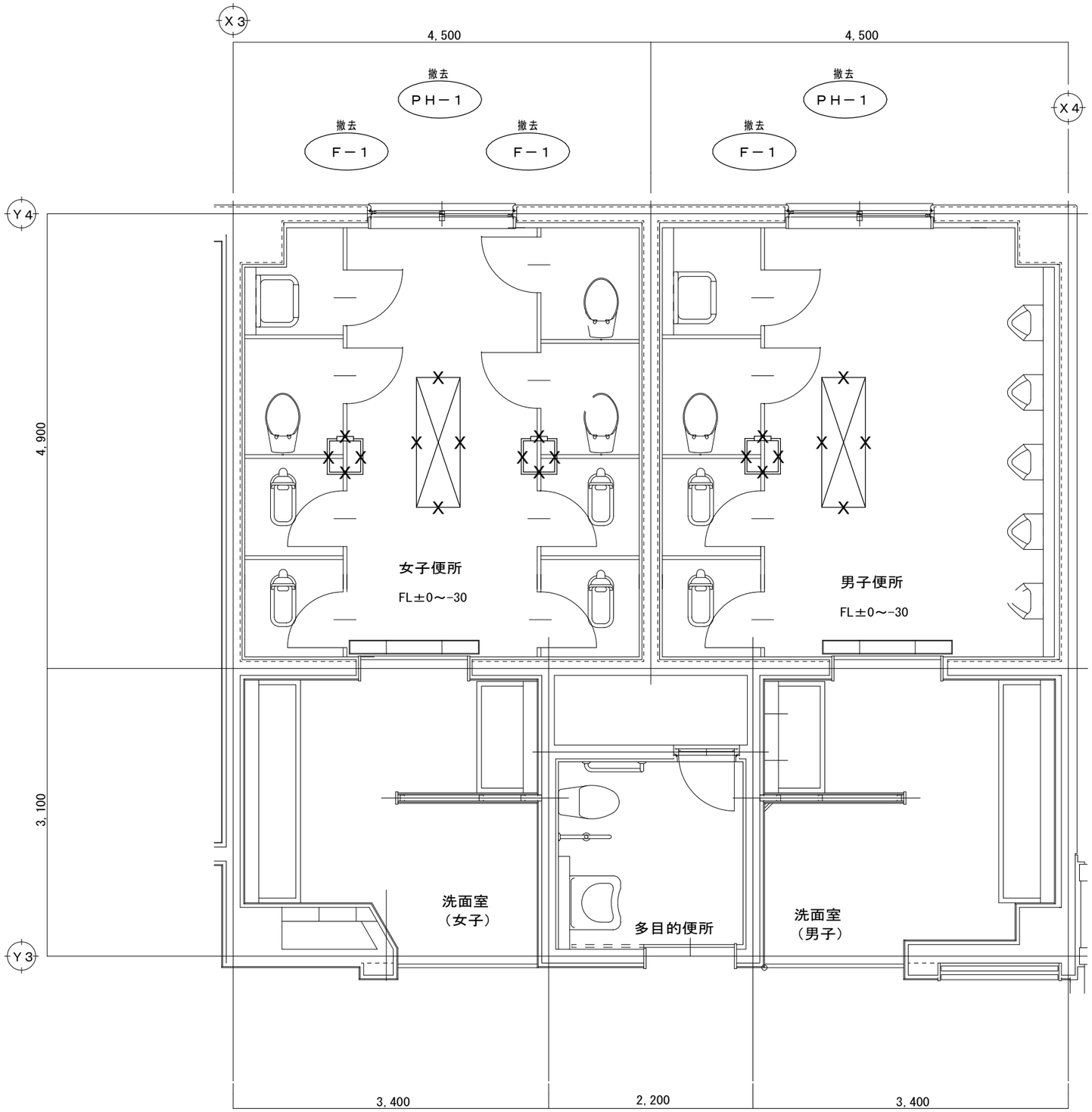

北校舎棟　トイレ１階・２階平面図（既存）

撤去リスト（男女便所・多目的便所）

	器　具　名	補助対象
ＰＨ－１	電気式遠赤外線暖房機／天井埋込タイプ ２．０Ｋｗ　１Φ２００ｖ	４
Ｆ－１	天井換気扇／低騒音タイプ ２００ＣＭＨｘ４０Ｐａ ＦＡＮ：２８ｗ　１Φ１００ｖ	６

凡　例

既設配管　：

撤去ダクト，器具（補助対象）

廃材処理は、建築とする。

撤去品は、建築指定場所へ収集とする。

上田市都市建設部建築課	事業年度 R-07	Atelier Hues of the Wind 一級建築士事務所 （有）設計工房　風の色	設計事務所 長野県知事登録 （上田）Ｅ第７４１０１号 名　称 （有）設計工房　風の色 住　所 上田市真田町本原２１１３－１ 代表者 飯　島　康　男	設計者 １級建築士 国土交通大臣登録 第１８７５０６号 飯　島　康　男	工事名	城下小学校トイレ改修工事	SCALE 1：50
					図　名	撤去工事　北校舎棟１階・２階平面図	NO. M－１６